

2024. 2. 8

バランスポートフォリオ

追加型投信／国内／資産複合

◆この目論見書により行なう「バランスポートフォリオ」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2024年2月7日に関東財務局長に提出しており、2024年2月8日にその効力が発生しております。

有価証券届出書提出日	: 2024年2月7日
発行者名	: 日興アセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名	: 代表取締役社長 ステファニー・ドゥルーズ
本店の所在の場所	: 東京都港区赤坂九丁目7番1号
有価証券届出書（訂正届出書を含みます。）	: 該当事項はありません。
の写しを縦覧に供する場所	

設定・運用は

日興アセットマネジメント

本書は金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。

投資信託は、金融機関の預金や保険契約とは商品性が異なります。

- 投資信託は、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
- 投資信託は、元金および利回り保証のいずれもありません。
- 投資信託をご購入されたお客様は、投資した資産の価値の減少を含むリスクを負います。

－ 目 次 －

	頁
第一部【証券情報】	1
第二部【ファンド情報】	3
第1【ファンドの状況】	3
第2【管理及び運営】	30
第3【ファンドの経理状況】	35
第4【内国投資信託受益証券事務の概要】	103
第三部【委託会社等の情報】	104
約款	163

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

バランスポートフォリオ（以下「ファンド」といいます。）

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

- ・追加型証券投資信託受益権です。（以下「受益権」といいます。）
- ・信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

※ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社債、株式等の振替に関する法律第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

1兆円を上限とします。

(4)【発行（売出）価格】

取得申込受付日の基準価額とします。

- ・基準価額につきましては、販売会社または「(8) 申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

(5)【申込手数料】

ありません。

(6)【申込単位】

販売会社の照会先にお問い合わせください。

(7)【申込期間】

2024年2月8日から2024年8月7日までとします。

- ・上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8)【申込取扱場所】

販売会社につきましては、委託会社の照会先にお問い合わせください。

＜委託会社の照会先＞

日興アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス www.nikkoam.com/

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

(9)【払込期日】

- ・取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する期日までに販売会社に支払うものとします。
- ・申込期間における各取得申込受付日の発行価額の総額（設定総額）は、販売会社によって、追加設定が行なわれる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(1 0) 【払込取扱場所】

申込金額は、販売会社にお支払いいただきます。

(1 1) 【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構とします。

(1 2) 【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

① ファンドの目的

TOPIX（東証株価指数）配当込みの動きに連動した投資成果に、内外公社債への投資による安定性を加味した運用を行ない、信託財産の長期的成長と安定した収益の確保をはかることをめざします。

② ファンドの基本的性格

1) 商品分類

単位型投信・ 追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国 内	株 式
	海 外	債 券
追加型投信	内 外	不動産投信
		その他資産 ()
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

◇追加型投信

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

◇国内

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

◇資産複合

目論見書または投資信託約款において、複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式 一般	年1回	グローバル	ファミリーファンド
大型株	年2回	日本	
中小型株	年4回	北米	
債券 一般	年6回	欧州	
公債	(隔月)	アジア	ファンド・オブ・ファンズ
社債	年12回	オセアニア	
その他債券 クレジット属性 ()	(毎月)	中南米	
不動産投信	日々	アフリカ	
その他資産 (投資信託証券(資産複合 資産配分 固定型(株式、債券)))	その他 ()	中近東 (中東)	
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング	

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

◇その他資産（投資信託証券（資産複合 資産配分固定型（株式、債券）））

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、株式および債券に投資を行ないます。よって、商品分類の「投資対象資産（収益の源泉）」においては、「資産複合」に分類されます。

「資産配分固定型」とは、目論見書または投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいいます。

◇年1回

目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

◇日本

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

◇ファミリーファンド

目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。

上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。

上記以外の商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) をご参照ください。

③ ファンドの特色

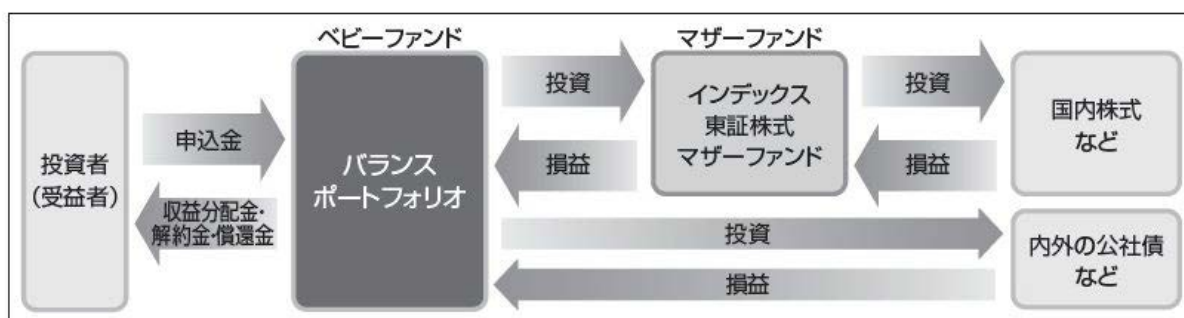
TOPIX(東証株価指数)配当込みの動きに連動した投資成果をめざす「インデックス東証株式マザーファンド」への投資を通じて、わが国の株式に50%程度投資を行ないます。また残りの50%程度は内外の公社債を中心に組み入れます。

TOPIX(東証株価指数)は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、指数採用銘柄の浮動株調整後の時価総額を指数化したものです。

※市況の急激な変化が生じたときなど、やむを得ない事情が発生した場合ならびに信託財産の規模によっては上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの仕組み

※当ファンドは、主にマザーファンドに投資するファミリーファンド方式で運用を行ないます。



(主な投資制限)

- ・「インデックス東証株式マザーファンド」への投資割合は、信託財産の純資産総額の70%未満とします。
- ・外貨建資産への投資は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。

(分配方針)

- ・毎決算時に、利子・配当等収益を中心に安定的に分配を行ないますが、分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。
- ・ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行なわないこともあります。
- ※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

「TOPIX」の著作権などについて

- ・ TOPIXの指数値およびTOPIXに係る標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウおよびTOPIXに係る標章または商標に関するすべての権利はJPXが有します。
- ・ JPXは、TOPIXの指数値の算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの指数値の算出もしくは公表の停止またはTOPIXに係る標章もしくは商標の変更もしくは使用の停止を行なうことができます。
- ・ JPXは、TOPIXの指数値およびTOPIXに係る標章または商標の使用に関して得られる結果ならびに特定日のTOPIXの指数値について、何ら保証、言及をするものではありません。
- ・ JPXは、TOPIXの指数値およびそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではありません。また、JPXは、TOPIXの指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。
- ・ 当ファンドは、JPXにより提供、保証または販売されるものではありません。
- ・ JPXは、当ファンドの購入者または公衆に対し、当ファンドの説明または投資のアドバイスをする義務を負いません。
- ・ JPXは、日興アセットマネジメント株式会社または当ファンドの購入者のニーズをTOPIXの指数値を算出する銘柄構成および計算に考慮するものではありません。
- ・ 以上の項目に限らず、JPXは当ファンドの設定、販売および販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても責任を有しません。

④ 信託金限度額

- ・ 2,000 億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・ 委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

(2) 【ファンドの沿革】

1987 年 11 月 27 日

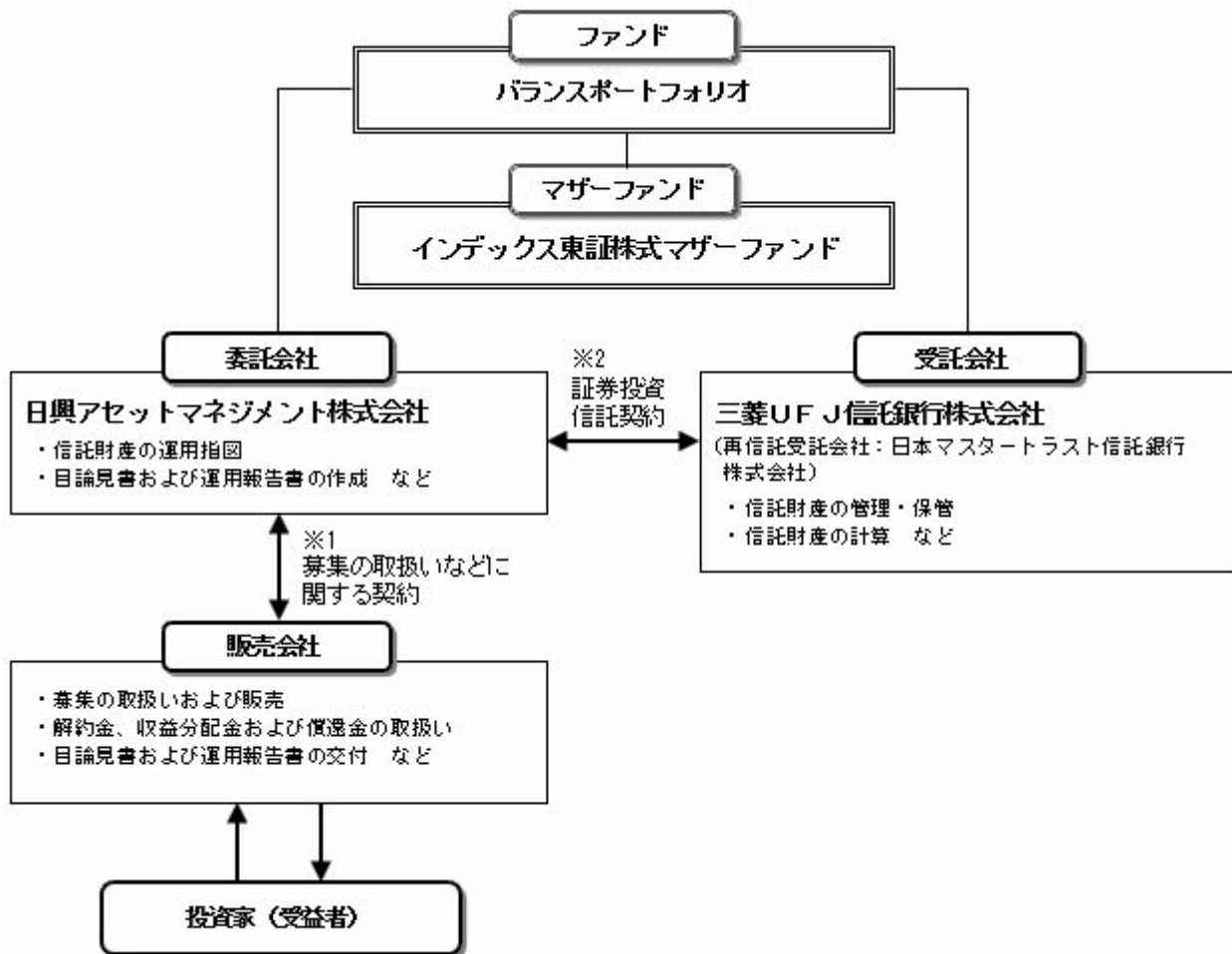
- ・ ファンドの信託契約締結、運用開始

2023 年 2 月 7 日

- ・ ミリオン（従業員積立投資プラン）としての取扱いを終了

(3) 【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み



※1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。

※2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

② 委託会社の概況（2023 年 11 月末現在）

1) 資本金

17,363 百万円

2) 沿革

1959 年：日興証券投資信託委託株式会社として設立

1999 年：日興国際投資顧問株式会社と合併し「日興アセットマネジメント株式会社」に社名変更

3) 大株主の状況

名 称	住 所	所有株数	所有比率
三井住友トラスト・ホールディングス株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号	192,211,000 株	97.562%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

- ・「インデックス東証株式マザーファンド」受益証券に投資することにより売買益を追求し、内外の公社債に投資することにより利息等収益の確保につとめます。
- ・株式以外の資産への実質投資割合（マザーファンドの信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした割合を含みます。）は、原則として、信託財産の総額の 75%以下とします。
- ・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

＜バランスポートフォリオ＞

「インデックス東証株式マザーファンド」受益証券および内外の公社債を主要投資対象とします。

① 投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1) 有価証券

2) デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、約款第 17 条および第 17 条の 2 に定めるものに限りします。）

3) 金銭債権

4) 約束手形

5) 為替手形

② 主として「インデックス東証株式マザーファンド」受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することができます。

1) 国債証券

2) 地方債証券

3) 特別の法律により法人の発行する債券

4) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。新株予約権付社債については、会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第 341 条の 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）に限りします。）

5) 特定社債券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 4 号で定めるものをいいます。）

6) コマーシャル・ペーパー

7) 外国または外国の者の発行する証券で、1)～6) の証券の性質を有するもの

8) 投資法人債券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいいます。以下同じ。）または外国投資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいいます。）で投資法人債券に類する証券

9) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 18 号で定めるものをいいます。）

10) 外国法人が発行する譲渡性預金証書

11) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りします。）

12) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

13) 外国の者に対する権利で 12) の有価証券の性質を有するもの

③ 次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権

利を含みます。)により運用することができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形
- 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6) 外国の者に対する権利で5)の権利の性質を有するもの

④ 次の取引ができます。

- 1) 先物取引等
- 2) スワップ取引
- 3) 有価証券の貸付
- 4) 外国為替予約取引
- 5) 資金の借入

<インデックス東証株式マザーファンド>

わが国の金融商品取引所上場株式を主要投資対象とします。

① 投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1) 有価証券
- 2) デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第13条の2および第13条の4に定めるものに限りま。）
- 3) 金銭債権
- 4) 約束手形
- 5) 為替手形

② 主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することができます。

- 1) 株券、新株の引受権を表示する証券もしくは証書または新株予約権証券
- 2) 短期社債等（社債、株式等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）およびコマーシャル・ペーパー
- 3) 外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券で、2)の証券の性質を有するもの
- 4) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りま。）
- 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

③ 次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形
- 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

④ 次の取引ができます。

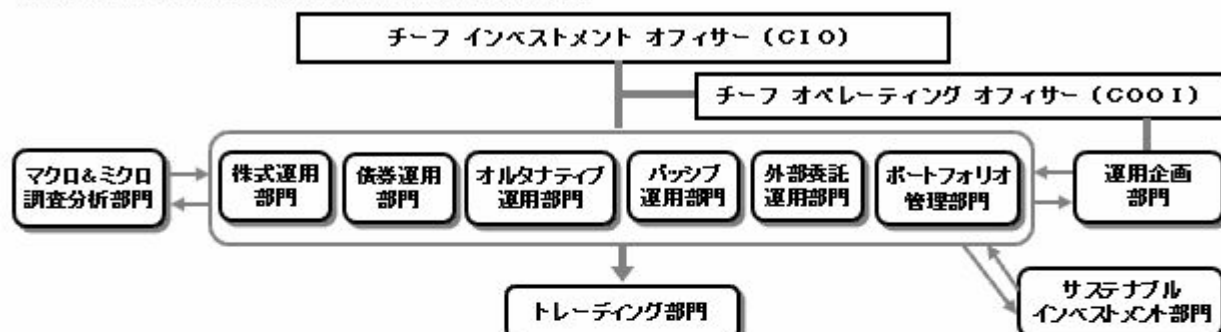
- 1) 先物取引等
- 2) スワップ取引
- 3) 有価証券の貸付

◆投資対象とするマザーファンドの概要
 <インデックス東証株式マザーファンド>

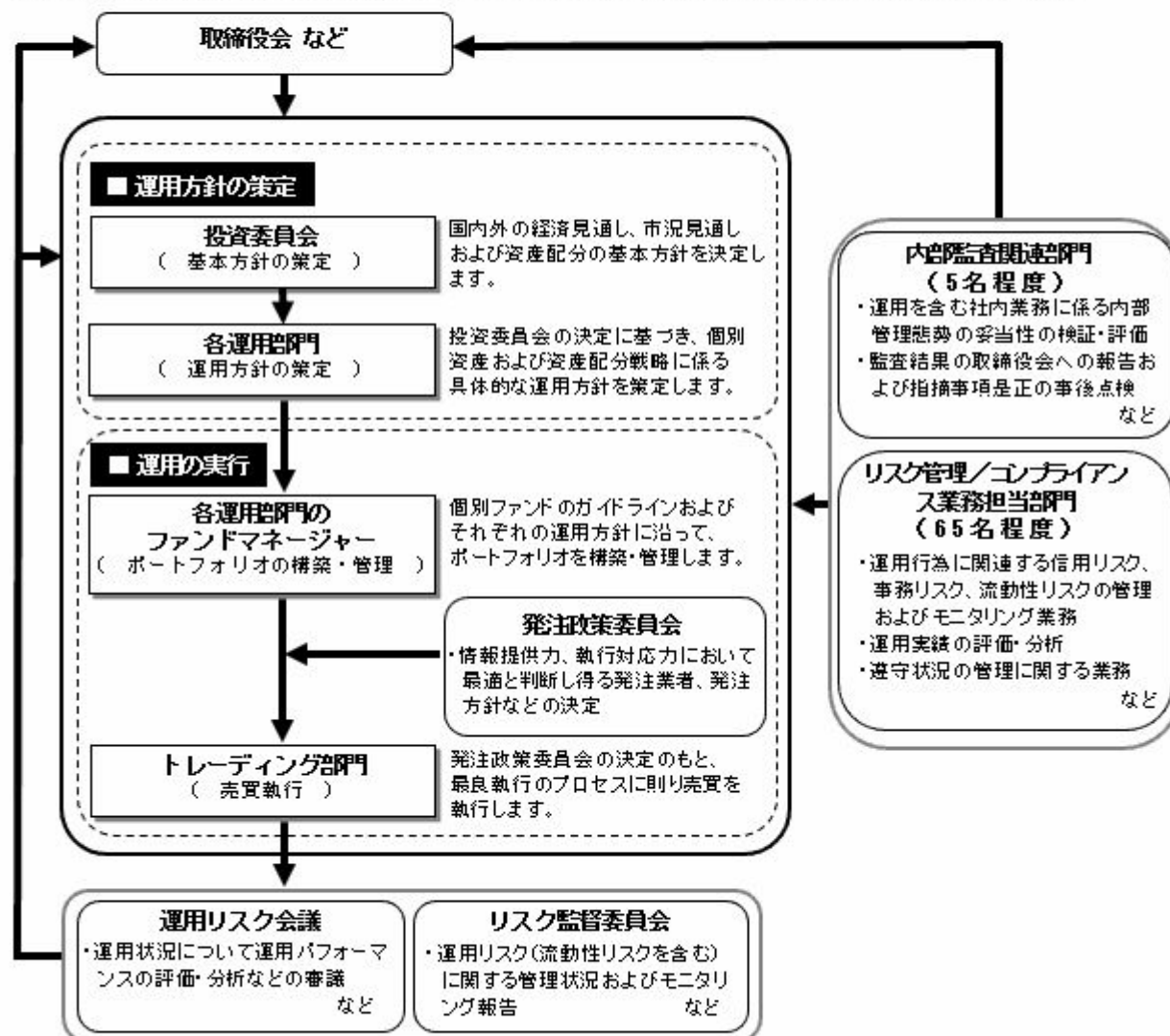
運用の基本方針	
基本方針	わが国の長期的成長と株式市場の動きをとらえることを目標に、ＴＯＰＩＸ（東証株価指数）配当込みの動きに連動する投資成果をめざします。
主な投資対象	わが国の金融商品取引所上場株式を主要投資対象とします。
投資方針	・投資成果をＴＯＰＩＸ（東証株価指数）配当込みの動きにできるだけ連動させるため、パーラ日本株式モデルに従い次のポートフォリオ管理を行ないます。 ①投資対象銘柄の中から、原則として 200 銘柄以上に分散投資を行ないます。 ②資金の流入に伴う売買にあたっては、原則として買付の場合は時価比率の高い銘柄から順に、売却の場合は時価比率の低い銘柄から順番に行ないます。 ③株式の組入比率は、高位を保ちます。 ・株式以外の資産への投資割合は、原則として、信託財産の総額の 50%以下とします。 ・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	・株式への投資割合には制限を設けません。 ・外貨建資産への投資は行ないません。 ・デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。 ・一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。
収益分配	収益分配は行ないません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 ※上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
委託会社	日興アセットマネジメント株式会社
受託会社	三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社
信託期間	無期限（1986 年 10 月 22 日設定）
決算日	毎年 10 月 21 日（休業日の場合は翌営業日）

(3) 【運用体制】

◆委託会社における運用体制は以下の通りです。



◆委託会社の運用体制における内部管理および意思決定を監督する組織などは以下の通りです。



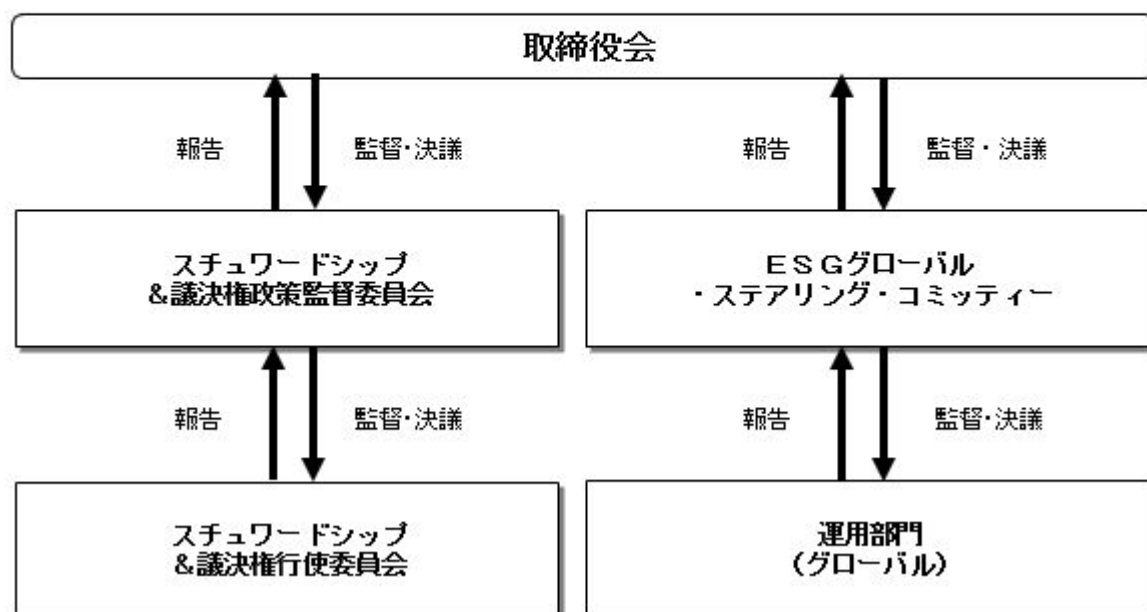
委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

「受託会社」に対しては、日々の純資産照会、月次の勘定残高照会などを行っております。また、独立した監査法人が所定の手続きで受託業務について監査を行っており、内部統制が有効に機能している旨の監査報告書を定期的に受け取っております。

◆投資家としてのESG／フィデューシャリー・デューティー

ESG（環境、社会、企業統治）やフィデューシャリーは、当委託会社にとって最高位に位置する概念であるため、同原則に関連する決議、報告、議論は、当委託会社の取締役会にて行なうこととしています。

（スチュワードシップ&議決権政策監督委員会は、議長含め社外委員が過半数以上を占めるメンバーで構成されています）



※上記体制は2023年11月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

① 収益分配方針

毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行なう方針です。

1) 分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）などの全額とします。

2) 分配対象額についての分配方針

利子・配当等収益を中心に分配を行ないますが、分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。

3) 留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、約款に定める運用の基本方針に基づき運用を行います。

② 収益分配金の支払い

原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

(5) 【投資制限】

① 約款に定める投資制限

＜バランスポートフォリオ＞

1) 「インデックス東証株式マザーファンド」 受益証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 70%未満とします。

2) 同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第 341 条の 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）への投資は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。

3) 外貨建資産への投資は、信託財産の純資産総額の 30%以下とします。

4) 信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします。

イ) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

ロ) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受け取る組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受け取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに約款第 14 条第 2 項第 1 号から第 4 号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

ハ) コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、約款で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲内とします。

5) 信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

イ) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の範囲内とします。

ロ) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。

ハ) コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の 5%を上回らない範囲内とし、且つ約款で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲内とします。

6) 信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

- イ) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに約款第14条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されるものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
- ロ) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受け取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに約款第14条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額（以下「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受け取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受け取る外貨建組入有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
- ハ) コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ約款で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- 7) 信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- 8) 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債の貸付の指図をすることができます。公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- 9) 信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、解約に伴う支払資金の手当て（解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。資金借入額および借入期間は、次に掲げる要件を満たす範囲内とします。
- イ) 解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、解約金の支払資金の手当てのために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内
- ロ) 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内
- ハ) 借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%以内
- ニ) 解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。
- ホ) 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。
- 10) デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- 11) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

<インデックス東証株式マザーファンド>

- 1) 株式への投資割合には制限を設けません。
- 2) 投資することを指図する株式は、金融商品取引所が開設する市場に上場されている株式等の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当により取得する株式については、この限りではありません。
- 3) 外貨建資産への投資は行ないません。
- 4) 信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプ

ション取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします。

イ) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

ロ) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受け取る組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受け取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに約款第 10 条第 2 項第 1 号から第 4 号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

ハ) コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、約款で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5 %を上回らない範囲内とします。

5) 信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の金利にかかるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

イ) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が 1 年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに約款第 10 条第 2 項第 1 号から第 4 号に掲げる金融商品で運用されるものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

ロ) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受け取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに約款第 10 条第 2 項第 1 号から第 4 号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

ハ) コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の 5 %を上回らない範囲内とし、且つ約款で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5 %を上回らない範囲内とします。

6) 信託財産に属する資産の効率的な運用および価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則としてマザーファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

7) 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式の貸付の指図をすることができます。株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の 50%を超えないものとします。

8) デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

9) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

② 法令による投資制限

同一法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律）

同一法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行なう投資信託全体で、当該株式の議決権の過半数を保有することとなる取引は行ないません。

3 【投資リスク】

(1) ファンドのリスク

当ファンドの投資にあたっては、主に以下のリスクを伴います。お申込みの際は、当ファンドのリスクを十分に認識・検討し、慎重に投資のご判断を行なっていただく必要があります。

- ・投資者の皆様は投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者（受益者）の皆様へ帰属します。なお、当ファンドは預貯金とは異なります。
- ・当ファンドは、主に株式および債券を実質的な投資対象としますので、株式および債券の価格の下落や、株式および債券の発行体の財務状況や業績の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。

当ファンドの主なリスクは以下の通りです。

① 価格変動リスク

- ・一般に株式の価格は、会社の成長性や収益性の企業情報および当該情報の変化に影響を受けて変動します。また、国内および海外の経済・政治情勢などの影響を受けて変動します。ファンドにおいては、株式の価格変動または流動性の予想外の変動があった場合、重大な損失が生じるリスクがあります。
- ・一般に公社債は、金利変動により価格が変動するリスクがあります。一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。ただし、その価格変動幅は、残存期間やクーポンレートなどの発行条件などにより債券ごとに異なります。

② 流動性リスク

市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。

③ 信用リスク

- ・一般に投資した企業の経営などに直接・間接を問わず重大な危機が生じた場合には、ファンドにも重大な損失が生じるリスクがあります。デフォルト（債務不履行）や企業倒産の懸念から、発行体の株式などの価格は大きく下落（価格がゼロになることもあります。）し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、金融商品取引所が定める一定の基準に該当した場合、上場が廃止される可能性があり、廃止される恐れが生じた場合や廃止となる場合も発行体の株式などの価格は下がり、ファンドにおいて重大な損失が生じるリスクがあります。
- ・一般に公社債および短期金融資産の発行体にデフォルト（債務不履行）が生じた場合またはそれが予想される場合には、公社債および短期金融資産の価格が下落（価格がゼロになることもあります。）し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、実際にデフォルトが生じた場合、投資した資金が回収できないリスクが高い確率で発生します。
- ・格付を有する債券については、当該格付の変更に伴ない価格が下落するリスクもあります。
- ・ファンドの資金をコール・ローン、譲渡性預金証書などの短期金融資産で運用することがありますが、買付け相手先の債務不履行により損失が発生することがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

④ 為替変動リスク

外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

＜その他の留意事項＞

・システムリスク・市場リスクなどに関する事項

証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化、政策の変更もしくはコンピューター・ネットワーク関係の不慮の出来事などの諸事情により有価証券取引や為替取引などが一時的に停止されることがあります。これにより、ファンドの投資方針に従った運用ができない場合があります。上記の状況が発生した場合や、その他の事由により基準価額の算出が困難となる状況が発生した場合などには、委託会社の判断により一時的に取得・換金の取り扱いを停止することもあります。

・投資対象とする投資信託証券に関する事項

ファンドが投資対象とする投資信託証券（マザーファンドを含みます。）と同じ投資信託証券に投資する他のファンドにおいて、解約・償還・設定などに伴う資金流出入などがあり、その結果、当該投資信託証券において有価証券の売買などが生じた場合には、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

・解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動に関する事項

一度に大量の解約があった場合に、解約資金の手当てをするため保有している有価証券を一度に大量に売却することがあります。その際は評価価格と実際の取引価格に差が生じるなどして、ファンドの基準価額が大きく変動する可能性があります。

・基準価額の妥当性に疑義が生じた場合の取得・換金の停止に関する事項

ファンドの基準価額の算出に用いた評価価格と実際の取引価格に差が生じるなど、基準価額の妥当性に疑義が生じる場合は、委託会社の判断により、一時的に取得・換金の取扱いを停止する場合があります。

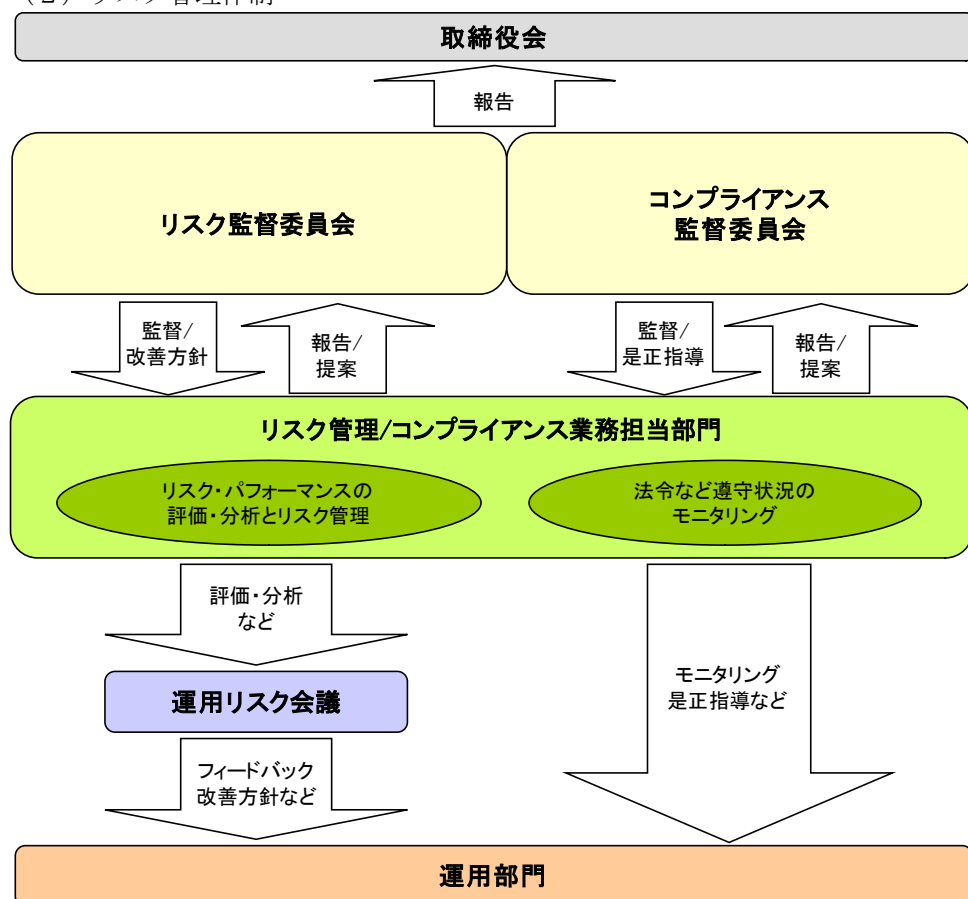
・運用制限や規制上の制限に関する事項

関係する法令規制上、または社内方針などにより取引が制限されることがあります。例えば、委託会社またはその関連会社が特定の銘柄の未公開情報を受領している場合には、当該銘柄の売買が制限されることがあります。また、委託会社またはその関連会社が行なう投資または他の運用業務に関連して、取引が制限されることもあります。したがって、これらの制限により当ファンドの運用実績に影響を及ぼす可能性があります。

- ・法令・税制・会計方針などの変更に関する事項

ファンドに適用される法令・税制・会計方針などは、今後変更される場合があります。

(2) リスク管理体制



■全社的リスク管理

当社では運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理／コンプライアンス業務担当部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。当社グループの法令などの遵守状況についてはコンプライアンス部門が事務局を務めるコンプライアンス監督委員会、リスク管理状況についてはリスク管理部門が事務局を務めるリスク監督委員会を通して経営陣に報告され、更に年一度以上取締役会に対して全体的な活動状況を報告しております。両委員会およびそれに関連する部門別会議においては、法令遵守状況や各種リスク（運用リスク（流動性リスクを含む）、市場リスク、カウンターパーティーリスク、オペレーショナルリスク（事務リスクを含む）など）に関するモニタリングとその報告に加えて、重要事故への対応と各種リスク対応、事故防止のための施策やその管理手法の構築などの支援に努めております。

■運用状況の評価・分析および運用リスク管理

ファンド財産について運用状況の評価・分析および運用リスク（流動性リスクを含む）の管理状況をモニタリングします。運用パフォーマンスおよび運用リスクに係る評価と分析の結果については運用リスク会議に報告し、運用リスク（流動性リスクを含む）の管理状況についてはリスク監督委員会へ報告され、問題点の原因の究明や改善策の策定が図られます。加えて外部委託運用部門は、外部委託ファンドの運用管理を行ない、投資方針に沿った運用が行なわれているかなどのモニタリングを行なっています。

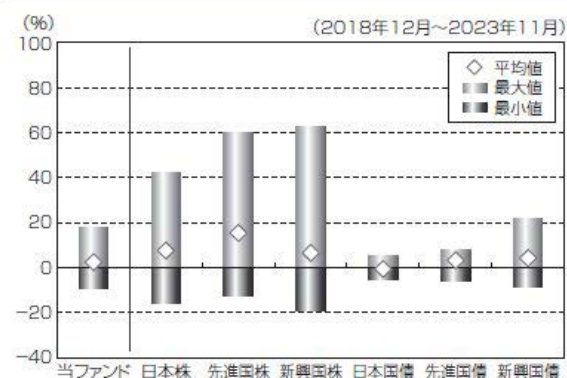
■法令など遵守状況のモニタリング

運用における法令・諸規則、信託約款などの遵守状況については、コンプライアンス業務担当部門が管理を行ないます。問題点についてはコンプライアンス関連の委員会に報告され、必要に応じ運用部門に対し是正指導が行なわれるなど、適切に管理・監督を行ないます。

※上記体制は2023年11月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(参考情報)

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



(当ファンドと他の代表的な資産クラスの平均騰落率、年間最大騰落率および最小騰落率(%))

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	2.5%	7.6%	15.4%	6.6%	-0.6%	3.3%	4.3%
最大値	17.9%	42.1%	59.8%	62.7%	5.4%	8.0%	21.5%
最小値	-9.3%	-16.0%	-12.4%	-19.4%	-5.5%	-6.1%	-8.8%

※上記は当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2018年12月から2023年11月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大・最小・平均を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。当ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

<各資産クラスの指数>

日本株……TOPIX(東証株価指数)配当込み

先進国株……MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)

新興国株……MSCIエマージングマーケットインデックス(配当込み、円ベース)

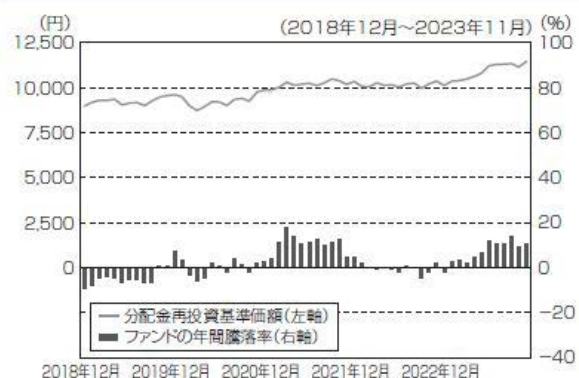
日本国債……NOMURA-BPI国債

先進国債……FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債……JPモルガンGBI-EMグローバルリターンシフト(円ヘッジなし、円ベース)

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。

※分配金再投資基準価額は、2018年12月末の基準価額を起点として指数化しています。

※当ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

TOPIX（東証株価指数）配当込み

当指数は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、当指数に関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は株式会社 J P X 総研または株式会社 J P X 総研の関連会社に帰属します。

MSCI-KOKUSAI インデックス（配当込み、円ベース）

当指数は、MSCI Inc. が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、当指数に関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。

MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）

当指数は、MSCI Inc. が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、当指数に関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。

NOMURA-BPI 国債

当指数は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社（以下「NFRC」）が公表している指数で、その知的財産権は NFRC に帰属します。なお、NFRC は、対象インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、対象インデックスを用いて行われる日興アセットマネジメント株式会社の事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

FTSE 世界国債インデックス（除く日本、円ベース）

当指数は、FTSE Fixed Income LLC により運営されている債券インデックスです。当指数は FTSE Fixed Income LLC の知的財産であり、指数に関するすべての権利は FTSE Fixed Income LLC が有しています。

JP モルガン GBI-EM グローバル・ディバーシファイド（円ヘッジなし、円ベース）

当指数は、J.P. Morgan Securities LLC が算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、当指数に関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLC に帰属します。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

ありません。

(2)【換金（解約）手数料】

- ① 換金手数料
ありません。
- ② 信託財産留保額
ありません。

(3)【信託報酬等】

- ① 信託報酬
信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年 0.572%（税抜 0.52%）の率を乗じて得た額とします。
- ② 信託報酬の配分
信託報酬の配分（年率）は、以下の通りとします。

信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率			
合計	委託会社	販売会社	受託会社
0.52%	0.22%	0.22%	0.08%

委託会社	委託した資金の運用の対価
販売会社	運用報告書など各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供などの対価
受託会社	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

※表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。

- ③ 支払時期
信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、日々計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該終了日が休業日の場合はその翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払います。

(4)【その他の手数料等】

信託財産に関する以下の費用およびそれに付随する消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産から支払います。

- ① 組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料および先物・オプション取引などに要する費用。
- ② 信託財産の財務諸表の監査に要する費用（日々、計上されます。）。
- ③ 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、外貨建資産の保管などに要する費用、解約に伴う支払資金の手当てなどを目的とした借入金の利息および受託会社の立て替えた立替金の利息。

＜投資対象とするマザーファンドに係る費用＞

- ・組入有価証券の売買時の売買委託手数料
- ・信託事務の処理に要する諸費用
- ・信託財産に関する租税 など

※監査費用は、監査法人などに支払うファンドの監査に係る費用です。

* 監査費用、売買委託手数料などは、保有期間や運用の状況などに応じて異なり、あらかじめ見積もることができないため、表示することができません。

投資家の皆様にご負担いただく手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりま

すので、表示することができません。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

- ・公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度（NISA）の適用対象となります。
- ・当ファンドは、NISA の対象ではありません。

① 個人受益者の場合

1) 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315%（所得税 15.315%および地方税 5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用があります。）のいずれかを選択することもできます。

2) 解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益（譲渡益）*については譲渡所得として、20.315%（所得税 15.315%および地方税 5%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税 15.315%および地方税 5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

*解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益

※確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

② 法人受益者の場合

1) 収益分配金、解約金、償還金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、15.315%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

2) 益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

※買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

③ 個別元本

1) 各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。

2) 受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

④ 普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

1) 収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

2) 受益者が収益分配金を受け取る際

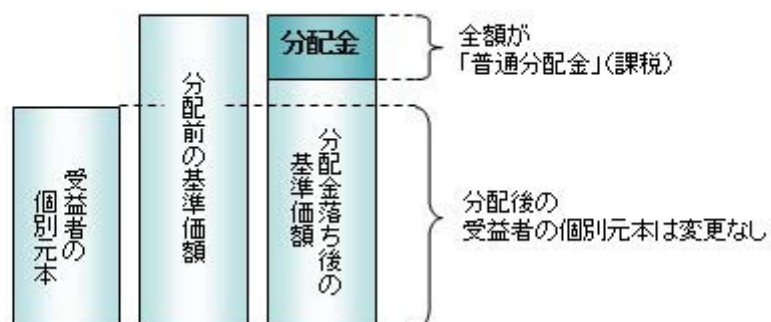
イ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

ロ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。

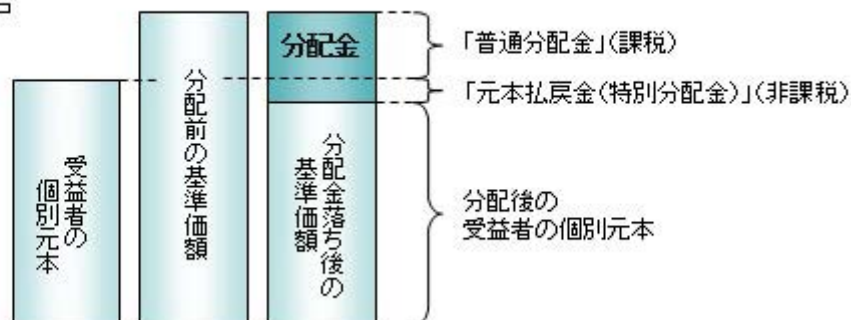
ハ) 収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

<分配金に関するイメージ図>

イ) の場合



ロ)、ハ) の場合



※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は 2024 年 2 月 7 日現在のものですので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

(参考情報)ファンドの総経費率

対象期間:2022年11月8日~2023年11月7日

総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
0.57%	0.57%	0.00%

※対象期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。消費税等のかかるものは消費税等を含みます。)を対象期間の平均受益権口数に平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した値(年率)です。

※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

※運用管理費用の内訳等の詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

5【運用状況】

【バランスポートフォリオ】

以下の運用状況は 2023 年 11 月 30 日現在です。
・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
地方債証券	日本	26,146,376	19.76
親投資信託受益証券	日本	67,672,647	51.13
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）	—	38,532,335	29.11
合計（純資産総額）		132,351,358	100.00

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
日本	親投資信託 受益証券	インデックス東証株 式マザーファンド	25,194,582	2.6370	66,438,112	2.6860	67,672,647	—	—	51.13
日本	地方債証券	第401回大阪府公 募公債（10年）	15,000,000	100.52	15,078,000	100.65	15,097,800	0.477	2025/10/29	11.41
日本	地方債証券	平成26年度第1回 滋賀県公募公債	11,000,000	100.44	11,048,576	100.44	11,048,576	0.495	2024/11/28	8.35

ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
地方債証券	19.76
親投資信託受益証券	51.13
合 計	70.89

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第27計算期間末（2014年11月7日）	382	382	0.8619	0.8624
第28計算期間末（2015年11月9日）	322	322	0.9300	0.9305
第29計算期間末（2016年11月7日）	271	271	0.8629	0.8634
第30計算期間末（2017年11月7日）	268	268	0.9920	0.9925
第31計算期間末（2018年11月7日）	218	218	0.9443	0.9448
第32計算期間末（2019年11月7日）	217	217	0.9565	0.9570
第33計算期間末（2020年11月9日）	213	213	0.9545	0.9550
第34計算期間末（2021年11月8日）	212	213	1.0465	1.0470
第35計算期間末（2022年11月7日）	174	174	1.0216	1.0221
第36計算期間末（2023年11月7日）	132	132	1.1333	1.1338
2022年11月末日	172	—	1.0352	—
12月末日	149	—	1.0112	—
2023年1月末日	134	—	1.0336	—
2月末日	130	—	1.0382	—
3月末日	128	—	1.0467	—
4月末日	128	—	1.0604	—
5月末日	130	—	1.0795	—
6月末日	134	—	1.1200	—
7月末日	135	—	1.1275	—
8月末日	135	—	1.1295	—
9月末日	135	—	1.1318	—
10月末日	132	—	1.1140	—
11月末日	132	—	1.1437	—

② 【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第27期	2013年11月8日～2014年11月7日	0.0005
第28期	2014年11月8日～2015年11月9日	0.0005
第29期	2015年11月10日～2016年11月7日	0.0005
第30期	2016年11月8日～2017年11月7日	0.0005
第31期	2017年11月8日～2018年11月7日	0.0005
第32期	2018年11月8日～2019年11月7日	0.0005

第 33 期	2019 年 11 月 8 日～2020 年 11 月 9 日	0.0005
第 34 期	2020 年 11 月 10 日～2021 年 11 月 8 日	0.0005
第 35 期	2021 年 11 月 9 日～2022 年 11 月 7 日	0.0005
第 36 期	2022 年 11 月 8 日～2023 年 11 月 7 日	0.0005

③【収益率の推移】

期	期間	収益率 (%)
第 27 期	2013 年 11 月 8 日～2014 年 11 月 7 日	6.90
第 28 期	2014 年 11 月 8 日～2015 年 11 月 9 日	7.96
第 29 期	2015 年 11 月 10 日～2016 年 11 月 7 日	△7.16
第 30 期	2016 年 11 月 8 日～2017 年 11 月 7 日	15.02
第 31 期	2017 年 11 月 8 日～2018 年 11 月 7 日	△4.76
第 32 期	2018 年 11 月 8 日～2019 年 11 月 7 日	1.34
第 33 期	2019 年 11 月 8 日～2020 年 11 月 9 日	△0.16
第 34 期	2020 年 11 月 10 日～2021 年 11 月 8 日	9.69
第 35 期	2021 年 11 月 9 日～2022 年 11 月 7 日	△2.33
第 36 期	2022 年 11 月 8 日～2023 年 11 月 7 日	10.98

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に 100 を乗じた数です。

（４）【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第 27 期	2013 年 11 月 8 日～2014 年 11 月 7 日	11,634,468	109,900,290
第 28 期	2014 年 11 月 8 日～2015 年 11 月 9 日	9,591,772	106,409,569
第 29 期	2015 年 11 月 10 日～2016 年 11 月 7 日	9,326,069	41,548,116
第 30 期	2016 年 11 月 8 日～2017 年 11 月 7 日	7,480,324	50,984,226
第 31 期	2017 年 11 月 8 日～2018 年 11 月 7 日	6,405,223	46,051,030
第 32 期	2018 年 11 月 8 日～2019 年 11 月 7 日	6,506,949	10,601,618
第 33 期	2019 年 11 月 8 日～2020 年 11 月 9 日	7,044,581	10,651,253
第 34 期	2020 年 11 月 10 日～2021 年 11 月 8 日	5,792,929	25,835,192
第 35 期	2021 年 11 月 9 日～2022 年 11 月 7 日	5,294,402	37,920,322
第 36 期	2022 年 11 月 8 日～2023 年 11 月 7 日	1,251,583	55,528,901

(参考)

インデックス東証株式マザーファンド

以下の運用状況は 2023 年 11 月 30 日現在です。

- ・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	日本	8,460,198,580	98.31
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）	—	145,587,076	1.69
合計（純資産総額）		8,605,785,656	100.00

その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株価指数先物取引	買建	日本	118,800,000	1.38

(注)先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	137,700	2,610.00	359,397,000	2,794.50	384,802,650	4.47
日本	株式	ソニーグループ	電気機器	17,700	12,440.00	220,188,000	12,820.00	226,914,000	2.64
日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	154,600	1,223.50	189,153,100	1,255.00	194,023,000	2.25
日本	株式	キーエンス	電気機器	2,500	53,320.00	133,300,000	63,350.00	158,375,000	1.84
日本	株式	日本電信電話	情報・通信業	748,000	173.30	129,628,400	173.10	129,478,800	1.50
日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	17,600	7,152.00	125,875,200	7,258.00	127,740,800	1.48
日本	株式	東京エレクトロン	電気機器	5,300	20,065.00	106,344,500	24,025.00	127,332,500	1.48
日本	株式	日立製作所	電気機器	12,200	8,711.00	106,274,200	10,285.00	125,477,000	1.46
日本	株式	三菱商事	卸売業	17,500	6,857.34	120,003,509	6,886.00	120,505,000	1.40
日本	株式	信越化学工業	化学	22,800	4,274.66	97,462,305	5,212.00	118,833,600	1.38
日本	株式	任天堂	その他製品	15,800	6,067.00	95,858,600	6,912.00	109,209,600	1.27
日本	株式	三井物産	卸売業	20,000	5,389.95	107,799,122	5,392.00	107,840,000	1.25
日本	株式	リクルートホールディングス	サービス業	19,100	4,425.00	84,517,500	5,505.00	105,145,500	1.22
日本	株式	伊藤忠商事	卸売業	17,300	5,248.31	90,795,822	5,738.00	99,267,400	1.15
日本	株式	武田薬品工業	医薬品	22,300	4,356.00	97,138,800	4,165.00	92,879,500	1.08
日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	61,200	1,612.50	98,685,000	1,509.00	92,350,800	1.07
日本	株式	KDDI	情報・通信業	19,400	4,465.00	86,621,000	4,625.00	89,725,000	1.04

日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	24,400	3,307.00	80,690,800	3,648.00	89,011,200	1.03
日本	株式	第一三共	医薬品	21,900	4,215.00	92,308,500	4,000.00	87,600,000	1.02
日本	株式	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	33,300	2,522.50	83,999,250	2,512.00	83,649,600	0.97
日本	株式	HOYA	精密機器	5,000	14,500.00	72,500,000	16,665.00	83,325,000	0.97
日本	株式	ソフトバンクグループ	情報・通信業	12,400	6,130.00	76,012,000	6,020.00	74,648,000	0.87
日本	株式	ソフトバンク	情報・通信業	40,500	1,673.50	67,776,750	1,798.50	72,839,250	0.85
日本	株式	オリエンタルランド	サービス業	13,600	4,580.00	62,288,000	5,025.00	68,340,000	0.79
日本	株式	ダイキン工業	機械	3,000	21,595.00	64,785,000	22,155.00	66,465,000	0.77
日本	株式	村田製作所	電気機器	22,800	2,596.00	59,188,800	2,883.50	65,743,800	0.76
日本	株式	SMC	機械	800	68,830.00	55,064,000	74,450.00	59,560,000	0.69
日本	株式	日本たばこ産業	食料品	15,000	3,429.00	51,435,000	3,801.00	57,015,000	0.66
日本	株式	三菱電機	電気機器	28,200	1,733.77	48,892,420	2,009.00	56,653,800	0.66
日本	株式	丸紅	卸売業	22,100	2,173.27	48,029,408	2,307.00	50,984,700	0.59

ロ. 種類別及び業種別の投資比率

種類	国内／国外	業種	投資比率(%)
株式	国内	水産・農林業	0.08
		鉱業	0.36
		建設業	2.04
		食料品	3.38
		繊維製品	0.41
		パルプ・紙	0.17
		化学	5.88
		医薬品	4.68
		石油・石炭製品	0.47
		ゴム製品	0.71
		ガラス・土石製品	0.67
		鉄鋼	0.96
		非鉄金属	0.67
		金属製品	0.52
		機械	5.13
		電気機器	17.02
		輸送用機器	8.52
		精密機器	2.29
		その他製品	2.26
		電気・ガス業	1.35
		陸運業	2.73
		海運業	0.74
		空運業	0.44
		倉庫・運輸関連業	0.14
		情報・通信業	7.55

		卸売業	6.90
		小売業	4.20
		銀行業	7.06
		証券、商品先物取引業	0.78
		保険業	2.40
		その他金融業	1.13
		不動産業	1.91
		サービス業	4.73
合 計			98.31

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

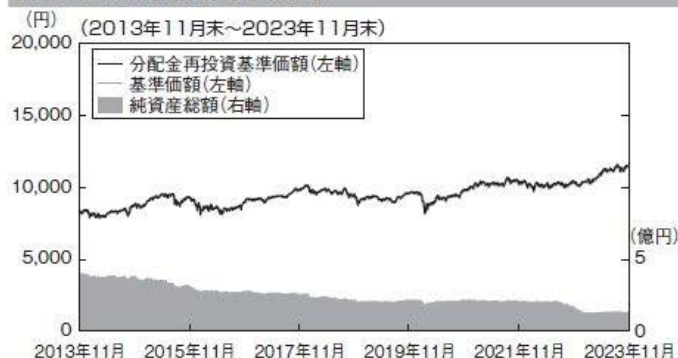
資産の種類	取引所	名称	建別	数量	通貨	契約額等（円）	評価額（円）	投資比率（%）
株価指数先物取引	大阪取引所	東証株価指数先物 2023年12月	買建	5	日本円	111,950,000	118,800,000	1.38

(注)先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

運用実績

2023年11月30日現在

基準価額・純資産の推移



基準価額 11,437円

純資産総額 1.32億円

※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。

※分配金再投資基準価額は、2013年11月末の基準価額を起点として指数化しています。

※分配金再投資基準価額は、当ファンドに過去10年間、分配実績があった場合に、当該分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであることにご留意ください。

分配の推移(税引前、1万口当たり)

2019年11月	2020年11月	2021年11月	2022年11月	2023年11月	設定来累計
5円	5円	5円	5円	5円	180円

主要な資産の状況

<資産構成比率>

組入資産	比率
株式	50.26%
株式先物	0.71%
債券	19.76%
債券先物	0.00%
現金その他	29.99%

※当ファンドの実質組入比率です。

<組入上位銘柄>

当ファンド

銘柄	種類	クーポン	償還期限	比率
1 インデックス東証株式マザーファンド	親投資信託受益証券	—	—	51.13%
2 第401回大阪府公募公債(10年)	地方債証券	0.477%	2025年10月29日	11.41%
3 平成26年度第1回滋賀県公募公債	地方債証券	0.495%	2024年11月28日	8.35%

※当ファンドの対純資産総額比です。

インデックス東証株式マザーファンド

銘柄	業種	比率
1 トヨタ自動車	輸送用機器	4.47%
2 ソニーグループ	電気機器	2.64%
3 三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	2.25%
4 キーエンス	電気機器	1.84%
5 日本電信電話	情報・通信業	1.50%

※マザーファンドの対純資産総額比です。

年間収益率の推移



※ファンドの年間収益率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。

※当ファンドには、ベンチマークはありません。

※2023年は、2023年11月末までの騰落率です。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

- (1) 申込方法
販売会社所定の方法でお申し込みください。
- (2) 申込みの受付
販売会社の営業日に受け付けます。
- (3) 取扱時間
原則として、午後3時まで、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の扱いとなります。
- (4) 申込金額
取得申込受付日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額です。
- (5) 申込単位
販売会社の照会先にお問い合わせください。
- (6) 申込代金の支払い
取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。
- (7) 受付の中止および取消
委託会社は、金融商品取引所^{*}における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。
※金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

2【換金（解約）手続等】

<解約請求による換金>

- (1) 解約の受付
販売会社の営業日に受け付けます。
- (2) 取扱時間
原則として、午後3時まで、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の扱いとなります。
- (3) 解約制限
ファンドの規模および商品性格などに基つき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の解約には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- (4) 解約価額
解約請求受付日の基準価額とします。
・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社の照会先>

日興アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス www.nikkoam.com/

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

- (5) 手取額
1口当たりの手取額は、解約価額から解約に係る所定の税金を差し引いた金額となります。
※税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。
詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。
- (6) 解約単位
1口単位
※販売会社によっては、解約単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- (7) 解約代金の支払い
原則として、解約請求受付日から起算して4営業日目からお支払いします。
- (8) 受付の中止および取消
・委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、

解約請求の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。

- ・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

<買取請求による換金>

(1) 買取りの受付

販売会社の営業日に受け付けます。

(2) 取扱時間

原則として、午後 3 時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

(3) 買取制限

ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の買取りには受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(4) 買取価額

買取請求受付日の基準価額から、当該買取りを行なう販売会社に係る源泉徴収税額に相当する金額を控除した価額となります。なお、一定の要件の下では、買取請求受付日の基準価額となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。

詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。

(5) 手取額

1 口当たりの手取額は、当該買取価額となります。

(6) 買取単位

1 口単位

※販売会社によっては、買取単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(7) 受付の中止および取消

- ・販売会社は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社との協議に基づいて買取りを中止すること、および既に受け付けた買取りを取り消すことができます。
- ・買取請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取請求を受け付けたものとして取り扱います。

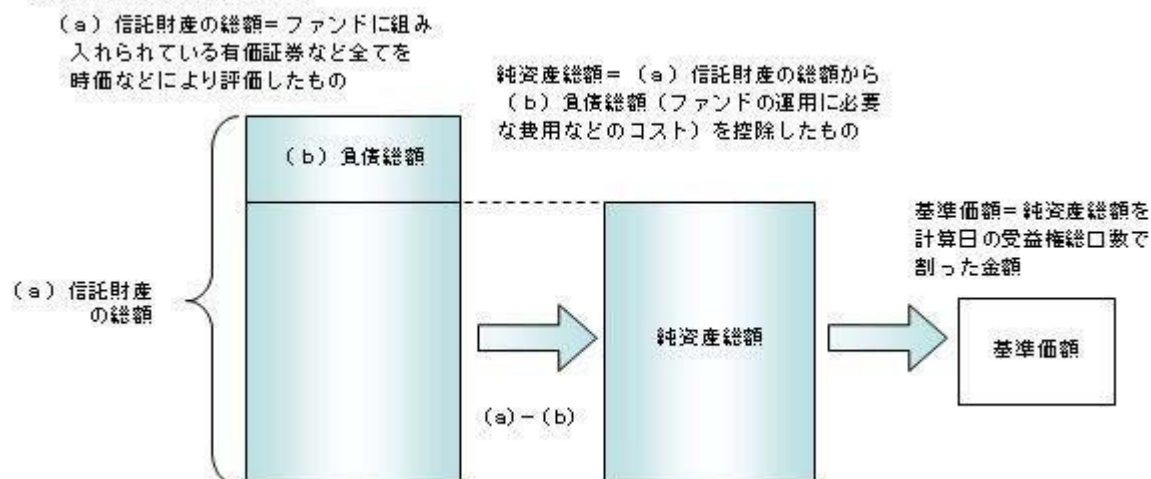
3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

① 基準価額の算出

- ・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
- ・基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは 1 万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

<基準価額算出の流れ>



② 有価証券などの評価基準

- ・信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。

＜主な資産の評価方法＞

◇マザーファンド受益証券

基準価額計算日の基準価額で評価します。

◇国内上場株式

原則として、基準価額計算日におけるわが国の金融商品取引所の最終相場で評価します。

◇公社債（国内・外国）

原則として、基準価額計算日*における以下のいずれかの価額で評価します。

- ・日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）
- ・金融商品取引業者（第一種金融商品取引業者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。）、銀行などの提示する価額（売気配相場を除きます。）
- ・価格情報会社の提供する価額

※残存期間1年以内の公社債などについては、一部償却原価法により評価することができます。

*外国公社債については、基準価額計算日に知りうる直近の日とします。

- ・外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客相場の仲値によって計算します。

③ 基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

＜委託会社の照会先＞

日興アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス www.nikkoam.com/

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

無期限とします（1987年11月27日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4) 【計算期間】

毎年11月8日から翌年11月7日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

(5) 【その他】

① 信託の終了（繰上償還）

- 1) 委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。
 - イ) 繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき
 - ロ) やむを得ない事情が発生したとき
- 2) この場合、あらかじめ、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。
- 3) この繰上償還に異議のある受益者は、一定の期間内（1ヵ月以上で委託会社が定めます。以下同じ。）に異議を述べるすることができます。（後述の「異議の申立て」をご覧ください。）
- 4) 委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「異議の申立て」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。
 - イ) 信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、一定の期間を設けてその公告および書面の交付が困難な場合
 - ロ) 監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
 - ハ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁

がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じ、異議申立の結果、信託約款の変更が成立の場合を除きます。)

二) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき

5) 繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

② 償還金について

- ・償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日まで）から受益者に支払います。
- ・償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

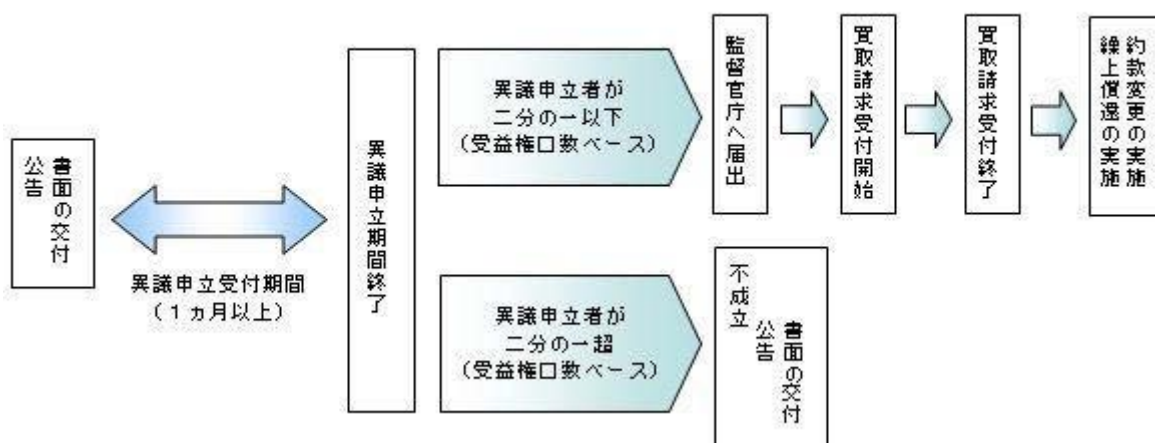
③ 信託約款の変更

- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更することができます。信託約款の変更を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- 2) この変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、その旨およびその内容などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行ないません。
- 3) この信託約款の変更に異議のある受益者は、一定の期間内に異議を述べることができます。（後述の「異議の申立て」をご覧ください。）
- 4) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「異議の申立て」の規定を適用します。

④ 異議の申立て

- 1) 繰上償還または信託約款の重大な変更に対して、受益者は一定の期間内に委託会社に対して所定の手続きにより異議を述べることができます。一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一を超えるときは、繰上償還または信託約款の変更は行ないません。
- 2) 委託会社は、繰上償還または信託約款の変更を行なわない場合は、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行ないません。
- 3) なお、一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一以下で、繰上償還、信託約款の変更を行なう場合は、異議を述べた受益者は受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求できます。

<繰上償還、信託約款の重大な変更を行なう場合の手続きの流れ>



⑤ 公告

公告は日本経済新聞に掲載します。

⑥ 運用報告書の作成

- ・委託会社は、每期決算後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成します。
- ・交付運用報告書は、原則として知れている受益者に対して交付されます。
- ・運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。

ホームページ アドレス www.nikkoam.com/

⑦ 関係法人との契約について

販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金・償還金受領権

- ・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
- ・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(2) 解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。

(3) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づき作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第36期計算期間(2022年11月8日から2023年11月7日まで)の財務諸表について、PwC Japan 有限責任監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2024年1月24日

日興アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan 有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 辻村 和之
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 榊原 康太
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているバランスポートフォリオの2022年11月8日から2023年11月7日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、バランスポートフォリオの2023年11月7日現在の信託財産の状況及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、日興アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

日興アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

1 【財務諸表】

【バランスポートフォリオ】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第 35 期 2022 年 11 月 7 日現在	第 36 期 2023 年 11 月 7 日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	34,220,691	40,031,168
地方債証券	54,309,050	26,124,420
親投資信託受益証券	87,250,478	66,438,112
未収利息	41,450	26,051
流動資産合計	175,821,669	132,619,751
資産合計	175,821,669	132,619,751
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	85,451	58,313
未払受託者報酬	87,485	58,971
未払委託者報酬	1,045,906	324,695
未払利息	51	5
その他未払費用	4,313	2,899
流動負債合計	1,223,206	444,883
負債合計	1,223,206	444,883
純資産の部		
元本等		
元本	170,903,379	116,626,061
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	3,695,084	15,548,807
（分配準備積立金）	28,311,942	29,458,824
元本等合計	174,598,463	132,174,868
純資産合計	174,598,463	132,174,868
負債純資産合計	175,821,669	132,619,751

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第 35 期 自 2021 年 11 月 9 日 至 2022 年 11 月 7 日	第 36 期 自 2022 年 11 月 8 日 至 2023 年 11 月 7 日
営業収益		
受取利息	249,356	145,033
有価証券売買等損益	△2,381,557	14,343,421
営業収益合計	△2,132,201	14,488,454
営業費用		
支払利息	8,166	10,687
受託者報酬	178,194	121,193
委託者報酬	2,679,711	667,244
その他費用	8,790	5,992
営業費用合計	2,874,861	805,116
営業利益又は営業損失 (△)	△5,007,062	13,683,338
経常利益又は経常損失 (△)	△5,007,062	13,683,338
当期純利益又は当期純損失 (△)	△5,007,062	13,683,338
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 (△)	△974,474	599,737
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	9,461,553	3,695,084
剰余金増加額又は欠損金減少額	90,075	29,736
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	90,075	29,736
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,738,505	1,201,301
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,738,505	1,201,301
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	85,451	58,313
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	3,695,084	15,548,807

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	地方債証券は個別法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）で評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
-----------------	---

(貸借対照表に関する注記)

	第 35 期 2022 年 11 月 7 日現在	第 36 期 2023 年 11 月 7 日現在
1. 期首元本額	203,529,299 円	170,903,379 円
期中追加設定元本額	5,294,402 円	1,251,583 円
期中一部解約元本額	37,920,322 円	55,528,901 円
2. 受益権の総数	170,903,379 口	116,626,061 口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第 35 期 自 2021 年 11 月 9 日 至 2022 年 11 月 7 日	第 36 期 自 2022 年 11 月 8 日 至 2023 年 11 月 7 日
分配金の計算過程 A 計算期末における費用控除後の 配当等収益 0 円 B 費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益 0 円 C 信託約款に定める収益調整金 27,276,041 円 D 信託約款に定める分配準備積立 金 28,397,393 円 E 分配対象収益 (A+B+C+D) 55,673,434 円 F 分配対象収益(1 万口当たり) 3,257 円 G 分配金額 85,451 円 H 分配金額(1 万口当たり) 5 円	分配金の計算過程 A 計算期末における費用控除後の 配当等収益 120,991 円 B 費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益 10,233,143 円 C 信託約款に定める収益調整金 18,770,411 円 D 信託約款に定める分配準備積立 金 19,163,003 円 E 分配対象収益 (A+B+C+D) 48,287,548 円 F 分配対象収益(1 万口当たり) 4,140 円 G 分配金額 58,313 円 H 分配金額(1 万口当たり) 5 円

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

	第 35 期 自 2021 年 11 月 9 日 至 2022 年 11 月 7 日	第 36 期 自 2022 年 11 月 8 日 至 2023 年 11 月 7 日
金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方	同左

	法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	
金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

	第 35 期 2022 年 11 月 7 日現在	第 36 期 2023 年 11 月 7 日現在
貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

第 35 期 (2022 年 11 月 7 日現在)

売買目的有価証券

(単位 : 円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
地方債証券	△301, 140
親投資信託受益証券	△1, 636, 203
合計	△1, 937, 343

第 36 期 (2023 年 11 月 7 日現在)

売買目的有価証券

(単位 : 円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
地方債証券	△139, 140
親投資信託受益証券	12, 698, 068
合計	12, 558, 928

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

第 35 期 2022 年 11 月 7 日現在		第 36 期 2023 年 11 月 7 日現在	
1 口当たり純資産額	1. 0216 円	1 口当たり純資産額	1. 1333 円
(1 万口当たり純資産額)	(10, 216 円)	(1 万口当たり純資産額)	(11, 333 円)

(4) 【附属明細表】

第 1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
地方債証券	第 4 0 1 回大阪府公募公債（10 年）	15, 000, 000	15, 078, 000	
	平成 2 6 年度第 1 回滋賀県公募公債	11, 000, 000	11, 046, 420	
地方債証券 合計		26, 000, 000	26, 124, 420	
親投資信託受益証券	インデックス東証株式マザーファンド	25, 194, 582	66, 438, 112	
親投資信託受益証券 合計		25, 194, 582	66, 438, 112	
合計		51, 194, 582	92, 562, 532	

(注) 親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第 2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第 3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

当ファンドは、「インデックス東証株式マザーファンド」を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は同親投資信託です。なお、同親投資信託の状況は次の通りです。ただし、当該情報は監査の対象外であります。

(参考)

インデックス東証株式マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

	2022 年 11 月 7 日現在	2023 年 11 月 7 日現在
資産の部		
流動資産		
金銭信託	341,923	663,262
コール・ローン	79,759,350	75,854,712
株式	8,336,984,060	8,321,519,360
派生商品評価勘定	2,227,250	159,450
未収入金	288,900	-
未収配当金	89,892,001	78,569,898
流動資産合計	8,509,493,484	8,476,766,682
資産合計	8,509,493,484	8,476,766,682
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	21,100	912,750
前受金	510,000	1,080,000
未払解約金	7,693,246	4,000,816
未払利息	119	11
流動負債合計	8,224,465	5,993,577
負債合計	8,224,465	5,993,577
純資産の部		
元本等		
元本	3,985,739,219	3,211,761,216
剰余金		
剰余金又は欠損金 (△)	4,515,529,800	5,259,011,889
元本等合計	8,501,269,019	8,470,773,105
純資産合計	8,501,269,019	8,470,773,105
負債純資産合計	8,509,493,484	8,476,766,682

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式は移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）で評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引 個別法に基づき原則として時価で評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

	2022 年 11 月 7 日現在	2023 年 11 月 7 日現在
1. 期首	2021 年 11 月 9 日	2022 年 11 月 8 日
期首元本額	4,516,043,644 円	3,985,739,219 円
期首からの追加設定元本額	27,259,776 円	45,130 円
期首からの一部解約元本額	557,564,201 円	774,023,133 円
元本の内訳 ※		
インデックスポートフォリオ	3,944,834,166 円	3,186,566,634 円
バランスポートフォリオ	40,905,053 円	25,194,582 円
計	3,985,739,219 円	3,211,761,216 円
2. 受益権の総数	3,985,739,219 口	3,211,761,216 口
3. 担保資産		
デリバティブ取引に係る差入委託証拠金代用有価証券として担保に供している資産は次のとおりであります。		
株式	92,580,220 円	133,423,000 円

※ 当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

	自 2021 年 11 月 9 日 至 2022 年 11 月 7 日	自 2022 年 11 月 8 日 至 2023 年 11 月 7 日
金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動	同左

	性リスク、信用リスク等があります。	
金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

	2022 年 11 月 7 日現在	2023 年 11 月 7 日現在
貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2) デリバティブ取引 「デリバティブ取引等に関する注記」に記載しております。 (3) 上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

(2022 年 11 月 7 日現在)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	222,850,024
合計	222,850,024

(2023 年 11 月 7 日現在)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	335,785,437
合計	335,785,437

(注) 当計算期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本書における開示対象ファンドの計算期間末日までに対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

(株式関連)

(2022 年 11 月 7 日現在)

(単位：円)

区分	種 類	契約額等		時 価	評価損益
			うち 1 年超		
市場取引	株価指数先物取引				

	買建	133,345,000	—	135,555,000	2,210,000
合計		133,345,000	—	135,555,000	2,210,000

(2023 年 11 月 7 日現在)

(単位：円)

区分	種 類	契約額等		時 価	評価損益
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引				
	買建	140,580,000	—	139,830,000	△750,000
合計		140,580,000	—	139,830,000	△750,000

(注) 1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として本書における開示対象ファンドの計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、同計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2. 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。
4. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

2022 年 11 月 7 日現在		2023 年 11 月 7 日現在	
1口当たり純資産額	2.133 円	1口当たり純資産額	2.637 円
(1千口当たり純資産額)	(2,133 円)	(1千口当たり純資産額)	(2,637 円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

(単位：円)

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価	金額	
極洋	100	3,740.00	374,000	
ニッスイ	3,600	694.70	2,500,920	
マルハニチロ	500	2,700.50	1,350,250	
雪国まいたけ	400	902.00	360,800	
カネコ種苗	100	1,418.00	141,800	
サカタのタネ	400	4,025.00	1,610,000	
ホクト	300	1,792.00	537,600	
ホクリヨウ	100	1,061.00	106,100	
住石ホールディングス	400	646.00	258,400	
日鉄鉱業	100	4,900.00	490,000	

三井松島ホールディングス	200	2,753.00	550,600	
I N P E X	13,000	2,129.50	27,683,500	
石油資源開発	400	5,080.00	2,032,000	
K&Oエナジーグループ	200	2,381.00	476,200	
ショーボンドホールディングス	500	5,873.00	2,936,500	
ミライト・ワン	1,200	1,951.50	2,341,800	
タマホーム	200	3,490.00	698,000	
日本アクア	100	974.00	97,400	
ファーストコーポレーション	100	754.00	75,400	
第一カッター興業	100	1,250.00	125,000	
安藤・間	2,000	1,137.00	2,274,000	
東急建設	1,100	759.00	834,900	
コムシスホールディングス	1,100	3,038.00	3,341,800	
ビーアールホールディングス	500	369.00	184,500	
高松コンストラクショングループ	300	2,807.00	842,100	
東建コーポレーション	100	8,060.00	806,000	
ヤマウラ	200	1,266.00	253,200	
オリエンタル白石	1,300	329.00	427,700	
大成建設	2,300	5,197.00	11,953,100	
大林組	8,800	1,290.00	11,352,000	
清水建設	7,000	997.50	6,982,500	
飛島建設	200	1,360.00	272,000	
長谷工コーポレーション	2,200	1,838.50	4,044,700	
松井建設	200	766.00	153,200	
鹿島建設	5,500	2,498.00	13,739,000	
不動テトラ	200	2,009.00	401,800	
大末建設	100	1,358.00	135,800	
鉄建建設	200	2,041.00	408,200	
西松建設	500	3,765.00	1,882,500	
三井住友建設	1,800	399.00	718,200	
大豊建設	100	3,750.00	375,000	
佐田建設	100	613.00	61,300	
ナカノフドー建設	100	385.00	38,500	
奥村組	400	4,465.00	1,786,000	
東鉄工業	300	2,816.00	844,800	
富士ピー・エス	100	447.00	44,700	

浅沼組	200	3,565.00	713,000	
戸田建設	3,300	873.20	2,881,560	
熊谷組	400	3,605.00	1,442,000	
矢作建設工業	300	1,308.00	392,400	
ピーエス三菱	300	803.00	240,900	
日本ハウスホールディングス	500	335.00	167,500	
新日本建設	300	1,212.00	363,600	
東亜道路工業	100	5,960.00	596,000	
日本道路	300	1,881.00	564,300	
東亜建設工業	200	3,625.00	725,000	
日本国土開発	700	609.00	426,300	
若築建設	100	2,981.00	298,100	
東洋建設	600	1,218.00	730,800	
五洋建設	3,500	850.90	2,978,150	
世紀東急工業	300	1,672.00	501,600	
福田組	100	5,030.00	503,000	
住友林業	2,100	3,528.00	7,408,800	
日本基礎技術	100	442.00	44,200	
巴コーポレーション	200	571.00	114,200	
大和ハウス工業	6,800	4,203.00	28,580,400	
ライト工業	500	1,944.00	972,000	
積水ハウス	7,500	2,977.50	22,331,250	
日特建設	200	1,046.00	209,200	
北陸電気工事	200	999.00	199,800	
ユアテック	500	971.00	485,500	
日本リーテック	200	1,258.00	251,600	
四電工	100	2,931.00	293,100	
中電工	400	2,421.00	968,400	
関電工	1,500	1,387.00	2,080,500	
きんでん	1,700	2,308.00	3,923,600	
東京エネシス	200	966.00	193,200	
トーエネック	100	4,220.00	422,000	
住友電設	200	2,543.00	508,600	
日本電設工業	500	2,025.00	1,012,500	
エクシオグループ	1,200	3,071.00	3,685,200	
新日本空調	200	2,383.00	476,600	

九電工	500	4,415.00	2,207,500	
三機工業	500	1,748.00	874,000	
日揮ホールディングス	2,400	1,848.00	4,435,200	
中外炉工業	100	2,184.00	218,400	
ヤマト	100	882.00	88,200	
太平電業	200	4,110.00	822,000	
高砂熱学工業	700	3,035.00	2,124,500	
朝日工業社	100	2,496.00	249,600	
明星工業	500	1,136.00	568,000	
大気社	300	4,545.00	1,363,500	
ダイダン	300	1,476.00	442,800	
日比谷総合設備	200	2,272.00	454,400	
テスホールディングス	500	479.00	239,500	
インフロニア・ホールディングス	2,800	1,518.50	4,251,800	
東洋エンジニアリング	400	607.00	242,800	
レイズネクスト	400	1,405.00	562,000	
ニッポン	700	2,297.00	1,607,900	
日清製粉グループ本社	2,300	2,199.00	5,057,700	
昭和産業	200	3,045.00	609,000	
鳥越製粉	100	707.00	70,700	
中部飼料	300	1,076.00	322,800	
フィード・ワン	400	766.00	306,400	
日本甜菜製糖	100	1,925.00	192,500	
DM三井製糖ホールディングス	200	2,976.00	595,200	
塩海港精糖	200	243.00	48,600	
ウェルネオシュガー	100	2,035.00	203,500	
森永製菓	500	5,313.00	2,656,500	
中村屋	100	3,085.00	308,500	
江崎グリコ	700	4,207.00	2,944,900	
名糖産業	100	1,613.00	161,300	
井村屋グループ	100	2,314.00	231,400	
不二家	200	2,469.00	493,800	
山崎製パン	1,600	3,127.00	5,003,200	
第一屋製パン	100	482.00	48,200	
モロゾフ	100	3,830.00	383,000	
亀田製菓	100	3,870.00	387,000	

寿スピリッツ	1,200	2,141.00	2,569,200	
カルビー	1,100	2,631.00	2,894,100	
森永乳業	500	5,544.00	2,772,000	
六甲バター	200	1,415.00	283,000	
ヤクルト本社	3,500	3,703.00	12,960,500	
明治ホールディングス	3,000	3,678.00	11,034,000	
雪印メグミルク	600	2,323.00	1,393,800	
プリマハム	300	2,238.00	671,400	
日本ハム	1,100	4,329.00	4,761,900	
林兼産業	100	575.00	57,500	
丸大食品	300	1,666.00	499,800	
S F o o d s	300	3,190.00	957,000	
柿安本店	100	2,460.00	246,000	
伊藤ハム米久ホールディングス	400	4,015.00	1,606,000	
サッポロホールディングス	800	5,417.00	4,333,600	
アサヒグループホールディングス	5,700	5,611.00	31,982,700	
キリンホールディングス	10,300	2,184.50	22,500,350	
宝ホールディングス	1,700	1,260.00	2,142,000	
オエノンホールディングス	800	417.00	333,600	
養命酒製造	100	1,839.00	183,900	
コカ・コーラ ボトラーズジャパンホールディングス	1,900	1,976.50	3,755,350	
サントリー食品インターナショナル	1,700	4,612.00	7,840,400	
ダイドーグループホールディングス	100	5,870.00	587,000	
伊藤園	800	4,863.00	3,890,400	
キーコーヒー	300	2,046.00	613,800	
ユニカフェ	100	951.00	95,100	
日清オイリオグループ	400	4,150.00	1,660,000	
不二製油グループ本社	600	2,350.00	1,410,000	
Jーオイルミルズ	300	1,795.00	538,500	
キッコーマン	1,600	9,539.00	15,262,400	
味の素	5,900	5,371.00	31,688,900	
ブルドックソース	100	2,110.00	211,000	
キューピー	1,300	2,567.50	3,337,750	
ハウス食品グループ本社	900	3,306.00	2,975,400	
カゴメ	1,100	3,160.00	3,476,000	

焼津水産化学工業	100	1, 195. 00	119, 500	
アリアケジャパン	200	4, 905. 00	981, 000	
エバラ食品工業	100	2, 943. 00	294, 300	
ニチレイ	1, 100	3, 211. 00	3, 532, 100	
東洋水産	1, 300	8, 053. 00	10, 468, 900	
イトアンドホールディングス	100	1, 975. 00	197, 500	
ヨシムラ・フード・ホールディングス	100	1, 095. 00	109, 500	
日清食品ホールディングス	900	13, 465. 00	12, 118, 500	
永谷園ホールディングス	100	2, 287. 00	228, 700	
一正蒲鉾	100	722. 00	72, 200	
フジッコ	300	1, 967. 00	590, 100	
ロック・フィールド	300	1, 606. 00	481, 800	
日本たばこ産業	15, 000	3, 675. 00	55, 125, 000	
ケンコーマヨネーズ	200	1, 568. 00	313, 600	
わらべや日洋ホールディングス	200	3, 350. 00	670, 000	
なとり	200	2, 022. 00	404, 400	
ファーマフーズ	400	1, 347. 00	538, 800	
ユーグレナ	1, 600	747. 00	1, 195, 200	
紀文食品	200	1, 170. 00	234, 000	
ピクルスホールディングス	200	1, 194. 00	238, 800	
ミヨシ油脂	100	1, 377. 00	137, 700	
理研ビタミン	200	2, 261. 00	452, 200	
片倉工業	200	1, 749. 00	349, 800	
グンゼ	200	4, 755. 00	951, 000	
東洋紡	1, 100	1, 031. 00	1, 134, 100	
ユニチカ	900	196. 00	176, 400	
富士紡ホールディングス	100	3, 595. 00	359, 500	
倉敷紡績	200	2, 328. 00	465, 600	
シキボウ	100	1, 073. 00	107, 300	
日本毛織	700	1, 363. 00	954, 100	
ダイトウボウ	500	87. 00	43, 500	
トーア紡コーポレーション	100	428. 00	42, 800	
ダイドーリミテッド	300	340. 00	102, 000	
帝国繊維	300	1, 945. 00	583, 500	
帝人	2, 400	1, 333. 50	3, 200, 400	
東レ	16, 900	772. 20	13, 050, 180	

日本フェルト	100	419. 00	41, 900	
アツギ	100	432. 00	43, 200	
ダイニツク	100	771. 00	77, 100	
セーレン	500	2, 283. 00	1, 141, 500	
ソトー	100	703. 00	70, 300	
小松マテーレ	400	793. 00	317, 200	
ワコールホールディングス	500	3, 503. 00	1, 751, 500	
ホギメディカル	300	3, 305. 00	991, 500	
クラウドシアホールディングス	100	437. 00	43, 700	
T S I ホールディングス	900	824. 00	741, 600	
マツオカコーポレーション	100	1, 585. 00	158, 500	
ワールド	400	1, 550. 00	620, 000	
三陽商会	100	2, 586. 00	258, 600	
ナイガイ	100	265. 00	26, 500	
オンワードホールディングス	1, 500	489. 00	733, 500	
ルックホールディングス	100	1, 975. 00	197, 500	
ゴールドウイン	400	10, 555. 00	4, 222, 000	
デサント	400	4, 090. 00	1, 636, 000	
キング	100	660. 00	66, 000	
ヤマトインターナショナル	200	296. 00	59, 200	
特種東海製紙	100	3, 655. 00	365, 500	
王子ホールディングス	10, 500	610. 30	6, 408, 150	
日本製紙	1, 400	1, 260. 00	1, 764, 000	
三菱製紙	200	560. 00	112, 000	
北越コーポレーション	1, 300	1, 201. 00	1, 561, 300	
中越パルプ工業	100	1, 334. 00	133, 400	
大王製紙	1, 100	1, 224. 00	1, 346, 400	
阿波製紙	100	479. 00	47, 900	
レンゴー	2, 300	929. 00	2, 136, 700	
トーモク	200	2, 143. 00	428, 600	
ザ・パック	200	3, 200. 00	640, 000	
北の達人コーポレーション	1, 100	200. 00	220, 000	
クラレ	3, 600	1, 671. 00	6, 015, 600	
旭化成	17, 000	994. 60	16, 908, 200	
共和レザー	100	718. 00	71, 800	
レゾナック・ホールディングス	2, 400	2, 483. 50	5, 960, 400	

住友化学	18,600	390.20	7,257,720	
住友精化	100	5,050.00	505,000	
日産化学	1,200	6,283.00	7,539,600	
ラサ工業	100	2,020.00	202,000	
クレハ	200	9,080.00	1,816,000	
多木化学	100	3,290.00	329,000	
テイカ	200	1,477.00	295,400	
石原産業	400	1,420.00	568,000	
日本曹達	300	5,420.00	1,626,000	
東ソー	3,300	1,929.50	6,367,350	
トクヤマ	800	2,301.00	1,840,800	
セントラル硝子	300	2,612.00	783,600	
東亜合成	1,200	1,407.50	1,689,000	
大阪ソーダ	200	8,750.00	1,750,000	
関東電化工業	500	803.00	401,500	
デンカ	900	2,729.50	2,456,550	
信越化学工業	22,800	4,851.00	110,602,800	
日本カーバイド工業	100	1,746.00	174,600	
堺化学工業	200	2,100.00	420,000	
第一稀元素化学工業	300	996.00	298,800	
エア・ウォーター	2,400	1,925.00	4,620,000	
日本酸素ホールディングス	2,400	4,090.00	9,816,000	
日本化学工業	100	1,956.00	195,600	
日本パーカライジング	1,100	1,111.00	1,222,100	
高压ガス工業	400	794.00	317,600	
四国化成ホールディングス	300	1,780.00	534,000	
戸田工業	100	1,823.00	182,300	
ステラ ケミファ	100	3,365.00	336,500	
保土谷化学工業	100	3,100.00	310,000	
日本触媒	400	5,654.00	2,261,600	
大日精化工業	200	2,241.00	448,200	
カネカ	600	3,748.00	2,248,800	
三菱瓦斯化学	1,900	2,068.50	3,930,150	
三井化学	2,100	3,901.00	8,192,100	
J S R	2,700	3,971.00	10,721,700	
東京応化工業	400	8,961.00	3,584,400	

大阪有機化学工業	200	2,648.00	529,600	
三菱ケミカルグループ	18,400	964.10	17,739,440	
KHネオケム	400	2,294.00	917,600	
ダイセル	3,200	1,476.50	4,724,800	
住友ベークライト	400	6,750.00	2,700,000	
積水化学工業	5,100	2,062.50	10,518,750	
日本ゼオン	1,700	1,291.50	2,195,550	
アイカ工業	600	3,375.00	2,025,000	
UBE	1,200	2,348.00	2,817,600	
積水樹脂	400	2,440.00	976,000	
タキロンシーアイ	600	605.00	363,000	
旭有機材	200	4,060.00	812,000	
ニチバン	100	1,811.00	181,100	
リケンテクノス	500	905.00	452,500	
大倉工業	100	2,695.00	269,500	
積水化成品工業	300	473.00	141,900	
群栄化学工業	100	3,215.00	321,500	
タイガースポリマー	100	661.00	66,100	
ミライアル	100	1,407.00	140,700	
ダイキアックス	100	740.00	74,000	
ダイキョーニシカワ	500	785.00	392,500	
竹本容器	100	778.00	77,800	
森六ホールディングス	100	2,455.00	245,500	
恵和	200	1,377.00	275,400	
日本化薬	1,900	1,341.00	2,547,900	
カーリットホールディングス	300	986.00	295,800	
日本精化	200	2,882.00	576,400	
扶桑化学工業	300	4,105.00	1,231,500	
トリケミカル研究所	300	3,400.00	1,020,000	
ADEKA	900	2,553.50	2,298,150	
日油	800	6,857.00	5,485,600	
新日本理化	200	207.00	41,400	
ハリマ化成グループ	100	806.00	80,600	
花王	5,700	5,435.00	30,979,500	
第一工業製薬	100	1,793.00	179,300	
石原ケミカル	100	2,086.00	208,600	

日華化学	100	977.00	97,700	
三洋化成工業	200	4,095.00	819,000	
有機合成薬品工業	100	283.00	28,300	
大日本塗料	300	967.00	290,100	
日本ペイントホールディングス	13,300	1,020.50	13,572,650	
関西ペイント	2,400	2,262.00	5,428,800	
神東塗料	100	127.00	12,700	
中国塗料	500	1,457.00	728,500	
日本特殊塗料	100	1,248.00	124,800	
藤倉化成	300	447.00	134,100	
太陽ホールディングス	400	2,909.00	1,163,600	
D I C	1,000	2,393.50	2,393,500	
サカタインクス	500	1,285.00	642,500	
東洋インキＳＣホールディングス	500	2,561.00	1,280,500	
T&K TOKA	200	1,438.00	287,600	
富士フイルムホールディングス	4,700	8,504.00	39,968,800	
資生堂	5,300	4,847.00	25,689,100	
ライオン	3,300	1,443.00	4,761,900	
高砂香料工業	200	3,350.00	670,000	
マンダム	500	1,256.00	628,000	
ミルボン	300	4,140.00	1,242,000	
ファンケル	1,100	2,278.50	2,506,350	
コーセー	500	10,355.00	5,177,500	
コタ	200	1,575.00	315,000	
ポーラ・オルビスホールディングス	1,300	1,550.00	2,015,000	
ノエビアホールディングス	200	5,290.00	1,058,000	
新日本製薬	100	1,477.00	147,700	
アクシージア	100	1,005.00	100,500	
エスデー	200	1,496.00	299,200	
アグロ カネショウ	100	1,407.00	140,700	
コニシ	400	2,520.00	1,008,000	
長谷川香料	500	3,285.00	1,642,500	
小林製薬	700	6,235.00	4,364,500	
荒川化学工業	200	1,037.00	207,400	
メック	200	3,605.00	721,000	
日本高純度化学	100	2,690.00	269,000	

タカラバイオ	700	1, 321. 00	924, 700	
J C U	300	3, 285. 00	985, 500	
新田ゼラチン	100	692. 00	69, 200	
O A Tアグリオ	100	1, 887. 00	188, 700	
デクセリアルズ	600	4, 336. 00	2, 601, 600	
アース製薬	200	4, 905. 00	981, 000	
北興化学工業	200	952. 00	190, 400	
大成ラミック	100	2, 992. 00	299, 200	
クミアイ化学工業	1, 000	1, 106. 00	1, 106, 000	
日本農薬	400	653. 00	261, 200	
アキレス	100	1, 598. 00	159, 800	
有沢製作所	400	1, 088. 00	435, 200	
日東電工	1, 600	10, 035. 00	16, 056, 000	
レック	300	988. 00	296, 400	
三光合成	300	539. 00	161, 700	
きもと	200	191. 00	38, 200	
藤森工業	200	3, 750. 00	750, 000	
前澤化成工業	200	1, 534. 00	306, 800	
未来工業	100	3, 350. 00	335, 000	
ウェーブロックホールディングス	100	629. 00	62, 900	
J S P	200	1, 757. 00	351, 400	
エフピコ	500	2, 786. 00	1, 393, 000	
天馬	200	2, 587. 00	517, 400	
信越ポリマー	500	1, 394. 00	697, 000	
東リ	400	338. 00	135, 200	
ニフコ	800	3, 758. 00	3, 006, 400	
バルカー	200	3, 790. 00	758, 000	
ユニ・チャーム	5, 200	5, 200. 00	27, 040, 000	
協和キリン	3, 000	2, 442. 50	7, 327, 500	
武田薬品工業	22, 300	4, 154. 00	92, 634, 200	
アステラス製薬	22, 100	1, 783. 00	39, 404, 300	
住友ファーマ	1, 800	435. 00	783, 000	
塩野義製薬	3, 200	7, 070. 00	22, 624, 000	
日本新薬	600	5, 741. 00	3, 444, 600	
中外製薬	7, 900	4, 652. 00	36, 750, 800	
科研製薬	400	3, 311. 00	1, 324, 400	

エーザイ	3,100	7,749.00	24,021,900	
ロート製薬	2,400	3,568.00	8,563,200	
小野薬品工業	5,300	2,609.50	13,830,350	
久光製薬	600	4,657.00	2,794,200	
持田製薬	300	3,300.00	990,000	
参天製薬	4,500	1,305.00	5,872,500	
扶桑薬品工業	100	1,918.00	191,800	
ツムラ	800	2,717.50	2,174,000	
キッセイ薬品工業	400	2,962.00	1,184,800	
生化学工業	400	784.00	313,600	
栄研化学	500	1,529.00	764,500	
鳥居薬品	100	3,615.00	361,500	
J C R ファーマ	800	1,224.00	979,200	
東和薬品	400	2,615.00	1,046,000	
富士製薬工業	200	1,171.00	234,200	
ゼリア新薬工業	300	1,922.00	576,600	
そーせいグループ	800	1,596.00	1,276,800	
第一三共	21,900	4,034.00	88,344,600	
杏林製薬	500	1,818.00	909,000	
大幸薬品	400	338.00	135,200	
ダイト	200	1,949.00	389,800	
大塚ホールディングス	5,200	5,315.00	27,638,000	
大正製薬ホールディングス	600	5,888.00	3,532,800	
ペプチドリーム	1,200	1,221.50	1,465,800	
あすか製薬ホールディングス	200	1,937.00	387,400	
サワイグループホールディングス	600	4,685.00	2,811,000	
日本コークス工業	2,700	116.00	313,200	
ニチレキ	300	2,285.00	685,500	
ユシロ化学工業	100	1,562.00	156,200	
ビーピー・カストロール	100	898.00	89,800	
富士石油	800	318.00	254,400	
MORESCO	100	1,259.00	125,900	
出光興産	2,800	3,398.00	9,514,400	
ENEOSホールディングス	39,900	566.10	22,587,390	
コスモエネルギーホールディングス	700	5,410.00	3,787,000	
横浜ゴム	1,300	2,877.50	3,740,750	

TOYO TIRE	1,400	2,259.00	3,162,600	
ブリヂストン	7,400	5,862.00	43,378,800	
住友ゴム工業	2,400	1,563.50	3,752,400	
藤倉コンポジット	100	1,208.00	120,800	
オカモト	100	5,090.00	509,000	
フコク	100	1,342.00	134,200	
ニッタ	300	3,620.00	1,086,000	
住友理工	400	989.00	395,600	
三ツ星ベルト	300	4,495.00	1,348,500	
バンドー化学	400	1,524.00	609,600	
日東紡績	300	3,890.00	1,167,000	
A G C	2,300	5,189.00	11,934,700	
日本板硝子	1,200	704.00	844,800	
日本山村硝子	100	1,695.00	169,500	
日本電気硝子	1,000	3,033.00	3,033,000	
オハラ	100	1,309.00	130,900	
住友大阪セメント	400	3,708.00	1,483,200	
太平洋セメント	1,500	2,632.00	3,948,000	
日本ヒューム	200	894.00	178,800	
日本コンクリート工業	500	336.00	168,000	
三谷セキサン	100	4,560.00	456,000	
アジアパイルホールディングス	400	711.00	284,400	
東海カーボン	2,300	1,173.00	2,697,900	
日本カーボン	100	4,470.00	447,000	
東洋炭素	200	5,130.00	1,026,000	
ノリタケカンパニーリミテド	100	6,630.00	663,000	
T O T O	1,700	3,830.00	6,511,000	
日本碍子	2,900	1,901.00	5,512,900	
日本特殊陶業	2,100	3,424.00	7,190,400	
ダントーホールディングス	100	847.00	84,700	
MARUWA	100	27,320.00	2,732,000	
品川リフラクトリーズ	300	1,589.00	476,700	
黒崎播磨	100	10,170.00	1,017,000	
ヨータイ	200	1,493.00	298,600	
東京窯業	200	336.00	67,200	
ニッカトー	100	557.00	55,700	

フジミインコーポレーテッド	700	3, 120. 00	2, 184, 000	
ニチアス	600	3, 010. 00	1, 806, 000	
ニチハ	300	2, 998. 00	899, 400	
日本製鉄	11, 600	3, 285. 00	38, 106, 000	
神戸製鋼所	5, 200	1, 838. 00	9, 557, 600	
中山製鋼所	600	822. 00	493, 200	
合同製鐵	100	4, 455. 00	445, 500	
J F Eホールディングス	7, 200	2, 123. 50	15, 289, 200	
東京製鐵	700	1, 792. 00	1, 254, 400	
共英製鋼	300	2, 068. 00	620, 400	
大和工業	500	7, 526. 00	3, 763, 000	
東京鐵鋼	100	3, 780. 00	378, 000	
大阪製鐵	100	1, 903. 00	190, 300	
淀川製鋼所	300	3, 755. 00	1, 126, 500	
中部鋼鈑	200	2, 001. 00	400, 200	
丸一鋼管	800	3, 718. 00	2, 974, 400	
大同特殊鋼	300	6, 242. 00	1, 872, 600	
日本高周波鋼業	100	525. 00	52, 500	
日本冶金工業	200	4, 110. 00	822, 000	
山陽特殊製鋼	300	2, 532. 00	759, 600	
愛知製鋼	200	3, 480. 00	696, 000	
日本金属	100	803. 00	80, 300	
大平洋金属	200	1, 351. 00	270, 200	
新日本電工	1, 300	290. 00	377, 000	
栗本鐵工所	100	3, 230. 00	323, 000	
三菱製鋼	200	1, 444. 00	288, 800	
日亜鋼業	200	306. 00	61, 200	
エンビプロ・ホールディングス	200	684. 00	136, 800	
シンニッタン	200	243. 00	48, 600	
大紀アルミニウム工業所	300	1, 238. 00	371, 400	
日本輕金属ホールディングス	800	1, 640. 00	1, 312, 000	
三井金属鉱業	800	3, 901. 00	3, 120, 800	
東邦亜鉛	200	1, 615. 00	323, 000	
三菱マテリアル	1, 800	2, 458. 00	4, 424, 400	
住友金属鉱山	3, 000	4, 337. 00	13, 011, 000	
DOWAホールディングス	600	4, 895. 00	2, 937, 000	

古河機械金属	300	2, 008. 00	602, 400	
エス・サイエンス	500	22. 00	11, 000	
大阪チタニウムテクノロジーズ	400	3, 260. 00	1, 304, 000	
東邦チタニウム	500	1, 984. 00	992, 000	
U A C J	400	3, 105. 00	1, 242, 000	
C K サンエツ	100	3, 660. 00	366, 000	
古河電気工業	900	2, 339. 00	2, 105, 100	
住友電気工業	9, 700	1, 824. 00	17, 692, 800	
フジクラ	3, 000	1, 165. 50	3, 496, 500	
S W C C	300	2, 541. 00	762, 300	
タツタ電線	400	690. 00	276, 000	
平河ヒューテック	100	1, 454. 00	145, 400	
リョービ	300	2, 843. 00	852, 900	
アーレスティ	200	777. 00	155, 400	
A R E ホールディングス	1, 000	1, 912. 00	1, 912, 000	
稲葉製作所	100	1, 522. 00	152, 200	
宮地エンジニアリンググループ	100	3, 140. 00	314, 000	
トーカロ	800	1, 441. 00	1, 152, 800	
アルファ C o	100	1, 531. 00	153, 100	
S U M C O	4, 600	2, 043. 00	9, 397, 800	
川田テクノロジーズ	100	6, 700. 00	670, 000	
R S T e c h n o l o g i e s	200	2, 503. 00	500, 600	
信和	100	736. 00	73, 600	
東洋製罐グループホールディングス	1, 500	2, 367. 50	3, 551, 250	
ホッカンホールディングス	100	1, 583. 00	158, 300	
コロナ	200	908. 00	181, 600	
横河ブリッジホールディングス	400	2, 593. 00	1, 037, 200	
三和ホールディングス	2, 600	2, 153. 50	5, 599, 100	
文化シャッター	700	1, 358. 00	950, 600	
三協立山	300	835. 00	250, 500	
アルインコ	200	983. 00	196, 600	
L I X I L	4, 000	1, 720. 00	6, 880, 000	
日本ファイルコン	100	482. 00	48, 200	
ノーリツ	400	1, 591. 00	636, 400	
長府製作所	300	2, 150. 00	645, 000	
リンナイ	1, 300	2, 821. 00	3, 667, 300	

ダイニチ工業	100	719. 00	71, 900	
日東精工	400	589. 00	235, 600	
岡部	500	709. 00	354, 500	
ジーテクト	300	1, 751. 00	525, 300	
東プレ	400	1, 666. 00	666, 400	
高周波熱錬	400	1, 005. 00	402, 000	
東京製綱	200	1, 373. 00	274, 600	
サンコール	200	496. 00	99, 200	
モリテック スチール	100	296. 00	29, 600	
パイオラックス	300	2, 291. 00	687, 300	
エイチワン	300	856. 00	256, 800	
日本発條	2, 300	1, 152. 00	2, 649, 600	
中央発條	200	728. 00	145, 600	
立川ブラインド工業	100	1, 456. 00	145, 600	
三益半導体工業	200	2, 610. 00	522, 000	
日本製鋼所	700	2, 472. 50	1, 730, 750	
三浦工業	1, 100	2, 963. 00	3, 259, 300	
タクマ	900	1, 472. 00	1, 324, 800	
ツガミ	600	1, 099. 00	659, 400	
オークマ	200	6, 159. 00	1, 231, 800	
芝浦機械	300	3, 715. 00	1, 114, 500	
アマダ	4, 000	1, 485. 50	5, 942, 000	
アイダエンジニアリング	600	949. 00	569, 400	
F U J I	1, 200	2, 339. 00	2, 806, 800	
牧野フライス製作所	300	5, 640. 00	1, 692, 000	
オーエスジー	1, 100	1, 765. 00	1, 941, 500	
旭ダイヤモンド工業	600	850. 00	510, 000	
DMG 森精機	1, 500	2, 562. 00	3, 843, 000	
ソディック	600	749. 00	449, 400	
ディスコ	1, 200	29, 105. 00	34, 926, 000	
日東工器	100	1, 824. 00	182, 400	
日進工具	200	1, 035. 00	207, 000	
パンチ工業	100	431. 00	43, 100	
富士ダイス	100	666. 00	66, 600	
豊和工業	100	757. 00	75, 700	
石川製作所	100	1, 188. 00	118, 800	

リケンN P R	300	1, 830. 00	549, 000	
東洋機械金属	100	637. 00	63, 700	
エンシュウ	100	746. 00	74, 600	
島精機製作所	400	1, 564. 00	625, 600	
オプトラン	400	1, 741. 00	696, 400	
イワキポンプ	200	1, 936. 00	387, 200	
フリュー	200	1, 546. 00	309, 200	
ヤマシンフィルタ	600	332. 00	199, 200	
日阪製作所	300	985. 00	295, 500	
やまびこ	400	1, 411. 00	564, 400	
野村マイクロ・サイエンス	100	8, 600. 00	860, 000	
平田機工	100	6, 940. 00	694, 000	
P E G A S U S	300	483. 00	144, 900	
マルマエ	100	1, 407. 00	140, 700	
タツモ	100	2, 792. 00	279, 200	
ナブテスコ	1, 600	2, 709. 00	4, 334, 400	
三井海洋開発	300	1, 654. 00	496, 200	
レオン自動機	300	1, 391. 00	417, 300	
SMC	800	75, 890. 00	60, 712, 000	
ホソカワミクロン	200	4, 500. 00	900, 000	
ユニオンツール	100	3, 600. 00	360, 000	
瑞光	200	1, 396. 00	279, 200	
オイレス工業	300	1, 978. 00	593, 400	
日精エー・エス・ビー機械	100	4, 785. 00	478, 500	
サトーホールディングス	400	2, 086. 00	834, 400	
技研製作所	200	1, 866. 00	373, 200	
日本エアーテック	100	1, 383. 00	138, 300	
日精樹脂工業	200	1, 032. 00	206, 400	
ワイエイシイホールディングス	100	2, 351. 00	235, 100	
小松製作所	11, 900	3, 599. 00	42, 828, 100	
住友重機械工業	1, 500	3, 493. 00	5, 239, 500	
日立建機	1, 000	3, 937. 00	3, 937, 000	
日工	300	669. 00	200, 700	
巴工業	100	2, 787. 00	278, 700	
井関農機	200	1, 106. 00	221, 200	
T O W A	300	5, 340. 00	1, 602, 000	

北川鉄工所	100	1, 448. 00	144, 800	
ローツェ	100	12, 260. 00	1, 226, 000	
クボタ	13, 300	2, 093. 00	27, 836, 900	
荏原実業	100	2, 726. 00	272, 600	
三菱化工機	100	2, 929. 00	292, 900	
月島ホールディングス	300	1, 324. 00	397, 200	
帝国電機製作所	200	2, 472. 00	494, 400	
東京機械製作所	100	513. 00	51, 300	
新東工業	500	1, 082. 00	541, 000	
澁谷工業	200	2, 504. 00	500, 800	
アイチ コーポレーション	300	897. 00	269, 100	
小森コーポレーション	600	1, 242. 00	745, 200	
鶴見製作所	200	3, 430. 00	686, 000	
日本ギア工業	200	489. 00	97, 800	
荏原製作所	1, 000	7, 017. 00	7, 017, 000	
西島製作所	200	1, 895. 00	379, 000	
北越工業	200	1, 900. 00	380, 000	
ダイキン工業	3, 000	22, 665. 00	67, 995, 000	
オルガノ	300	5, 800. 00	1, 740, 000	
トヨーカネツ	100	3, 385. 00	338, 500	
栗田工業	1, 400	4, 783. 00	6, 696, 200	
椿本チエイン	400	3, 710. 00	1, 484, 000	
木村化工機	200	723. 00	144, 600	
アネスト岩田	400	1, 153. 00	461, 200	
ダイフク	4, 300	2, 640. 50	11, 354, 150	
サムコ	100	4, 405. 00	440, 500	
加藤製作所	100	1, 210. 00	121, 000	
タダノ	1, 400	1, 148. 50	1, 607, 900	
フジテック	600	3, 387. 00	2, 032, 200	
CKD	700	2, 032. 00	1, 422, 400	
平和	700	2, 098. 00	1, 468, 600	
理想科学工業	200	2, 623. 00	524, 600	
SANKYO	600	6, 099. 00	3, 659, 400	
日本金銭機械	300	1, 014. 00	304, 200	
マースグループホールディングス	100	2, 497. 00	249, 700	
フクシマガリレイ	200	4, 785. 00	957, 000	

ダイコク電機	100	4, 220. 00	422, 000	
竹内製作所	500	4, 415. 00	2, 207, 500	
アマノ	700	3, 150. 00	2, 205, 000	
J U K I	400	520. 00	208, 000	
サンデン	200	177. 00	35, 400	
ジャノメ	200	718. 00	143, 600	
マックス	400	2, 829. 00	1, 131, 600	
グローリー	600	2, 917. 50	1, 750, 500	
新晃工業	200	2, 339. 00	467, 800	
大和冷機工業	400	1, 340. 00	536, 000	
セガサミーホールディングス	2, 200	2, 415. 00	5, 313, 000	
T P R	300	1, 854. 00	556, 200	
ツバキ・ナカシマ	500	758. 00	379, 000	
ホシザキ	1, 500	4, 873. 00	7, 309, 500	
大豊工業	200	848. 00	169, 600	
日本精工	4, 600	805. 60	3, 705, 760	
N T N	5, 500	290. 10	1, 595, 550	
ジェイテクト	2, 200	1, 286. 00	2, 829, 200	
不二越	200	3, 935. 00	787, 000	
日本トムソン	700	561. 00	392, 700	
T H K	1, 400	2, 797. 00	3, 915, 800	
ユーシン精機	200	671. 00	134, 200	
前澤給装工業	200	1, 488. 00	297, 600	
イーグル工業	300	1, 656. 00	496, 800	
前澤工業	100	937. 00	93, 700	
日本ピラー工業	200	4, 085. 00	817, 000	
キッツ	800	1, 045. 00	836, 000	
マキタ	2, 900	3, 849. 00	11, 162, 100	
三井E & S	1, 200	430. 00	516, 000	
日立造船	2, 200	858. 00	1, 887, 600	
三菱重工業	4, 400	8, 318. 00	36, 599, 200	
I H I	1, 900	2, 994. 50	5, 689, 550	
サノヤスホールディングス	200	137. 00	27, 400	
スター精密	500	1, 799. 00	899, 500	
日清紡ホールディングス	1, 900	1, 109. 00	2, 107, 100	
イビデン	1, 300	6, 742. 00	8, 764, 600	

コニカミノルタ	5,700	459.90	2,621,430	
ブラザー工業	3,400	2,387.50	8,117,500	
ミネベアミツミ	4,400	2,647.00	11,646,800	
日立製作所	12,300	9,609.00	118,190,700	
東芝	2,000	4,603.00	9,206,000	
三菱電機	28,200	1,892.00	53,354,400	
富士電機	1,500	6,126.00	9,189,000	
東洋電機製造	100	925.00	92,500	
安川電機	2,800	5,370.00	15,036,000	
シンフォニアテクノロジー	300	1,772.00	531,600	
明電舎	500	2,407.00	1,203,500	
山洋電気	100	5,780.00	578,000	
デンヨー	200	2,251.00	450,200	
PHCホールディングス	500	1,447.00	723,500	
ソシオネクスト	400	14,020.00	5,608,000	
東芝テック	300	3,240.00	972,000	
芝浦メカトロニクス	100	6,950.00	695,000	
マブチモーター	600	4,442.00	2,665,200	
ニデック	5,600	5,718.00	32,020,800	
ユー・エム・シー・エレクトロニクス	200	414.00	82,800	
トレックス・セミコンダクター	100	2,003.00	200,300	
東光高岳	200	2,063.00	412,600	
ダブル・スコープ	700	905.00	633,500	
ダイヘン	300	5,420.00	1,626,000	
ヤーマン	400	1,067.00	426,800	
JVCケンウッド	2,000	594.00	1,188,000	
ミマキエンジニアリング	300	766.00	229,800	
I-PEX	200	1,504.00	300,800	
大崎電気工業	600	632.00	379,200	
オムロン	1,900	5,780.00	10,982,000	
日東工業	300	3,500.00	1,050,000	
I D E C	400	2,887.00	1,154,800	
正興電機製作所	100	1,062.00	106,200	
ジーエス・ユアサ コーポレーション	800	2,496.50	1,997,200	
メルコホールディングス	100	3,570.00	357,000	
テクノメディカ	100	2,417.00	241,700	

ダイヤモンドエレクトリックホールディングス	100	838.00	83,800	
日本電気	3,300	7,287.00	24,047,100	
富士通	2,300	19,335.00	44,470,500	
沖電気工業	1,200	962.00	1,154,400	
岩崎通信機	100	763.00	76,300	
電気興業	100	2,606.00	260,600	
サンケン電気	200	7,700.00	1,540,000	
アイホン	100	2,995.00	299,500	
ルネサスエレクトロニクス	16,500	2,248.50	37,100,250	
セイコーエプソン	3,300	2,132.00	7,035,600	
ワコム	1,900	699.00	1,328,100	
アルバック	600	5,657.00	3,394,200	
アクセル	100	1,842.00	184,200	
E I Z O	200	4,780.00	956,000	
日本信号	600	941.00	564,600	
京三製作所	500	485.00	242,500	
能美防災	300	1,864.00	559,200	
ホーチキ	200	1,709.00	341,800	
星和電機	100	485.00	48,500	
エレコム	600	1,712.00	1,027,200	
パナソニック ホールディングス	29,900	1,395.50	41,725,450	
シャープ	4,200	997.20	4,188,240	
アンリツ	1,800	1,194.50	2,150,100	
富士通ゼネラル	700	2,663.00	1,864,100	
ソニーグループ	17,700	13,155.00	232,843,500	代用有価証券 4,300 株
TDK	4,000	5,948.00	23,792,000	
帝国通信工業	100	1,953.00	195,300	
タムラ製作所	1,000	507.00	507,000	
アルプスアルパイン	2,300	1,216.00	2,796,800	
池上通信機	100	868.00	86,800	
日本電波工業	300	1,219.00	365,700	
鈴木	100	1,184.00	118,400	
メイコー	200	4,030.00	806,000	
日本トリム	100	2,901.00	290,100	
ローランド ディー. ジー.	100	3,355.00	335,500	

フォスター電機	200	890.00	178,000	
SMK	100	2,534.00	253,400	
ヨコオ	200	1,302.00	260,400	
ティアック	600	101.00	60,600	
ホシデン	600	1,779.00	1,067,400	
ヒロセ電機	400	16,295.00	6,518,000	
日本航空電子工業	600	2,943.00	1,765,800	
TOA	300	1,120.00	336,000	
マクセル	600	1,630.00	978,000	
古野電気	300	1,755.00	526,500	
スミダコーポレーション	300	1,127.00	338,100	
アイコム	100	3,530.00	353,000	
リオン	100	2,208.00	220,800	
横河電機	2,800	2,769.50	7,754,600	
新電元工業	100	2,925.00	292,500	
アズビル	1,800	4,680.00	8,424,000	
東亜ディーケーケー	100	871.00	87,100	
日本光電工業	1,100	3,653.00	4,018,300	
チノー	100	2,093.00	209,300	
共和電業	100	390.00	39,000	
日本電子材料	200	1,418.00	283,600	
堀場製作所	500	7,864.00	3,932,000	
アドバンテスト	7,200	4,193.00	30,189,600	
小野測器	100	442.00	44,200	
エスベック	200	2,250.00	450,000	
キーエンス	2,500	60,500.00	151,250,000	
日置電機	100	6,570.00	657,000	
シスメックス	2,200	7,445.00	16,379,000	
日本マイクロニクス	500	2,365.00	1,182,500	
メガチップス	200	3,970.00	794,000	
OBARA GROUP	100	3,675.00	367,500	
原田工業	100	802.00	80,200	
コーセル	300	1,135.00	340,500	
イリソ電子工業	200	3,805.00	761,000	
オブテックスグループ	500	1,711.00	855,500	
千代田インテグレ	100	2,879.00	287,900	

レーザーテック	1,200	27,580.00	33,096,000	
スタンレー電気	1,600	2,706.00	4,329,600	
ウシオ電機	1,300	1,902.00	2,472,600	
岡谷電機産業	100	306.00	30,600	
ヘリオス テクノ ホールディング	200	385.00	77,000	
日本セラミック	200	2,741.00	548,200	
遠藤照明	100	1,158.00	115,800	
古河電池	200	915.00	183,000	
双信電機	100	320.00	32,000	
山一電機	200	1,773.00	354,600	
図研	200	4,070.00	814,000	
日本電子	600	4,857.00	2,914,200	
カシオ計算機	1,800	1,214.50	2,186,100	
ファナック	12,200	3,940.00	48,068,000	
日本シイエムケイ	500	710.00	355,000	
エンプラス	100	10,430.00	1,043,000	
大真空	400	777.00	310,800	
ローム	4,600	2,525.00	11,615,000	
浜松ホトニクス	2,000	5,914.00	11,828,000	
三井ハイテック	200	6,763.00	1,352,600	
新光電気工業	900	5,057.00	4,551,300	
京セラ	3,900	7,832.00	30,544,800	
太陽誘電	1,200	3,695.00	4,434,000	
村田製作所	22,800	2,852.50	65,037,000	
双葉電子工業	500	543.00	271,500	
北陸電気工業	100	1,350.00	135,000	
ニチコン	700	1,277.00	893,900	
日本ケミコン	300	1,340.00	402,000	
K O A	400	1,512.00	604,800	
市光工業	400	549.00	219,600	
小糸製作所	2,700	2,379.50	6,424,650	
ミツバ	500	733.00	366,500	
S C R E E Nホールディングス	900	8,502.00	7,651,800	
キヤノン電子	300	1,925.00	577,500	
キヤノン	12,500	3,665.00	45,812,500	
リコー	6,300	1,249.50	7,871,850	

象印マホービン	700	1, 577. 00	1, 103, 900	
東京エレクトロン	5, 300	21, 215. 00	112, 439, 500	
イノテック	200	1, 598. 00	319, 600	
トヨタ紡織	1, 100	2, 738. 00	3, 011, 800	
ユニプレス	500	1, 137. 00	568, 500	
豊田自動織機	2, 100	11, 825. 00	24, 832, 500	
モリタホールディングス	500	1, 551. 00	775, 500	
三櫻工業	400	915. 00	366, 000	
デンソー	20, 700	2, 339. 00	48, 417, 300	
東海理化電機製作所	700	2, 502. 00	1, 751, 400	
川崎重工業	2, 100	3, 438. 00	7, 219, 800	
名村造船所	600	815. 00	489, 000	
日本車輛製造	100	2, 085. 00	208, 500	
三菱ロジスネクスト	400	1, 377. 00	550, 800	
日産自動車	35, 700	611. 30	21, 823, 410	
いすゞ自動車	7, 300	1, 727. 50	12, 610, 750	
トヨタ自動車	137, 700	2, 832. 00	389, 966, 400	
日野自動車	3, 800	476. 40	1, 810, 320	
三菱自動車工業	9, 800	494. 50	4, 846, 100	
エフテック	100	765. 00	76, 500	
レシップホールディングス	100	513. 00	51, 300	
ファルテック	100	561. 00	56, 100	
武蔵精密工業	600	1, 714. 00	1, 028, 400	
日産車体	300	891. 00	267, 300	
新明和工業	800	1, 213. 00	970, 400	
極東開発工業	400	1, 885. 00	754, 000	
トピー工業	200	2, 715. 00	543, 000	
ティラド	100	2, 722. 00	272, 200	
タチエス	500	1, 654. 00	827, 000	
NOK	1, 000	1, 826. 50	1, 826, 500	
フタバ産業	700	782. 00	547, 400	
カヤバ	200	4, 560. 00	912, 000	
大同メタル工業	500	554. 00	277, 000	
プレス工業	1, 000	631. 00	631, 000	
ミクニ	300	444. 00	133, 200	
太平洋工業	600	1, 410. 00	846, 000	

河西工業	400	262.00	104,800	
アイシン	1,900	5,502.00	10,453,800	
マツダ	8,300	1,506.50	12,503,950	
今仙電機製作所	100	608.00	60,800	
本田技研工業	61,200	1,614.00	98,776,800	
スズキ	4,600	6,021.00	27,696,600	
S U B A R U	7,900	2,732.50	21,586,750	
安永	100	700.00	70,000	
ヤマハ発動機	3,600	3,864.00	13,910,400	
T B K	200	396.00	79,200	
エクセディ	400	2,557.00	1,022,800	
豊田合成	700	3,300.00	2,310,000	
愛三工業	400	1,309.00	523,600	
盟和産業	100	983.00	98,300	
日本プラスト	200	559.00	111,800	
ヨロズ	300	923.00	276,900	
エフ・シー・シー	500	1,841.00	920,500	
シマノ	1,000	22,715.00	22,715,000	
テイ・エス テック	900	1,839.00	1,655,100	
ジャムコ	100	1,492.00	149,200	
テルモ	7,000	4,185.00	29,295,000	
日機装	600	968.00	580,800	
日本エム・ディ・エム	200	685.00	137,000	
島津製作所	3,300	3,757.00	12,398,100	
J M S	200	536.00	107,200	
長野計器	200	2,422.00	484,400	
ブイ・テクノロジー	100	1,977.00	197,700	
東京計器	200	1,527.00	305,400	
愛知時計電機	100	2,298.00	229,800	
インターアクション	100	1,038.00	103,800	
オーバル	100	420.00	42,000	
東京精密	500	7,811.00	3,905,500	
マニー	1,000	2,093.00	2,093,000	
ニコン	3,600	1,505.00	5,418,000	
トプコン	1,200	1,495.00	1,794,000	
オリンパス	15,400	2,062.50	31,762,500	

理研計器	200	6,230.00	1,246,000	
タムロン	200	4,040.00	808,000	
HOYA	5,000	15,315.00	76,575,000	
シード	100	751.00	75,100	
ノーリツ銅機	200	3,185.00	637,000	
A&Dホロンホールディングス	400	1,602.00	640,800	
朝日インテック	2,800	2,577.00	7,215,600	
シチズン時計	2,300	895.00	2,058,500	
大研医器	100	534.00	53,400	
メニコン	900	1,801.00	1,620,900	
松風	100	2,432.00	243,200	
セイコーグループ	400	2,331.00	932,400	
ニプロ	2,100	1,143.00	2,400,300	
KYORITSU	200	173.00	34,600	
スノーピーク	400	1,007.00	402,800	
パラマウントベッドホールディングス	500	2,532.00	1,266,000	
トランザクション	200	2,090.00	418,000	
ニホンフラッシュ	200	881.00	176,200	
前田工織	200	2,940.00	588,000	
永大産業	200	216.00	43,200	
アートネイチャー	200	802.00	160,400	
バンダイナムコホールディングス	6,900	3,224.00	22,245,600	
SHOEI	600	2,091.00	1,254,600	
フランスベッドホールディングス	300	1,234.00	370,200	
パイロットコーポレーション	400	5,297.00	2,118,800	
萩原工業	200	1,590.00	318,000	
フジシールインターナショナル	500	1,631.00	815,500	
タカラトミー	1,100	2,022.00	2,224,200	
広済堂ホールディングス	100	2,979.00	297,900	
タカノ	100	817.00	81,700	
プロネクス	300	1,192.00	357,600	
ホクシン	100	120.00	12,000	
ウッドワン	100	1,035.00	103,500	
大建工業	100	3,000.00	300,000	
TOPPANホールディングス	3,100	3,381.00	10,481,100	
大日本印刷	2,700	3,985.00	10,759,500	

共同印刷	100	3,350.00	335,000	
N I S S H A	400	1,560.00	624,000	
TAKARA & COMPANY	200	2,387.00	477,400	
アシックス	2,100	5,023.00	10,548,300	
ツツミ	100	2,288.00	228,800	
ローランド	200	4,270.00	854,000	
小松ウオール工業	100	2,895.00	289,500	
ヤマハ	1,600	3,639.00	5,822,400	
河合楽器製作所	100	3,855.00	385,500	
クリナップ	200	691.00	138,200	
ピジョン	1,600	1,600.00	2,560,000	
キングジム	200	880.00	176,000	
リンテック	500	2,553.00	1,276,500	
イトーキ	500	1,419.00	709,500	
任天堂	15,800	6,385.00	100,883,000	
三菱鉛筆	300	1,827.00	548,100	
タカラスタンダード	500	1,705.00	852,500	
コクヨ	1,000	2,401.00	2,401,000	
ナカバヤシ	300	517.00	155,100	
グローブライド	200	1,939.00	387,800	
オカムラ	700	2,189.00	1,532,300	
美津濃	300	4,405.00	1,321,500	
東京電力ホールディングス	22,600	663.70	14,999,620	
中部電力	9,300	1,829.00	17,009,700	
関西電力	9,700	1,911.00	18,536,700	
中国電力	4,300	1,063.00	4,570,900	
北陸電力	2,600	804.70	2,092,220	
東北電力	6,600	935.10	6,171,660	
四国電力	2,300	1,090.00	2,507,000	
九州電力	5,800	1,039.00	6,026,200	
北海道電力	2,400	654.40	1,570,560	
沖縄電力	600	1,104.00	662,400	
電源開発	2,000	2,263.50	4,527,000	
エフオン	200	477.00	95,400	
イーレックス	400	750.00	300,000	
レノバ	700	1,126.00	788,200	

東京瓦斯	5,300	3,410.00	18,073,000	
大阪瓦斯	5,100	2,829.50	14,430,450	
東邦瓦斯	1,100	2,766.50	3,043,150	
北海道瓦斯	100	2,379.00	237,900	
広島ガス	600	384.00	230,400	
西部ガスホールディングス	300	1,932.00	579,600	
静岡ガス	500	1,001.00	500,500	
メタウォーター	300	2,075.00	622,500	
SBSホールディングス	200	2,657.00	531,400	
東武鉄道	2,800	3,831.00	10,726,800	
相鉄ホールディングス	900	2,656.00	2,390,400	
東急	7,000	1,699.00	11,893,000	
京浜急行電鉄	3,100	1,285.00	3,983,500	
小田急電鉄	4,100	2,238.50	9,177,850	
京王電鉄	1,200	4,381.00	5,257,200	
京成電鉄	1,600	6,218.00	9,948,800	
富士急行	300	4,290.00	1,287,000	
東日本旅客鉄道	4,600	7,886.00	36,275,600	
西日本旅客鉄道	3,000	5,877.00	17,631,000	
東海旅客鉄道	9,700	3,402.00	32,999,400	
西武ホールディングス	3,000	1,484.00	4,452,000	
鴻池運輸	400	1,943.00	777,200	
西日本鉄道	700	2,396.00	1,677,200	
ハマキョウレックス	200	3,905.00	781,000	
サカイ引越センター	300	2,572.00	771,600	
近鉄グループホールディングス	2,500	4,196.00	10,490,000	
阪急阪神ホールディングス	3,300	4,730.00	15,609,000	
南海電気鉄道	1,100	2,953.50	3,248,850	
京阪ホールディングス	1,400	3,645.00	5,103,000	
神戸電鉄	100	2,858.00	285,800	
名古屋鉄道	2,600	2,099.50	5,458,700	
山陽電気鉄道	200	2,112.00	422,400	
アルプス物流	200	1,576.00	315,200	
ヤマトホールディングス	3,200	2,511.50	8,036,800	
山九	600	4,814.00	2,888,400	
丸運	100	258.00	25,800	

丸全昭和運輸	200	3, 805. 00	761, 000	
センコーグループホールディングス	1, 300	1, 051. 00	1, 366, 300	
トナミホールディングス	100	4, 585. 00	458, 500	
ニッコンホールディングス	800	3, 203. 00	2, 562, 400	
福山通運	300	4, 105. 00	1, 231, 500	
セイノーホールディングス	1, 400	2, 179. 00	3, 050, 600	
神奈川中央交通	100	3, 075. 00	307, 500	
A Z－COM丸和ホールディングス	600	1, 938. 00	1, 162, 800	
C & F ロジホールディングス	200	1, 439. 00	287, 800	
九州旅客鉄道	1, 800	3, 078. 00	5, 540, 400	
S Gホールディングス	4, 200	2, 093. 50	8, 792, 700	
N I P P O N E X P R E S S ホールディングス	800	7, 536. 00	6, 028, 800	
日本郵船	7, 200	3, 530. 00	25, 416, 000	
商船三井	5, 500	3, 819. 00	21, 004, 500	
川崎汽船	2, 100	4, 617. 00	9, 695, 700	
N S ユナイテッド海運	100	4, 545. 00	454, 500	
飯野海運	1, 000	1, 150. 00	1, 150, 000	
乾汽船	300	1, 213. 00	363, 900	
日本航空	6, 200	2, 748. 00	17, 037, 600	
A N Aホールディングス	6, 800	2, 983. 00	20, 284, 400	
トランコム	100	7, 150. 00	715, 000	
日新	200	2, 580. 00	516, 000	
三菱倉庫	600	4, 240. 00	2, 544, 000	
三井倉庫ホールディングス	200	4, 305. 00	861, 000	
住友倉庫	700	2, 336. 00	1, 635, 200	
澁澤倉庫	100	2, 950. 00	295, 000	
日本トランスシティ	500	656. 00	328, 000	
中央倉庫	100	1, 068. 00	106, 800	
安田倉庫	200	1, 100. 00	220, 000	
上組	1, 200	3, 013. 00	3, 615, 600	
キムラユニティー	100	1, 306. 00	130, 600	
キューソー流通システム	100	948. 00	94, 800	
東海運	100	282. 00	28, 200	
エーアイティー	200	1, 641. 00	328, 200	
内外トランスライン	100	2, 426. 00	242, 600	

日本コンセプト	100	1, 803. 00	180, 300	
N E C ネットスアイ	1, 000	2, 104. 00	2, 104, 000	
クロスキャット	200	1, 069. 00	213, 800	
システナ	3, 800	255. 00	969, 000	
デジタルアーツ	200	4, 295. 00	859, 000	
日鉄ソリューションズ	400	4, 445. 00	1, 778, 000	
キューブシステム	100	1, 111. 00	111, 100	
コア	100	1, 741. 00	174, 100	
ラクーンホールディングス	200	733. 00	146, 600	
ソリトンシステムズ	100	1, 108. 00	110, 800	
ソフトクリエイトホールディングス	200	1, 744. 00	348, 800	
T I S	2, 800	2, 950. 00	8, 260, 000	
テクミラホールディングス	100	426. 00	42, 600	
グリー	700	554. 00	387, 800	
コーエーテクモホールディングス	1, 600	1, 963. 50	3, 141, 600	
三菱総合研究所	100	4, 605. 00	460, 500	
ボルテージ	100	274. 00	27, 400	
A G S	100	703. 00	70, 300	
ファインデックス	200	863. 00	172, 600	
K L a b	500	265. 00	132, 500	
ポールトゥウィンホールディングス	400	474. 00	189, 600	
ネクソン	5, 600	2, 872. 50	16, 086, 000	
アイスタイル	700	468. 00	327, 600	
エムアップホールディングス	300	1, 205. 00	361, 500	
エイチーム	200	631. 00	126, 200	
エニグモ	300	355. 00	106, 500	
テクノスジャパン	100	628. 00	62, 800	
e n i s h	200	166. 00	33, 200	
コロプラ	1, 000	582. 00	582, 000	
ブロードリーフ	1, 200	542. 00	650, 400	
クロス・マーケティンググループ	100	695. 00	69, 500	
デジタルハーツホールディングス	200	917. 00	183, 400	
システム情報	200	929. 00	185, 800	
メディアドゥ	100	1, 456. 00	145, 600	
じげん	700	508. 00	355, 600	
ブイキューブ	300	386. 00	115, 800	

サイバーリンクス	100	722.00	72,200	
フィックスターズ	300	1,075.00	322,500	
CARTA HOLDINGS	100	1,233.00	123,300	
オブティム	300	867.00	260,100	
セレス	100	950.00	95,000	
SHIFT	200	31,210.00	6,242,000	
ティーガイア	300	1,761.00	528,300	
テクマトリックス	500	1,629.00	814,500	
プロシップ	100	1,298.00	129,800	
ガンホー・オンライン・エンターテイメント	700	2,259.00	1,581,300	
GMOペイメントゲートウェイ	500	7,087.00	3,543,500	
システムリサーチ	100	3,420.00	342,000	
インターネットイニシアティブ	1,200	2,640.00	3,168,000	
さくらインターネット	300	1,078.00	323,400	
GMOグローバルサイン・ホールディングス	100	2,676.00	267,600	
SRAホールディングス	100	3,350.00	335,000	
システムインテグレータ	100	398.00	39,800	
朝日ネット	300	618.00	185,400	
eBASE	300	736.00	220,800	
アバントグループ	300	1,368.00	410,400	
アドソル日進	100	1,618.00	161,800	
フリービット	100	1,081.00	108,100	
コムチュア	400	2,006.00	802,400	
アステリア	200	705.00	141,000	
アイル	100	3,805.00	380,500	
マークライنز	100	2,750.00	275,000	
メディカル・データ・ビジョン	300	725.00	217,500	
gumi	400	423.00	169,200	
テラスカイ	100	1,579.00	157,900	
デジタル・インフォメーション・テクノロジー	100	1,595.00	159,500	
PCIホールディングス	100	1,044.00	104,400	
ネオジャパン	100	990.00	99,000	
PR TIMES	100	1,668.00	166,800	
ラクス	1,200	2,140.50	2,568,600	
ダブルスタンダード	100	1,421.00	142,100	
オーブンドア	200	818.00	163,600	

マイネット	100	324.00	32,400	
アカツキ	100	2,133.00	213,300	
U b i c o mホールディングス	100	1,262.00	126,200	
カナミックネットワーク	300	479.00	143,700	
ノムラシステムコーポレーション	200	109.00	21,800	
チェンジホールディングス	600	1,599.00	959,400	
シンクロ・フード	100	585.00	58,500	
オークネット	100	1,819.00	181,900	
マクロミル	500	685.00	342,500	
オロ	100	2,146.00	214,600	
ユーザーローカル	100	1,680.00	168,000	
ニーズウェル	100	637.00	63,700	
マネーフォワード	600	4,310.00	2,586,000	
サインポスト	100	477.00	47,700	
S u n A s t e r i s k	200	1,330.00	266,000	
プラスアルファ・コンサルティング	100	2,636.00	263,600	
電算システムホールディングス	100	2,820.00	282,000	
A p p i e r G r o u p	900	1,507.00	1,356,300	
ソルクシーズ	100	411.00	41,100	
プロトコーポレーション	300	1,280.00	384,000	
ハイマックス	100	1,344.00	134,400	
野村総合研究所	5,600	4,092.00	22,915,200	
サイバネットシステム	200	797.00	159,400	
C Eホールディングス	100	544.00	54,400	
日本システム技術	100	2,284.00	228,400	
インテージホールディングス	300	1,717.00	515,100	
東邦システムサイエンス	100	1,150.00	115,000	
ソースネクスト	1,200	185.00	222,000	
インフォコム	300	2,502.00	750,600	
シンプレクス・ホールディングス	400	2,452.00	980,800	
H E R O Z	100	1,413.00	141,300	
ラクスル	600	1,393.00	835,800	
メルカリ	1,500	3,239.00	4,858,500	
I P S	100	2,666.00	266,600	
F I G	200	352.00	70,400	
システムサポート	100	2,040.00	204,000	

イーソル	200	700.00	140,000	
ウイングアーク 1 s t	300	2,829.00	848,700	
ヒト・コミュニケーションズ・ホールディングス	100	1,259.00	125,900	
サーバーワークス	100	3,355.00	335,500	
S a n s a n	800	1,344.00	1,075,200	
ギフトィ	200	1,392.00	278,400	
メドレー	300	4,660.00	1,398,000	
ベース	100	4,350.00	435,000	
J M D C	400	4,801.00	1,920,400	
フォーカスシステムズ	200	1,002.00	200,400	
クレスコ	200	1,743.00	348,600	
フジ・メディア・ホールディングス	2,400	1,547.50	3,714,000	
オービック	800	22,120.00	17,696,000	
ジャストシステム	400	2,773.00	1,109,200	
T D C ソフト	200	1,659.00	331,800	
L I N E ヤフー	35,800	408.20	14,613,560	
トレンドマイクロ	1,200	5,814.00	6,976,800	
I D ホールディングス	200	1,530.00	306,000	
日本オラクル	500	10,580.00	5,290,000	
アルファシステムズ	100	2,811.00	281,100	
フューチャー	500	1,730.00	865,000	
C A C H o l d i n g s	100	1,761.00	176,100	
S B テクノロジー	100	2,386.00	238,600	
トーセ	100	702.00	70,200	
オービックビジネスコンサルタント	400	6,523.00	2,609,200	
伊藤忠テクノソリューションズ	700	4,324.00	3,026,800	
アイティフォー	300	1,062.00	318,600	
大塚商会	1,200	5,837.00	7,004,400	
サイボウズ	300	2,014.00	604,200	
電通国際情報サービス	300	4,405.00	1,321,500	
A C C E S S	300	763.00	228,900	
デジタルガレージ	400	3,005.00	1,202,000	
E M システムズ	400	747.00	298,800	
ウェザーニューズ	100	5,970.00	597,000	
C I J	400	588.00	235,200	

日本エンタープライズ	200	121.00	24,200	
WOWOW	200	1,075.00	215,000	
スカラ	200	773.00	154,600	
インテリジェント ウェイブ	100	912.00	91,200	
ANYCOLOR	100	3,605.00	360,500	
IMAGICA GROUP	200	604.00	120,800	
ネットワンシステムズ	1,000	2,151.00	2,151,000	
システムソフト	1,000	67.00	67,000	
アルゴグラフィックス	200	3,450.00	690,000	
マーベラス	400	683.00	273,200	
エイベックス	400	1,395.00	558,000	
B I P R O G Y	800	4,059.00	3,247,200	
都築電気	100	2,209.00	220,900	
T B Sホールディングス	1,300	2,674.50	3,476,850	
日本テレビホールディングス	2,200	1,499.50	3,298,900	
朝日放送グループホールディングス	200	664.00	132,800	
テレビ朝日ホールディングス	600	1,660.00	996,000	
スカパー J S A Tホールディングス	2,000	687.00	1,374,000	
テレビ東京ホールディングス	200	2,938.00	587,600	
日本B S放送	100	888.00	88,800	
ビジョン	400	1,371.00	548,400	
USEN-NEXT HOLDINGS	300	3,500.00	1,050,000	
日本通信	2,500	211.00	527,500	
日本電信電話	748,000	174.90	130,825,200	
K D D I	19,400	4,585.00	88,949,000	
ソフトバンク	40,500	1,693.00	68,566,500	
光通信	300	21,490.00	6,447,000	
エムティーアイ	200	610.00	122,000	
GMOインターネットグループ	900	2,282.00	2,053,800	
ファイバーゲート	100	1,119.00	111,900	
アイドママーケティングコミュニケーション	100	233.00	23,300	
KADOKAWA	1,300	2,797.50	3,636,750	
学研ホールディングス	400	866.00	346,400	
ゼンリン	400	898.00	359,200	
昭文社ホールディングス	100	365.00	36,500	
インプレスホールディングス	200	173.00	34,600	

アイネット	100	1,830.00	183,000	
松竹	100	9,881.00	988,100	
東宝	1,400	5,219.00	7,306,600	
東映	100	18,480.00	1,848,000	
N T Tデータグループ	6,600	1,783.00	11,767,800	
ピー・シー・エー	100	1,131.00	113,100	
ビジネスブレイン太田昭和	100	2,062.00	206,200	
D T S	500	3,195.00	1,597,500	
スクウェア・エニックス・ホールディングス	1,100	5,086.00	5,594,600	
シーイーシー	300	1,575.00	472,500	
カプコン	2,200	5,082.00	11,180,400	
アイ・エス・ビー	100	1,454.00	145,400	
ジャステック	100	1,525.00	152,500	
S C S K	1,700	2,672.00	4,542,400	
N S W	100	2,778.00	277,800	
アイネス	200	1,576.00	315,200	
T K C	400	3,600.00	1,440,000	
富士ソフト	500	5,400.00	2,700,000	
N S D	900	2,645.00	2,380,500	
コナミグループ	900	7,828.00	7,045,200	
福井コンピュータホールディングス	200	2,629.00	525,800	
J B C Cホールディングス	200	2,982.00	596,400	
ミロク情報サービス	200	1,510.00	302,000	
ソフトバンクグループ	12,400	6,427.00	79,694,800	
高千穂交易	100	3,420.00	342,000	
伊藤忠食品	100	7,040.00	704,000	
エレマテック	200	1,700.00	340,000	
あらた	200	5,590.00	1,118,000	
東京エレクトロン デバイス	300	4,075.00	1,222,500	
円谷フィールズホールディングス	500	1,594.00	797,000	
双日	3,000	3,153.00	9,459,000	
アルフレッサ ホールディングス	2,700	2,428.50	6,556,950	
横浜冷凍	700	1,173.00	821,100	
ラサ商事	100	1,701.00	170,100	
アルコニックス	400	1,366.00	546,400	
神戸物産	2,100	3,737.00	7,847,700	

ハイパー	100	303.00	30,300	
あい ホールディングス	400	2,418.00	967,200	
ディービーエックス	100	1,042.00	104,200	
ダイワボウホールディングス	1,200	2,853.00	3,423,600	
マクニカホールディングス	600	6,381.00	3,828,600	
ラクト・ジャパン	100	2,006.00	200,600	
グリムス	100	2,014.00	201,400	
パイタルケーエスケー・ホールディングス	400	1,116.00	446,400	
八洲電機	200	1,277.00	255,400	
メディアスホールディングス	200	798.00	159,600	
レスターホールディングス	200	2,526.00	505,200	
ジオリーブグループ	100	1,181.00	118,100	
大光	100	670.00	67,000	
TOKAIホールディングス	1,500	977.00	1,465,500	
黒谷	100	590.00	59,000	
C o m i n i x	100	764.00	76,400	
三洋貿易	300	1,357.00	407,100	
ウイン・パートナーズ	200	1,189.00	237,800	
ミタチ産業	100	1,036.00	103,600	
シップヘルスケアホールディングス	1,000	2,318.00	2,318,000	
明治電機工業	100	1,419.00	141,900	
デリカフーズホールディングス	100	623.00	62,300	
スターティアホールディングス	100	1,252.00	125,200	
コメダホールディングス	700	2,717.00	1,901,900	
ピーバンドットコム	100	388.00	38,800	
アセンテック	200	517.00	103,400	
富士興産	100	1,839.00	183,900	
フルサト・マルカホールディングス	200	2,841.00	568,200	
ヤマエグループホールディングス	200	3,585.00	717,000	
小野建	300	1,703.00	510,900	
佐島電機	100	1,884.00	188,400	
伯東	200	5,150.00	1,030,000	
コンドーテック	200	1,165.00	233,000	
中山福	100	350.00	35,000	
ナガイレーベン	300	2,128.00	638,400	
三菱食品	300	4,465.00	1,339,500	

松田産業	200	2, 645. 00	529, 000	
第一興商	1, 000	2, 237. 50	2, 237, 500	
メディopalホールディングス	2, 800	2, 496. 00	6, 988, 800	
S P K	100	1, 805. 00	180, 500	
萩原電気ホールディングス	100	4, 510. 00	451, 000	
アズワン	400	4, 995. 00	1, 998, 000	
スズデン	100	2, 185. 00	218, 500	
シモジマ	200	1, 172. 00	234, 400	
ドウシシャ	300	2, 112. 00	633, 600	
高速	200	2, 052. 00	410, 400	
たけびし	100	1, 850. 00	185, 000	
リックス	100	3, 405. 00	340, 500	
丸文	200	1, 243. 00	248, 600	
ハピネット	200	2, 457. 00	491, 400	
橋本総業ホールディングス	100	1, 203. 00	120, 300	
日本ライフライン	800	1, 066. 00	852, 800	
タカショー	300	604. 00	181, 200	
I D O M	700	857. 00	599, 900	
進和	200	2, 427. 00	485, 400	
エスケイジャパン	100	810. 00	81, 000	
ダイトロン	100	2, 833. 00	283, 300	
シークス	400	1, 427. 00	570, 800	
田中商事	100	667. 00	66, 700	
オーハシテクニカ	100	1, 791. 00	179, 100	
白銅	100	2, 211. 00	221, 100	
伊藤忠商事	17, 300	5, 799. 00	100, 322, 700	
丸紅	22, 100	2, 316. 50	51, 194, 650	
高島	100	912. 00	91, 200	
長瀬産業	1, 200	2, 251. 50	2, 701, 800	
蝶理	200	3, 005. 00	601, 000	
豊田通商	2, 300	8, 806. 00	20, 253, 800	
三共生興	400	741. 00	296, 400	
兼松	1, 100	2, 017. 00	2, 218, 700	
三井物産	20, 000	5, 672. 00	113, 440, 000	
日本紙パルプ商事	100	4, 760. 00	476, 000	
カメイ	300	1, 555. 00	466, 500	

スターゼン	200	2,560.00	512,000	
山善	800	1,200.00	960,000	
椿本興業	100	5,480.00	548,000	
住友商事	16,100	3,207.00	51,632,700	
内田洋行	100	6,750.00	675,000	
三菱商事	17,500	6,967.00	121,922,500	代用有価証券 3,500株
第一実業	300	2,044.00	613,200	
キヤノンマーケティングジャパン	600	3,629.00	2,177,400	
西華産業	100	2,166.00	216,600	
佐藤商事	200	1,506.00	301,200	
菱洋エレクトロ	300	3,550.00	1,065,000	
東京産業	300	835.00	250,500	
ユアサ商事	200	4,150.00	830,000	
神鋼商事	100	5,450.00	545,000	
トルク	200	257.00	51,400	
阪和興業	500	4,490.00	2,245,000	
正栄食品工業	200	4,325.00	865,000	
カナデン	200	1,519.00	303,800	
R Y O D E N	200	2,530.00	506,000	
岩谷産業	600	7,220.00	4,332,000	
ナイス	100	1,453.00	145,300	
極東貿易	200	1,800.00	360,000	
アステナホールディングス	500	520.00	260,000	
三愛オブリ	700	1,552.00	1,086,400	
稲畑産業	500	3,195.00	1,597,500	
G S I クレオス	100	2,031.00	203,100	
明和産業	300	652.00	195,600	
クワザワホールディングス	100	532.00	53,200	
ワキタ	400	1,491.00	596,400	
東邦ホールディングス	700	3,447.00	2,412,900	
サンゲツ	600	2,821.00	1,692,600	
ミツウロコグループホールディングス	300	1,378.00	413,400	
シナネンホールディングス	100	4,000.00	400,000	
伊藤忠エネクス	700	1,528.00	1,069,600	
サンリオ	800	7,023.00	5,618,400	

サンワテクノス	100	2, 224. 00	222, 400	
リョーサン	200	4, 705. 00	941, 000	
新光商事	400	1, 137. 00	454, 800	
トーホー	100	3, 045. 00	304, 500	
三信電気	100	2, 242. 00	224, 200	
東陽テクニカ	300	1, 336. 00	400, 800	
モスフードサービス	400	3, 260. 00	1, 304, 000	
加賀電子	200	6, 110. 00	1, 222, 000	
ソーダニッカ	200	1, 033. 00	206, 600	
立花エレテック	200	2, 750. 00	550, 000	
フォーバル	100	1, 142. 00	114, 200	
P A L T A C	400	4, 912. 00	1, 964, 800	
三谷産業	500	335. 00	167, 500	
太平洋興発	100	772. 00	77, 200	
西本W i s m e t t a cホールディングス	100	6, 050. 00	605, 000	
コア商事ホールディングス	200	733. 00	146, 600	
K P P グループホールディングス	700	651. 00	455, 700	
ヤマタネ	100	2, 203. 00	220, 300	
泉州電業	100	3, 135. 00	313, 500	
トラスコ中山	600	2, 214. 00	1, 328, 400	
オートバックスセブン	900	1, 503. 00	1, 352, 700	
モリト	200	1, 330. 00	266, 000	
加藤産業	300	4, 320. 00	1, 296, 000	
北恵	100	1, 000. 00	100, 000	
イエローハット	400	1, 729. 00	691, 600	
J Kホールディングス	200	945. 00	189, 000	
日伝	200	2, 712. 00	542, 400	
北沢産業	200	265. 00	53, 000	
杉本商事	100	2, 192. 00	219, 200	
因幡電機産業	700	3, 195. 00	2, 236, 500	
東テク	100	4, 955. 00	495, 500	
ミスミグループ本社	4, 000	2, 491. 00	9, 964, 000	
アルテック	200	246. 00	49, 200	
タキヒヨー	100	1, 002. 00	100, 200	
スズケン	1, 000	4, 484. 00	4, 484, 000	
ジェコス	200	957. 00	191, 400	

グローセル	300	449. 00	134, 700	
ローソン	600	6, 989. 00	4, 193, 400	
サンエー	200	4, 520. 00	904, 000	
カワチ薬品	200	2, 384. 00	476, 800	
エービーシー・マート	1, 200	2, 420. 00	2, 904, 000	
ハードオフコーポレーション	100	1, 429. 00	142, 900	
アスクル	600	2, 026. 00	1, 215, 600	
ゲオホールディングス	300	2, 406. 00	721, 800	
アダストリア	300	3, 165. 00	949, 500	
ジーフット	100	280. 00	28, 000	
くら寿司	300	3, 480. 00	1, 044, 000	
キャンドウ	100	2, 520. 00	252, 000	
I Kホールディングス	100	351. 00	35, 100	
パルグループホールディングス	500	1, 974. 00	987, 000	
エディオン	1, 000	1, 541. 00	1, 541, 000	
サーラコーポレーション	500	742. 00	371, 000	
ワッツ	100	553. 00	55, 300	
ハローズ	100	4, 260. 00	426, 000	
フジオフードグループ本社	300	1, 421. 00	426, 300	
あみやき亭	100	3, 650. 00	365, 000	
ひらまつ	400	248. 00	99, 200	
大黒天物産	100	6, 170. 00	617, 000	
ハニーズホールディングス	200	1, 520. 00	304, 000	
アルペン	200	1, 958. 00	391, 600	
ハブ	100	735. 00	73, 500	
クオールホールディングス	400	1, 527. 00	610, 800	
ジンズホールディングス	200	4, 440. 00	888, 000	
ビックカメラ	1, 400	1, 143. 00	1, 600, 200	
D C Mホールディングス	1, 400	1, 166. 00	1, 632, 400	
ペッパーフードサービス	700	110. 00	77, 000	
M o n o t a R O	3, 700	1, 380. 00	5, 106, 000	
J. フロント リテイリング	3, 000	1, 428. 00	4, 284, 000	
ドトール・日レスホールディングス	500	2, 163. 00	1, 081, 500	
マツキヨココカラ&カンパニー	4, 800	2, 554. 50	12, 261, 600	
ブロンコビリー	200	3, 085. 00	617, 000	
Z O Z O	1, 700	3, 008. 00	5, 113, 600	

トレジャー・ファクトリー	100	1, 209. 00	120, 900	
物語コーポレーション	400	4, 025. 00	1, 610, 000	
三越伊勢丹ホールディングス	4, 500	1, 671. 00	7, 519, 500	
H a m e e	100	969. 00	96, 900	
ウエルシアホールディングス	1, 400	2, 408. 00	3, 371, 200	
クリエイトSDホールディングス	400	3, 060. 00	1, 224, 000	
丸善CH I ホールディングス	200	330. 00	66, 000	
チムニー	100	1, 412. 00	141, 200	
シュッピン	200	1, 057. 00	211, 400	
オイシックス・ラ・大地	400	1, 248. 00	499, 200	
ネクステージ	600	2, 150. 00	1, 290, 000	
ジョイフル本田	800	1, 779. 00	1, 423, 200	
鳥貴族ホールディングス	100	2, 965. 00	296, 500	
ホットランド	200	1, 987. 00	397, 400	
すかいらーくホールディングス	3, 600	2, 291. 50	8, 249, 400	
S F Pホールディングス	100	2, 286. 00	228, 600	
綿半ホールディングス	200	1, 356. 00	271, 200	
ヨシックスホールディングス	100	2, 805. 00	280, 500	
ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス	700	1, 038. 00	726, 600	
ゴルフダイジェスト・オンライン	100	703. 00	70, 300	
B E E N O S	100	1, 546. 00	154, 600	
あさひ	200	1, 295. 00	259, 000	
日本調剤	200	1, 240. 00	248, 000	
コスモス薬品	300	15, 215. 00	4, 564, 500	
トーエル	100	685. 00	68, 500	
セブン&アイ・ホールディングス	9, 100	5, 620. 00	51, 142, 000	
クリエイト・レストランツ・ホールディングス	1, 800	1, 021. 00	1, 837, 800	
ツルハホールディングス	600	10, 645. 00	6, 387, 000	
サンマルクホールディングス	200	1, 924. 00	384, 800	
トリドールホールディングス	700	3, 628. 00	2, 539, 600	
T O K Y O B A S E	300	304. 00	91, 200	
J Mホールディングス	200	2, 002. 00	400, 400	
サツドラホールディングス	100	774. 00	77, 400	
アレンザホールディングス	200	1, 002. 00	200, 400	
串カツ田中ホールディングス	100	1, 692. 00	169, 200	

バロックジャパンリミテッド	200	791.00	158,200	
クスリのアオキホールディングス	200	9,465.00	1,893,000	
力の源ホールディングス	100	1,777.00	177,700	
FOOD & LIFE COMPANIE	1,400	2,560.50	3,584,700	
メディカルシステムネットワーク	300	474.00	142,200	
ジャパングラフトホールディングス	100	183.00	18,300	
はるやまホールディングス	100	529.00	52,900	
ノジマ	800	1,407.00	1,125,600	
カップ・クリエイト	400	1,587.00	634,800	
ライトオン	100	432.00	43,200	
良品計画	2,900	2,168.50	6,288,650	
パリミキホールディングス	200	370.00	74,000	
アドヴァングループ	200	1,036.00	207,200	
アルビス	100	2,593.00	259,300	
コナカ	200	392.00	78,400	
G-7ホールディングス	300	1,139.00	341,700	
イオン北海道	800	892.00	713,600	
コジマ	400	642.00	256,800	
コーナン商事	300	3,805.00	1,141,500	
エコス	100	2,161.00	216,100	
ワタミ	300	1,128.00	338,400	
パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス	5,400	3,023.00	16,324,200	
西松屋チェーン	500	1,856.00	928,000	
ゼンショーホールディングス	1,300	8,009.00	10,411,700	
ハークスレイ	100	718.00	71,800	
サイゼリヤ	400	5,790.00	2,316,000	
V Tホールディングス	1,000	508.00	508,000	
魚力	100	2,210.00	221,000	
フジ・コーポレーション	100	1,720.00	172,000	
ユナイテッドアローズ	300	1,899.00	569,700	
ハイデイ日高	400	2,755.00	1,102,000	
YU-WA Creation Holdings	100	158.00	15,800	
コロワイド	1,100	2,373.50	2,610,850	
荳番屋	200	5,400.00	1,080,000	
トップカルチャー	100	172.00	17,200	

スギホールディングス	500	6,035.00	3,017,500	
薬王堂ホールディングス	100	2,699.00	269,900	
スクロール	400	914.00	365,600	
ヨンドシーホールディングス	200	1,903.00	380,600	
木曽路	400	2,711.00	1,084,400	
S R S ホールディングス	400	1,052.00	420,800	
千趣会	500	410.00	205,000	
リテールパートナーズ	400	1,764.00	705,600	
ケーヨー	400	1,298.00	519,200	
上新電機	300	2,238.00	671,400	
日本瓦斯	1,400	2,260.50	3,164,700	
ロイヤルホールディングス	500	2,560.00	1,280,000	
いなげや	300	1,599.00	479,700	
チョダ	300	823.00	246,900	
ライフコーポレーション	300	3,405.00	1,021,500	
リンガーハット	300	2,313.00	693,900	
M r M a x HD	300	619.00	185,700	
A O K I ホールディングス	600	1,001.00	600,600	
オークワ	400	832.00	332,800	
コメリ	400	3,150.00	1,260,000	
青山商事	600	1,470.00	882,000	
しまむら	300	14,840.00	4,452,000	
はせがわ	100	355.00	35,500	
高島屋	1,800	2,019.00	3,634,200	
松屋	400	914.00	365,600	
エイチ・ツー・オー リテイリング	1,200	1,668.00	2,001,600	
近鉄百貨店	100	2,673.00	267,300	
丸井グループ	1,700	2,398.00	4,076,600	
アクシアル リテイリング	200	3,835.00	767,000	
井筒屋	100	352.00	35,200	
イオン	9,000	3,175.00	28,575,000	
イズミ	500	3,824.00	1,912,000	
平和堂	400	2,297.00	918,800	
フジ	400	1,891.00	756,400	
ヤオコー	300	7,593.00	2,277,900	
ゼビオホールディングス	400	978.00	391,200	

ケーズホールディングス	1,900	1,295.50	2,461,450	
O l y m p i c グループ	100	507.00	50,700	
日産東京販売ホールディングス	200	457.00	91,400	
シルバーライフ	100	1,035.00	103,500	
G e n k y D r u g S t o r e s	100	5,480.00	548,000	
ブックオフグループホールディングス	100	1,042.00	104,200	
ギフトホールディングス	100	2,141.00	214,100	
アインホールディングス	400	4,146.00	1,658,400	
元気寿司	200	3,570.00	714,000	
ヤマダホールディングス	8,100	428.60	3,471,660	
アークランズ	800	1,590.00	1,272,000	
ニトリホールディングス	1,000	16,230.00	16,230,000	
グルメ杵屋	200	1,094.00	218,800	
愛眼	100	169.00	16,900	
ケーユーホールディングス	100	1,105.00	110,500	
吉野家ホールディングス	1,000	3,427.00	3,427,000	
松屋フーズホールディングス	100	4,715.00	471,500	
サガミホールディングス	400	1,362.00	544,800	
関西フードマーケット	200	1,391.00	278,200	
王将フードサービス	200	8,030.00	1,606,000	
ミニストップ	200	1,524.00	304,800	
アークス	500	2,787.00	1,393,500	
バローホールディングス	500	2,236.00	1,118,000	
ベルク	100	6,750.00	675,000	
大庄	100	1,283.00	128,300	
ファーストリテイリング	1,200	34,400.00	41,280,000	
サンドラッグ	900	3,945.00	3,550,500	
サックスパー ホールディングス	200	888.00	177,600	
ベルーナ	600	623.00	373,800	
いよぎんホールディングス	2,900	1,059.00	3,071,100	
しずおかフィナンシャルグループ	5,500	1,249.00	6,869,500	
ちゅうぎんフィナンシャルグループ	2,100	1,209.00	2,538,900	
楽天銀行	900	2,588.00	2,329,200	
京都フィナンシャルグループ	800	8,584.00	6,867,200	
じもとホールディングス	100	482.00	48,200	
めぶきフィナンシャルグループ	12,200	449.30	5,481,460	

東京きらぼしフィナンシャルグループ	300	4,425.00	1,327,500	
九州フィナンシャルグループ	4,700	951.70	4,472,990	
ゆうちょ銀行	27,100	1,382.50	37,465,750	
富山第一銀行	800	982.00	785,600	
コンコルディア・フィナンシャルグループ	13,300	687.50	9,143,750	
西日本フィナンシャルホールディングス	1,400	1,855.00	2,597,000	
三十三フィナンシャルグループ	200	1,957.00	391,400	
第四北越フィナンシャルグループ	400	3,860.00	1,544,000	
ひろぎんホールディングス	3,500	958.90	3,356,150	
おきなわフィナンシャルグループ	200	2,540.00	508,000	
十六フィナンシャルグループ	300	4,025.00	1,207,500	
北國フィナンシャルホールディングス	300	4,685.00	1,405,500	
プロクレアホールディングス	300	1,980.00	594,000	
あいちフィナンシャルグループ	400	2,392.00	956,800	
あおぞら銀行	1,800	3,001.00	5,401,800	
三菱UFJフィナンシャル・グループ	154,600	1,260.00	194,796,000	代用有価証券 21,400株
りそなホールディングス	28,800	793.10	22,841,280	
三井住友トラスト・ホールディングス	4,400	5,579.00	24,547,600	
三井住友フィナンシャルグループ	17,600	7,288.00	128,268,800	代用有価証券 3,500株
千葉銀行	6,900	1,095.50	7,558,950	
群馬銀行	4,800	704.70	3,382,560	
武蔵野銀行	300	2,843.00	852,900	
千葉興業銀行	400	988.00	395,200	
筑波銀行	1,100	294.00	323,400	
七十七銀行	700	3,400.00	2,380,000	
秋田銀行	200	2,138.00	427,600	
山形銀行	300	1,204.00	361,200	
岩手銀行	200	2,806.00	561,200	
東邦銀行	1,900	297.00	564,300	
東北銀行	100	1,227.00	122,700	
ふくおかフィナンシャルグループ	2,200	3,881.00	8,538,200	
スルガ銀行	2,200	675.00	1,485,000	
八十二銀行	5,300	862.00	4,568,600	
山梨中央銀行	300	1,973.00	591,900	
大垣共立銀行	500	2,087.00	1,043,500	

福井銀行	200	1, 632. 00	326, 400	
清水銀行	100	1, 691. 00	169, 100	
滋賀銀行	400	4, 055. 00	1, 622, 000	
南都銀行	400	2, 654. 00	1, 061, 600	
百五銀行	2, 300	575. 00	1, 322, 500	
紀陽銀行	900	1, 592. 00	1, 432, 800	
ほくほくフィナンシャルグループ	1, 500	1, 756. 00	2, 634, 000	
山陰合同銀行	1, 500	1, 029. 00	1, 543, 500	
百十四銀行	200	2, 937. 00	587, 400	
四国銀行	400	1, 059. 00	423, 600	
阿波銀行	300	2, 458. 00	737, 400	
大分銀行	100	2, 792. 00	279, 200	
宮崎銀行	100	2, 930. 00	293, 000	
佐賀銀行	100	2, 051. 00	205, 100	
琉球銀行	500	1, 239. 00	619, 500	
セブン銀行	7, 700	298. 00	2, 294, 600	
みずほフィナンシャルグループ	33, 300	2, 523. 00	84, 015, 900	
山口フィナンシャルグループ	2, 400	1, 374. 50	3, 298, 800	
名古屋銀行	200	5, 940. 00	1, 188, 000	
北洋銀行	3, 700	405. 00	1, 498, 500	
愛媛銀行	300	1, 139. 00	341, 700	
トマト銀行	100	1, 185. 00	118, 500	
京葉銀行	1, 000	680. 00	680, 000	
栃木銀行	1, 200	350. 00	420, 000	
北日本銀行	100	2, 337. 00	233, 700	
東和銀行	400	703. 00	281, 200	
福島銀行	100	280. 00	28, 000	
大東銀行	100	796. 00	79, 600	
トモニホールディングス	2, 000	518. 00	1, 036, 000	
フィデアホールディングス	200	1, 631. 00	326, 200	
池田泉州ホールディングス	3, 400	388. 00	1, 319, 200	
F P G	800	1, 485. 00	1, 188, 000	
ジャパンインベストメントアドバイザー	200	1, 524. 00	304, 800	
マーキュリアホールディングス	100	752. 00	75, 200	
S B I ホールディングス	3, 600	3, 254. 00	11, 714, 400	
日本アジア投資	200	233. 00	46, 600	

ジャフコ グループ	700	1, 628. 00	1, 139, 600	
大和証券グループ本社	19, 100	944. 10	18, 032, 310	
野村ホールディングス	41, 600	611. 80	25, 450, 880	
岡三証券グループ	2, 200	692. 00	1, 522, 400	
丸三証券	800	846. 00	676, 800	
東洋証券	700	299. 00	209, 300	
東海東京フィナンシャル・ホールディングス	2, 900	537. 00	1, 557, 300	
水戸証券	700	439. 00	307, 300	
いちよし証券	500	708. 00	354, 000	
松井証券	1, 200	747. 00	896, 400	
マネックスグループ	2, 400	640. 00	1, 536, 000	
極東証券	300	1, 054. 00	316, 200	
岩井コスモホールディングス	300	1, 748. 00	524, 400	
アイザワ証券グループ	400	1, 177. 00	470, 800	
マネーパートナーズグループ	100	285. 00	28, 500	
スパークス・グループ	300	1, 471. 00	441, 300	
小林洋行	200	234. 00	46, 800	
かんぽ生命保険	2, 500	2, 849. 00	7, 122, 500	
F P パートナー	100	4, 200. 00	420, 000	
S O M P Oホールディングス	3, 900	6, 527. 00	25, 455, 300	
アニコム ホールディングス	800	539. 00	431, 200	
MS & ADインシュアランスグループホールディングス	5, 500	5, 584. 00	30, 712, 000	
第一生命ホールディングス	12, 100	3, 139. 00	37, 981, 900	
東京海上ホールディングス	24, 400	3, 414. 00	83, 301, 600	
T & Dホールディングス	7, 200	2, 627. 50	18, 918, 000	
アドバンスクリエイト	200	981. 00	196, 200	
全国保証	600	4, 816. 00	2, 889, 600	
あんしん保証	100	280. 00	28, 000	
ジェイリース	100	1, 900. 00	190, 000	
イントラスト	100	827. 00	82, 700	
日本モーゲージサービス	100	522. 00	52, 200	
C a s a	100	829. 00	82, 900	
アルヒ	200	808. 00	161, 600	
プレミアグループ	400	1, 618. 00	647, 200	
ネットプロテクションズホールディングス	800	281. 00	224, 800	

クレディセゾン	1,600	2,301.50	3,682,400	
芙蓉総合リース	200	12,270.00	2,454,000	
みずほリース	400	4,875.00	1,950,000	
東京センチュリー	500	5,708.00	2,854,000	
日本証券金融	900	1,575.00	1,417,500	
アイフル	3,700	376.00	1,391,200	
リコーリース	200	4,600.00	920,000	
イオンフィナンシャルサービス	1,400	1,240.00	1,736,000	
アコム	4,400	352.80	1,552,320	
ジャックス	300	5,270.00	1,581,000	
オリエントコーポレーション	800	1,059.00	847,200	
オリックス	15,100	2,638.00	39,833,800	
三菱HCキャピタル	11,000	986.40	10,850,400	
九州リースサービス	100	955.00	95,500	
日本取引所グループ	6,500	3,095.00	20,117,500	
イー・ギャランティ	400	1,815.00	726,000	
アサックス	100	655.00	65,500	
NECキャピタルソリューション	100	3,205.00	320,500	
大東建託	900	16,050.00	14,445,000	
いちご	2,900	343.00	994,700	
日本駐車場開発	2,700	205.00	553,500	
スター・マイカ・ホールディングス	300	619.00	185,700	
SREホールディングス	100	2,441.00	244,100	
ADワークスグループ	400	255.00	102,000	
ヒューリック	5,800	1,395.00	8,091,000	
野村不動産ホールディングス	1,400	3,618.00	5,065,200	
三重交通グループホールディングス	500	564.00	282,000	
サムティ	400	2,468.00	987,200	
ディア・ライフ	400	764.00	305,600	
コーセーアールイー	100	1,007.00	100,700	
地主	200	2,028.00	405,600	
プレサンスコーポレーション	400	1,646.00	658,400	
THE グローバル社	100	365.00	36,500	
JPMC	200	1,102.00	220,400	
サンセイランディック	100	1,028.00	102,800	
フージャースホールディングス	400	1,078.00	431,200	

オープンハウスグループ	900	5, 048. 00	4, 543, 200	
東急不動産ホールディングス	7, 400	913. 10	6, 756, 940	
飯田グループホールディングス	2, 400	2, 430. 50	5, 833, 200	
ムゲンエステート	100	1, 053. 00	105, 300	
ビーロット	100	833. 00	83, 300	
A n d D oホールディングス	200	997. 00	199, 400	
シーアールイー	100	1, 552. 00	155, 200	
ケイアイスター不動産	100	4, 260. 00	426, 000	
グッドコムアセット	200	924. 00	184, 800	
ジェイ・エス・ビー	200	2, 314. 00	462, 800	
ロードスターキャピタル	200	2, 065. 00	413, 000	
テンポイノベーション	100	1, 094. 00	109, 400	
フェイスネットワーク	100	1, 324. 00	132, 400	
パーク 2 4	1, 600	1, 705. 50	2, 728, 800	
パラカ	100	2, 010. 00	201, 000	
宮越ホールディングス	100	1, 186. 00	118, 600	
三井不動産	11, 400	3, 383. 00	38, 566, 200	
三菱地所	16, 200	1, 966. 50	31, 857, 300	
平和不動産	400	3, 865. 00	1, 546, 000	
東京建物	2, 100	2, 032. 00	4, 267, 200	
京阪神ビルディング	500	1, 385. 00	692, 500	
住友不動産	3, 600	3, 902. 00	14, 047, 200	
テーオーシー	500	628. 00	314, 000	
スターツコーポレーション	400	2, 888. 00	1, 155, 200	
フジ住宅	300	714. 00	214, 200	
空港施設	400	571. 00	228, 400	
明和地所	100	1, 162. 00	116, 200	
ゴールドクレスト	200	1, 967. 00	393, 400	
エスリード	100	3, 060. 00	306, 000	
日神グループホールディングス	400	508. 00	203, 200	
日本エスコン	500	903. 00	451, 500	
M I R A R T Hホールディングス	1, 200	441. 00	529, 200	
A V A N T I A	100	841. 00	84, 100	
イオンモール	1, 300	1, 730. 50	2, 249, 650	
毎日コムネット	100	712. 00	71, 200	
ファースト住建	100	1, 099. 00	109, 900	

カチタス	700	2, 239. 00	1, 567, 300	
トーセイ	400	1, 943. 00	777, 200	
サンフロンティア不動産	400	1, 453. 00	581, 200	
F J ネクストホールディングス	300	1, 132. 00	339, 600	
インテリックス	100	504. 00	50, 400	
ランドビジネス	100	300. 00	30, 000	
サンネクスタグループ	100	926. 00	92, 600	
グランディハウス	200	625. 00	125, 000	
日本空港ビルデング	900	6, 799. 00	6, 119, 100	
明豊ファシリティワークス	100	797. 00	79, 700	
L I F U L L	1, 000	230. 00	230, 000	
M I X I	600	2, 329. 00	1, 397, 400	
ジェイエシーリクルートメント	200	2, 451. 00	490, 200	
日本M&Aセンターホールディングス	4, 100	673. 30	2, 760, 530	
メンバーズ	100	1, 201. 00	120, 100	
中広	100	433. 00	43, 300	
U T グループ	300	2, 060. 00	618, 000	
アイティメディア	100	973. 00	97, 300	
E ・ J ホールディングス	200	1, 592. 00	318, 400	
オープンアップグループ	800	1, 937. 00	1, 549, 600	
コシダカホールディングス	800	1, 029. 00	823, 200	
アルトナー	100	1, 757. 00	175, 700	
パソナグループ	300	1, 405. 00	421, 500	
リンクアンドモチベーション	800	418. 00	334, 400	
エス・エム・エス	900	2, 510. 00	2, 259, 000	
サニーサイドアップグループ	100	803. 00	80, 300	
パーソルホールディングス	26, 200	247. 00	6, 471, 400	
リニカル	100	598. 00	59, 800	
クックパッド	900	115. 00	103, 500	
エスクリ	100	267. 00	26, 700	
アイ・ケイ・ケイホールディングス	100	648. 00	64, 800	
学情	100	1, 740. 00	174, 000	
スタジオアリス	100	2, 034. 00	203, 400	
シミックホールディングス	100	1, 700. 00	170, 000	
エプコ	100	769. 00	76, 900	
N J S	100	2, 817. 00	281, 700	

総合警備保障	4,300	852.20	3,664,460	
カカクコム	1,700	1,592.00	2,706,400	
アイロムグループ	100	1,939.00	193,900	
セントケア・ホールディング	200	869.00	173,800	
ルネサンス	200	883.00	176,600	
ディップ	400	3,035.00	1,214,000	
デジタルホールディングス	100	1,054.00	105,400	
新日本科学	200	1,871.00	374,200	
ベネフィット・ワン	900	1,148.00	1,033,200	
エムスリー	5,100	2,465.50	12,574,050	
ツカダ・グローバルホールディング	100	396.00	39,600	
アウトソーシング	1,700	1,185.00	2,014,500	
ウェルネット	100	555.00	55,500	
ワールドホールディングス	100	2,416.00	241,600	
ディー・エヌ・エー	900	1,511.00	1,359,900	
博報堂DYホールディングス	3,300	1,261.00	4,161,300	
ぐるなび	500	303.00	151,500	
タカミヤ	400	503.00	201,200	
ジャパンベストレスキューシステム	200	609.00	121,800	
ファンコミュニケーションズ	400	402.00	160,800	
ライク	100	1,398.00	139,800	
A o b a - B B T	100	396.00	39,600	
エスプール	700	382.00	267,400	
WDBホールディングス	100	2,277.00	227,700	
ティア	100	452.00	45,200	
アドウェイズ	400	485.00	194,000	
バリューコマース	200	1,225.00	245,000	
インフォマート	2,700	439.00	1,185,300	
J Pホールディングス	700	351.00	245,700	
エコナックホールディングス	200	139.00	27,800	
C Lホールディングス	100	803.00	80,300	
プレステージ・インターナショナル	1,200	637.00	764,400	
アミューズ	200	1,489.00	297,800	
ドリームインキュベータ	100	2,913.00	291,300	
クイック	200	2,181.00	436,200	
T A C	100	202.00	20,200	

電通グループ	2,500	4,479.00	11,197,500	
テイクアンドギヴ・ニーズ	100	933.00	93,300	
ぴあ	100	3,590.00	359,000	
イオンファンタジー	100	2,732.00	273,200	
シーティーエス	300	679.00	203,700	
ネクシィーズグループ	100	828.00	82,800	
H. U. グループホールディングス	800	2,499.50	1,999,600	
アルプス技研	200	2,634.00	526,800	
サニックス	500	319.00	159,500	
日本空調サービス	300	789.00	236,700	
オリエンタルランド	13,600	5,100.00	69,360,000	
ダスキン	600	3,168.00	1,900,800	
明光ネットワークジャパン	300	707.00	212,100	
ファルコホールディングス	100	2,035.00	203,500	
秀英予備校	100	385.00	38,500	
ラウンドワン	2,500	546.00	1,365,000	
リゾートトラスト	1,100	2,163.00	2,379,300	
ビー・エム・エル	300	2,856.00	856,800	
リソー教育	1,300	245.00	318,500	
早稲田アカデミー	200	1,503.00	300,600	
ユー・エス・エス	2,900	2,695.50	7,816,950	
東京個別指導学院	300	507.00	152,100	
サイバーエージェント	5,700	834.60	4,757,220	
楽天グループ	22,100	563.10	12,444,510	
クリーク・アンド・リバー社	100	2,000.00	200,000	
S B I グローバルアセットマネジメント	500	557.00	278,500	
テー・オー・ダブリュー	500	314.00	157,000	
山田コンサルティンググループ	100	1,583.00	158,300	
セントラルスポーツ	100	2,401.00	240,100	
フルキャストホールディングス	200	1,821.00	364,200	
エン・ジャパン	400	2,298.00	919,200	
テクノプロ・ホールディングス	1,500	3,266.00	4,899,000	
アトラグループ	100	213.00	21,300	
アイ・アールジャパンホールディングス	100	1,425.00	142,500	
K e e P e r 技研	200	6,410.00	1,282,000	
ファーストロジック	100	483.00	48,300	

G u n o s y	200	710. 00	142, 000	
デザインワン・ジャパン	100	201. 00	20, 100	
イー・ガーディアン	100	1, 578. 00	157, 800	
リブセンス	100	306. 00	30, 600	
ジャパンマテリアル	800	2, 210. 00	1, 768, 000	
ベクトル	300	1, 097. 00	329, 100	
ウチヤマホールディングス	100	352. 00	35, 200	
チャーム・ケア・コーポレーション	200	1, 155. 00	231, 000	
キャリアリンク	100	2, 051. 00	205, 100	
I B J	200	653. 00	130, 600	
アサンテ	100	1, 603. 00	160, 300	
バリューHR	200	1, 308. 00	261, 600	
M&Aキャピタルパートナーズ	200	2, 085. 00	417, 000	
ライドオンエクスプレスホールディングス	100	1, 044. 00	104, 400	
シグマクシス・ホールディングス	400	1, 327. 00	530, 800	
ウィルグループ	200	1, 084. 00	216, 800	
エスクロー・エージェント・ジャパン	300	140. 00	42, 000	
メドピア	200	1, 020. 00	204, 000	
リクルートホールディングス	19, 100	4, 846. 00	92, 558, 600	
エラン	300	792. 00	237, 600	
土木管理総合試験所	100	321. 00	32, 100	
日本郵政	30, 300	1, 324. 00	40, 117, 200	
ベルシステム24ホールディングス	300	1, 584. 00	475, 200	
鎌倉新書	300	602. 00	180, 600	
SMN	100	311. 00	31, 100	
エアトリ	200	1, 879. 00	375, 800	
アトラエ	200	1, 017. 00	203, 400	
ストライク	100	3, 820. 00	382, 000	
ソラスト	700	603. 00	422, 100	
セラク	100	1, 248. 00	124, 800	
インソース	600	992. 00	595, 200	
ベイカレント・コンサルティング	1, 900	4, 236. 00	8, 048, 400	
O r c h e s t r a H o l d i n g s	100	1, 001. 00	100, 100	
アイモバイル	300	480. 00	144, 000	
キャリアインデックス	100	258. 00	25, 800	
M S - J a p a n	100	1, 170. 00	117, 000	

ジャパンエレベーターサービスホールディングス	800	2,056.00	1,644,800	
グリーンズ	100	1,499.00	149,900	
ツナググループ・ホールディングス	100	777.00	77,700	
G a m e W i t h	100	311.00	31,100	
ウェルビー	200	699.00	139,800	
ミダックホールディングス	200	1,852.00	370,400	
キュービーネットホールディングス	100	1,640.00	164,000	
R P Aホールディングス	400	293.00	117,200	
スプリックス	100	809.00	80,900	
マネジメントソリューションズ	100	2,842.00	284,200	
プロレド・パートナーズ	100	386.00	38,600	
a n d f a c t o r y	100	345.00	34,500	
フロンティア・マネジメント	100	1,639.00	163,900	
ピアラ	100	413.00	41,300	
コプロ・ホールディングス	100	1,278.00	127,800	
アンビスホールディングス	300	2,762.00	828,600	
カーブスホールディングス	700	650.00	455,000	
フォーラムエンジニアリング	200	1,357.00	271,400	
F a s t F i t n e s s J a p a n	100	1,252.00	125,200	
ダイレクトマーケティングミックス	300	456.00	136,800	
L I T A L I C O	200	2,101.00	420,200	
アドバンテッジリスクマネジメント	100	426.00	42,600	
リログループ	1,300	1,504.50	1,955,850	
東祥	200	873.00	174,600	
I D & Eホールディングス	200	3,340.00	668,000	
ビーウィズ	100	2,064.00	206,400	
T R Eホールディングス	500	1,174.00	587,000	
人・夢・技術グループ	100	1,717.00	171,700	
N I S S Oホールディングス	200	790.00	158,000	
大栄環境	500	2,056.00	1,028,000	
日本管財ホールディングス	300	2,510.00	753,000	
M & A総研ホールディングス	100	3,675.00	367,500	
エイチ・アイ・エス	800	1,722.00	1,377,600	
ラックランド	100	2,858.00	285,800	
共立メンテナンス	400	5,945.00	2,378,000	

イチネンホールディングス	300	1,490.00	447,000	
建設技術研究所	100	4,730.00	473,000	
スペース	200	914.00	182,800	
燦ホールディングス	200	1,056.00	211,200	
東京テアトル	100	1,075.00	107,500	
タナベコンサルティンググループ	100	1,088.00	108,800	
ナガワ	100	6,610.00	661,000	
東京都競馬	200	4,130.00	826,000	
常磐興産	100	1,227.00	122,700	
カナモト	400	2,449.00	979,600	
ニシオホールディングス	200	3,500.00	700,000	
アゴーラ ホスピタリティー グループ	1,800	23.00	41,400	
トランス・コスモス	300	3,140.00	942,000	
乃村工藝社	1,100	867.00	953,700	
藤田観光	100	4,065.00	406,500	
KNT-CTホールディングス	200	1,276.00	255,200	
トーカイ	200	1,916.00	383,200	
セコム	2,600	10,270.00	26,702,000	
セントラル警備保障	100	2,566.00	256,600	
丹青社	500	850.00	425,000	
メイテックグループホールディングス	900	2,714.00	2,442,600	
応用地質	200	2,370.00	474,000	
船井総研ホールディングス	500	2,525.00	1,262,500	
進学会ホールディングス	100	272.00	27,200	
オオバ	100	938.00	93,800	
いであ	100	1,636.00	163,600	
学究社	100	2,023.00	202,300	
ベネッセホールディングス	900	1,773.50	1,596,150	
イオンディライト	300	3,305.00	991,500	
ナック	100	976.00	97,600	
ダイセキ	500	4,175.00	2,087,500	
ステップ	100	1,869.00	186,900	
合 計	3,783,100		8,321,519,360	

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。

2 【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は 2023 年 11 月 30 日現在です。

【バランスポートフォリオ】

【純資産額計算書】

I 資産総額	132,399,540円
II 負債総額	48,182円
III 純資産総額（I－II）	132,351,358円
IV 発行済口数	115,718,968口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.1437円

（参考）

インデックス東証株式マザーファンド

純資産額計算書

I 資産総額	8,610,664,960円
II 負債総額	4,879,304円
III 純資産総額（I－II）	8,605,785,656円
IV 発行済口数	3,204,467,701口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	2.686円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

- (1) 名義書換
該当事項はありません。
- (2) 受益者に対する特典
該当事項はありません。
- (3) 譲渡制限の内容
 - ① 譲渡制限はありません。
 - ② 受益権の譲渡
 - ・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
 - ・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
 - ・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。
 - ③ 受益権の譲渡の対抗要件
受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。
- (4) 受益証券の再発行
受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- (5) 受益権の再分割
委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。
- (6) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて
振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

2023 年 11 月末現在	資本金	17,363,045,900 円
	発行可能株式総数	230,000,000 株
	発行済株式総数	197,012,500 株

●過去5年間における主な資本金の増減：該当事項はありません。

(2) 会社の意思決定機関（2023 年 11 月末現在）

・株主総会

株主総会は、取締役の選任および定款変更に係る決議などの株式会社の基本的な方針や重要な事項の決定を行います。

当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において、その権利を行使することができる株主とみなし、毎年3月31日（事業年度の終了）から3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要に応じてこれを招集します。

・取締役会

取締役会は、業務執行の決定を行い、取締役の職務の執行の監督をします。また、取締役会の決議によって重要な業務執行（会社法第399条の13第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができます。

当社の取締役会は10名以内の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び5名以内の監査等委員である取締役で構成され、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。取締役会はその決議をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、代表取締役若干名を選定します。

・監査等委員会

当社の監査等委員会は、5名以内の監査等委員である取締役で構成され、監査等委員である取締役の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。監査等委員会は、その決議をもって、監査等委員の中から、常勤の監査等委員を選定します。

(3) 運用の意思決定プロセス（2023 年 11 月末現在）

1. 投資委員会にて、国内外の経済見通し、市況見通しおよび資産配分の基本方針を決定します。
2. 各運用部門は、投資委員会の決定に基づき、個別資産および資産配分戦略に係る具体的な運用方針を策定します。
3. 各運用部門のファンドマネージャーは、上記方針を受け、個別ファンドのガイドラインおよびそれぞれの運用方針に沿って、ポートフォリオを構築・管理します。
4. トレーディング部門は、社会的信用力、情報提供力、執行対応力において最適と判断し得る発注業者、発注方針などを決定します。その上で、トレーダーは、最良執行のプロセスに則り売買を執行します。
5. 運用状況の評価・分析および運用リスク（流動性リスクを含む）の管理ならびに法令など遵守状況のモニタリングについては、運用部門から独立したリスク管理／コンプライアンス業務担当部門が担当し、これを運用部門にフィードバックすることにより、適切な運用体制を維持できるように努めています。

2【事業の内容及び営業の概況】

- ・「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行なっています。
- ・委託会社の運用する、2023 年 11 月末現在の投資信託などは次の通りです。

種 類	ファンド本数	純資産額 (単位：億円)
投資信託総合計	839	275, 105
株式投資信託	786	236, 623
単位型	306	9, 533
追加型	480	227, 089
公社債投資信託	53	38, 482
単位型	40	994
追加型	13	37, 488

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）並びに同規則第 2 条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年 8 月 6 日内閣府令第 52 号）に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 52 年大蔵省令第 38 号）並びに同規則第 38 条及び第 57 条に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づいて作成しております。

2. 当社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 64 期事業年度（2022 年 4 月 1 日から 2023 年 3 月 31 日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

また、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 65 期中間会計期間（2023 年 4 月 1 日から 2023 年 9 月 30 日まで）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2023年6月13日

日興アセットマネジメント株式会社

取締役会御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 秋 宗 勝 彦
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 三 上 和 彦
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている日興アセットマネジメント株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第64期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日興アセットマネジメント株式会社の2023年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注

記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

2023年12月5日

日興アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 秋 宗 勝 彦
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 三 上 和 彦
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている日興アセットマネジメント株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第65期事業年度の中間会計期間（2023年4月1日から2023年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、日興アセットマネジメント株式会社の2023年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2023年4月1日から2023年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

(1)【貸借対照表】

(単位：百万円)

	第 63 期 (2022 年 3 月 31 日)		第 64 期 (2023 年 3 月 31 日)	
資産の部				
流動資産				
現金・預金		42,427		42,036
有価証券		170		1,025
前払費用		932		908
未収入金		96	※4	410
未収委託者報酬		25,193		21,336
未収収益	※3	1,048	※3	589
関係会社短期貸付金		5,005		3,318
立替金		1,056		1,015
その他	※2	998	※2	1,233
流動資産合計		76,928		71,875
固定資産				
有形固定資産				
建物	※1	244	※1	245
器具備品	※1	153	※1	122
有形固定資産合計		397		367
無形固定資産				
ソフトウェア		335		390
無形固定資産合計		335		390
投資その他の資産				
投資有価証券		23,969		23,274
関係会社株式		22,366		22,366
長期差入保証金		652		375
繰延税金資産		3,678		448
投資その他の資産合計		50,667		46,465
固定資産合計		51,399		47,224
資産合計		128,328		119,099

(単位：百万円)

	第 63 期 (2022 年 3 月 31 日)	第 64 期 (2023 年 3 月 31 日)
負債の部		
流動負債		
預り金	651	433
未払金	9,693	7,557
未払収益分配金	7	7
未払償還金	71	71
未払手数料	8,783	6,586
その他未払金	831	892
未払費用 ※3	5,572	※3 4,227
未払法人税等	2,354	-
未払消費税等 ※4	3,669	-
賞与引当金	3,958	2,563
役員賞与引当金	5	218
訴訟損失引当金	7,847	-
その他	1,330	647
流動負債合計	35,083	15,648
固定負債		
退職給付引当金	1,395	1,424
賞与引当金	423	437
役員賞与引当金	-	16
その他	390	181
固定負債合計	2,209	2,059
負債合計	37,292	17,708
純資産の部		
株主資本		
資本金	17,363	17,363
資本剰余金		
資本準備金	5,220	5,220
資本剰余金合計	5,220	5,220
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	68,901	79,307
利益剰余金合計	68,901	79,307
自己株式	△2,067	△2,067
株主資本合計	89,417	99,823
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	2,350	2,056
繰延ヘッジ損益	△731	△488
評価・換算差額等合計	1,618	1,567
純資産合計	91,035	101,391
負債純資産合計	128,328	119,099

(2) 【損益計算書】

(単位：百万円)

	第 63 期 (自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)	第 64 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)
営業収益		
委託者報酬	94,938	73,998
その他営業収益	4,743	3,479
営業収益合計	99,682	77,477
営業費用		
支払手数料	42,026	30,699
広告宣伝費	987	755
公告費	1	3
調査費	23,000	17,479
調査費	1,042	1,170
委託調査費	21,932	16,282
図書費	25	26
委託計算費	598	581
営業雑経費	1,014	948
通信費	143	139
印刷費	308	309
協会費	52	56
諸会費	13	16
その他	494	427
営業費用計	67,628	50,469
一般管理費		
給料	11,759	9,818
役員報酬	156	314
役員賞与引当金繰入額	5	234
給料・手当	7,229	6,544
賞与	143	147
賞与引当金繰入額	4,225	2,577
交際費	22	56
寄付金	29	24
旅費交通費	66	205
租税公課	429	433
不動産賃借料	937	938
退職給付費用	394	383
退職金	169	155
固定資産減価償却費	172	183
福利費	1,171	1,097
諸経費	3,888	4,291
一般管理費計	19,042	17,588
営業利益	13,010	9,420

(単位：百万円)

	第 63 期		第 64 期	
	(自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)		(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)	
営業外収益				
受取利息		71		107
受取配当金	※ 1	5,257	※ 1	9,255
時効成立分配金・償還金		1		1
為替差益		1,548		—
その他		58		236
営業外収益合計		6,936		9,601
営業外費用				
支払利息		177		407
デリバティブ費用		49		389
有価証券償還損		—		6
時効成立後支払分配金・償還金		9		1
為替差損		—		342
その他		39		15
営業外費用合計		275		1,163
経常利益		19,672		17,858
特別利益				
投資有価証券売却益		253		427
子会社有価減資払戻益		1,445		—
訴訟損失引当金戻入額		—	※ 3	4,481
特別利益合計		1,699		4,909
特別損失				
投資有価証券売却損		132		347
固定資産処分損		0		0
訴訟損失引当金繰入額		7,847		—
特別損失合計		7,980		347
税引前当期純利益		13,391		22,420
法人税、住民税及び事業税		3,435		1,340
法人税等還付税額	※ 2	△329		—
法人税等調整額		△1,851		3,252
法人税等合計		1,255		4,593
当期純利益		12,136		17,826

(3) 【株主資本等変動計算書】

第63期（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
				繰越利益 剰余金			
当期首残高	17,363	5,220	5,220	61,956	61,956	△2,067	82,472
当期変動額							
剰余金の配当				△5,191	△5,191		△5,191
当期純利益				12,136	12,136		12,136
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	—	—	—	6,944	6,944	—	6,944
当期末残高	17,363	5,220	5,220	68,901	68,901	△2,067	89,417

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・ 換算差額 等合計	
当期首残高	1,461	115	1,577	84,049
当期変動額				
剰余金の配当				△5,191
当期純利益				12,136
自己株式の取得				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	889	△847	41	41
当期変動額合計	889	△847	41	6,985
当期末残高	2,350	△731	1,618	91,035

第 64 期（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
				繰越利益 剰余金			
当期首残高	17,363	5,220	5,220	68,901	68,901	△2,067	89,417
当期変動額							
剰余金の配当				△7,420	△7,420		△7,420
当期純利益				17,826	17,826		17,826
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	－	－	－	10,406	10,406	－	10,406
当期末残高	17,363	5,220	5,220	79,307	79,307	△2,067	99,823

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・ 換算差額 等合計	
当期首残高	2,350	△731	1,618	91,035
当期変動額				
剰余金の配当				△7,420
当期純利益				17,826
自己株式の取得				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△294	242	△51	△51
当期変動額合計	△294	242	△51	10,355
当期末残高	2,056	△488	1,567	101,391

[注記事項]

(重要な会計方針)

項目	第 64 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)				
1 資産の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券 ① 子会社株式及び関連会社株式 総平均法による原価法 ② その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定) 市場価格のない株式等 総平均法による原価法 (2) デリバティブ 時価法				
2 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法により償却しております。ただし、2016 年 4 月 1 日以後に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 <table border="0"> <tr> <td>建物</td><td>3 年～15 年</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>3 年～20 年</td></tr> </table> (2) 無形固定資産 定額法により償却しております。ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5 年)に基づく定額法によっております。	建物	3 年～15 年	器具備品	3 年～20 年
建物	3 年～15 年				
器具備品	3 年～20 年				
3 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき、当事業年度の負担額を計上しております。 (2) 役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき、当事業年度の負担額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。 ① 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 ② 数理計算上の差異の費用処理方法 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10 年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。				
4 収益の計上基準	当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。 (1) 投資信託委託業務 当社は、投資信託契約に基づき投資信託商品に関する投信委託サービスを提供し、商品の運用資産残高(以下「AUM」)に応じて手数料を受領しております。サービスの提供を通じて得られる投資信託報酬は、各ファンドの AUM に固定料率を乗じて毎日計算され、日次で収益を認識しております。 (2) 投資顧問業務 当社は、投資顧問契約に基づき機関投資家に投資顧問サービスを提供し、ファンドの AUM に応じて手数料を受領しております。サービスの提供を通じて得られる投資顧問報酬は、一般的に各ファンドの AUM に投資顧問契約で定められた固定料率を乗じて毎月計算され、月次で収益を認識しております。				

5 ヘッジ会計の方法	(3) 成功報酬 当社がファンドの運用成果に応じて受領する成功報酬は、投資信託契約または投資顧問契約のもと、報酬を受領することが確実であり、将来返還する可能性が無いことが判明した時点で収益を認識しております。 (1) ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。 (2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段は為替予約、ヘッジ対象は投資有価証券であります。 (3) ヘッジ方針 ヘッジ取引規程等に基づき、ヘッジ対象に係る為替変動リスクをヘッジしております。 (4) ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間における相場変動によるヘッジ手段及びヘッジ対象資産に係る損益の累計を比較し有効性を評価しております。
6 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

(会計方針の変更)

第 64 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)
(時価の算定に関する会計基準の適用) 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準第 31 号 2021 年 6 月 17 日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第 27-2 項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。本会計基準適用指針の適用が当財務諸表に与える影響は軽微であります。

(表示方法の変更)

第 64 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)
その他有価証券の為替リスクヘッジに係るヘッジ損益について、ヘッジ対象の損益認識時に繰延ヘッジ損益を純損益に計上するに当たり、前事業年度において、「為替差損益」に含めていましたが、金額的重要性が高まったことから、ヘッジの効果をより明瞭に表示するため当事業年度よりヘッジ対象の損益区分と同一区分である投資有価証券売却益あるいは投資有価証券売却損として表示することとしております。

(重要な会計上の見積り)

第 63 期(自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)

1 当事業年度の財務諸表に計上した金額

訴訟損失引当金を 7,847 百万円計上しております。

2 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出方法

訴訟について将来発生しうる損失の見込額を算出し、訴訟損失引当金として計上しています。

(2) 当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

原告が主張する損害額に基づき、将来発生することが予想される損失の見積を行っています。

(3) 翌事業年度の財務諸表に与える影響

当社では、現在までに想定しうる最善の仮定に基づき訴訟損失引当金を計上しておりますが、今後の経過により、翌事業年度において訴訟損失引当金の追加計上または取り崩しを行う可能性があります。

第 64 期(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

(貸借対照表関係)

第 63 期 (2022 年 3 月 31 日)	第 64 期 (2023 年 3 月 31 日)
※ 1 有形固定資産の減価償却累計額 建物 1,390 百万円 器具備品 823 百万円 ※ 2 信託資産 流動資産のその他のうち 2 百万円は、「直販顧客 分別金信託契約」により、野村信託銀行株式会社に 信託しております。 ※ 3 関係会社に対する資産及び負債は次のとおりで あります。 (流動資産) 未収収益 233 百万円 (流動負債) 未払費用 2,314 百万円 ※ 4 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、 「未払消費税等」として表示しております。 ※ 5 保証債務 ティンダルエクイティーズ・オーストラリア・ピ ーティーワイ・リミテッド（旧社名「日興AMエク イティーズ・オーストラリア・ピーティーワイ・リ ミテッド」）が発行する買戻し条件付株式の買戻請 求に関する債務について、ヤラ・キャピタル・マネ ジメント・リミテッドは最大 5 百万豪ドルを提供す る義務を負っています。当社はヤラ・キャピタル・ マネジメント・リミテッドが負う当該資金提供義務 を保証しております。	※ 1 有形固定資産の減価償却累計額 建物 1,437 百万円 器具備品 879 百万円 ※ 2 信託資産 流動資産のその他のうち 2 百万円は、「直販顧客 分別金信託契約」により、野村信託銀行株式会社に 信託しております。 ※ 3 関係会社に対する資産及び負債は次のとおりで あります。 (流動資産) 未収収益 263 百万円 (流動負債) 未払費用 1,778 百万円 ※ 4 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、 「未収入金」に含めて表示しております。 ※ 5 保証債務 ティンダルエクイティーズ・オーストラリア・ピ ーティーワイ・リミテッド（旧社名「日興AMエク イティーズ・オーストラリア・ピーティーワイ・リ ミテッド」）が発行する買戻し条件付株式の買戻請 求に関する債務について、ヤラ・キャピタル・マネ ジメント・リミテッドは最大 448 百万円（5 百万豪 ドル）を提供する義務を負っています。当社はヤ ラ・キャピタル・マネジメント・リミテッドが負う 当該資金提供義務を保証しております。

(損益計算書関係)

第 63 期 (自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)	第 64 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)
※ 1 各科目に含まれている関係会社に対するものは、 次のとおりであります。 受取配当金 5,194 百万円 ※ 2 法人税等還付税額 過年度の取引に関する法人税等の還付金相当額を 計上しています。	※ 1 各科目に含まれている関係会社に対するものは、 次のとおりであります。 受取配当金 9,241 百万円 ※ 3 訴訟損失引当金戻入額 原告との和解が成立したことにより、前事業年度 に計上した訴訟損失引当金から、和解金を控除した 額を計上しております。

(株主資本等変動計算書関係)

第 63 期 (自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式(株)	197,012,500	—	—	197,012,500

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式(株)	2,860,000	—	—	2,860,000

3 新株予約権等に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年 度末残高 (百万円)
		当事業年度 期首	当事業年度 増加	当事業年度 減少	当事業 年度末	
2011 年度 ストックオプション(1)	普通株式	432,300	—	432,300	—	—
2016 年度 ストックオプション(1)	普通株式	1,016,000	—	928,000	88,000	—
2016 年度 ストックオプション(2)	普通株式	1,772,000	—	956,000	816,000	—
2017 年度 ストックオプション(1)	普通株式	2,607,000	—	1,071,000	1,536,000	—
合計		5,827,300	—	3,387,300	2,440,000	—

(注) 1 当事業年度の減少は、新株予約権の失効等によるものであります。

2 2016 年度ストックオプション(1)88,000 株、2016 年度ストックオプション(2)816,000 株及び 2017 年度ストックオプション(1)847,000 株は、当事業年度末現在、権利行使期間の初日が到来しておりますが、他の条件が満たされていないため新株予約権を行使することができません。また、2017 年度ストックオプション(1)689,000 株は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021 年 5 月 25 日 取締役会	普通株式	5,191	26.74	2021 年 3 月 31 日	2021 年 6 月 29 日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022 年 5 月 27 日 取締役会	普通株式	利益剰余金	7,420	38.22	2022 年 3 月 31 日	2022 年 6 月 27 日

第 64 期（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式(株)	197,012,500	—	—	197,012,500

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式(株)	2,860,000	—	—	2,860,000

3 新株予約権等に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年 度末残高 (百万円)
		当事業年度 期首	当事業年度 増加	当事業年度 減少	当事業 年度末	
2016 年度 ストックオプション(1)	普通株式	88,000	—	88,000	—	—
2016 年度 ストックオプション(2)	普通株式	816,000	—	599,000	217,000	—
2017 年度 ストックオプション(1)	普通株式	1,536,000	—	784,000	752,000	—
合計		2,440,000	—	1,391,800	969,000	—

(注) 1 当事業年度の減少は、新株予約権の失効等によるものであります。

2 2016 年度ストックオプション(2)217,000 株及び 2017 年度ストックオプション(1)752,000 株は、当事業年度末現在、権利行使期間の初日が到来しておりますが、他の条件が満たされていないため新株予約権を行使することができません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022 年 5 月 27 日 取締役会	普通株式	7,420	38.22	2022 年 3 月 31 日	2022 年 6 月 27 日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023 年 5 月 26 日 取締役会	普通株式	利益剰余金	5,092	26.23	2023 年 3 月 31 日	2023 年 6 月 27 日

(リース取引関係)

第 63 期 (自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)		第 64 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)	
オペレーティング・リース取引 解約不能のものに係る未経過リース料		オペレーティング・リース取引 解約不能のものに係る未経過リース料	
1 年内	911 百万円	1 年内	899 百万円
1 年超	4,324 百万円	1 年超	3,425 百万円
合計	5,236 百万円	合計	4,324 百万円

(金融商品関係)

第 63 期(自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持を目的として、当該投資信託を有価証券及び投資有価証券として保有しております。当社が行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託に係る将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、有価証券及び投資有価証券保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

また、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金に関しては 10 数行に分散して預入れしておりますが、これら金融機関の破綻及び債務不履行等による信用リスクに晒されております。営業債権である未収委託者報酬及び未収収益に関しては、それらの源泉である預り純資産を数行の信託銀行に分散して委託しておりますが、信託銀行はその受託資産を自己勘定と分別して管理しているため、仮に信託銀行が破綻又は債務不履行等となった場合でも、これら営業債権が信用リスクに晒されることは無いと考えております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されます。有価証券及び投資有価証券は、主に自己で設定した投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。これら投資信託の投資対象は株式、公社債等のため、価格変動リスクや信用リスク、流動性リスク、為替変動リスクに晒されておりますが、それらの一部については為替予約、株価指数先物等のデリバティブ取引により、リスクをヘッジしております。なお、為替変動リスクに係るヘッジについてはヘッジ会計（繰延ヘッジ）を適用しております。デリバティブ取引は、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の「重要な会計方針「5 ヘッジ会計の方法」」をご参照下さい。

営業債務である未払金（未払手数料）、未払費用に関しては、すべてが 1 年以内の支払期日であります。未払金（未払手数料）については、債権（未収委託者報酬）を資金回収した後に、販売会社へ当該債務を支払うフローとなっているため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。また未払費用のうち運用再委託先への顧問料支払に係るものについてもほとんどのものが、未払金同様のフローのため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。それ以外の営業費用及び一般管理費に係る未払費用に関しては、流動性リスクに晒されており、一部は外貨建て債務があるため、為替の変動リスクにも晒されております。

上記以外の外貨建ての債権及び債務に関しては、為替変動リスクに晒されておりますが、一部為替予約によりリスクをヘッジしております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、預金の預入れやデリバティブ取引を行う金融機関の選定に関しては、相手方の財政状態及び経営成績、又は必要に応じて格付等を考慮した上で決定しております。また既に取引が行われている相手方に関しても、定期的に継続したモニタリングを行うことで、相手方の財務状況の悪化等による信用リスクを早期に把握することで、リスクの軽減を図っております。

② 市場リスク（為替や価格等の変動リスク）の管理

当社は、原則、有価証券及び投資有価証券以外の為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての営業債権債務について、月次ベースで為替変動リスクを測定し、モニタリングを実施しております。また、有価証券及び投資有価証券に関しては、一部について、為替変動リスクや価格変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。毎月末にそれぞれの時価を算出し、評価損益（ヘッジ対象の有価証券及び投資有価証券は、ヘッジ損益考慮後の評価損益）を把握しております。また、市場の変動等に基づき、今後の一定期間において特定の確率で、金融商品に生じ得る損失額の推計値を把握するため、バリュー・アット・リスクを用いた市場リスク管理を週次ベースで実施しております。さらに、外貨建ての貸付金に関しては、為替変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。

③ 流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、日々資金残高管理を行っております。また、適時に資金繰予定表を作成・更新するとともに、手許流動性（最低限必要な運転資金）を状況に応じて見直し・維持すること等により、流動性リスクを管理しております。

2 金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びレベルごとの内訳等については、次のとおりであります。なお、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日。以下、「時価算定適用指針」という。）第26項に従い経過措置を適用した投資信託及び市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

また、金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額 (*4)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
デリバティブ取引(*1)				
株式関連 (*2)	△262	—	—	△262
通貨関連 (*3)	—	△1,066	—	△1,066
デリバティブ取引計	△262	△1,066	—	△1,329

(※1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、△で示しております。

(※2) 株式関連のデリバティブ取引のうち△262百万円は、貸借対照表上流動負債のその他に含まれております。

(※3) 通貨関連のデリバティブ取引の△1,066百万円は、貸借対照表上流動負債のその他に含まれております。

(※4) 時価算定適用指針に従い、経過措置を適用した投資信託は上記に含めておりません。貸借対照表における当該投資信託の金額は有価証券に170百万円、投資有価証券に23,952百万円となります。

(2) 時価をもって貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

現金・預金、未収委託者報酬、未収収益、関係会社短期貸付金、未払金及び未払費用は、短期間（1年以内）で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

デリバティブ取引

株式関連

株式指数先物取引は活発な市場における無調整の相場価格を利用することから、その時価をレベル1に分類しております。

通貨関連

為替予約の時価は、金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(注2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	16
子会社株式	17,183
関連会社株式	5,183

3 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	42,427			
未収委託者報酬	25,193			
未収収益	1,048			
有価証券及び投資有価証券				
投資信託	170	345	8,874	19
合計	68,839	345	8,874	19

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持を目的として、当該投資信託を有価証券及び投資有価証券として保有しております。当社が行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託に係る将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、有価証券及び投資有価証券保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

また、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金に関しては 10 数行に分散して預入れしておりますが、これら金融機関の破綻及び債務不履行等による信用リスクに晒されております。営業債権である未収委託者報酬及び未収収益に関しては、それらの源泉である預り純資産を数行の信託銀行に分散して委託しておりますが、信託銀行はその受託資産を自己勘定と分別して管理しているため、仮に信託銀行が破綻又は債務不履行等となった場合でも、これら営業債権が信用リスクに晒されることは無いと考えております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されます。有価証券及び投資有価証券は、主に自己で設定した投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。これら投資信託の投資対象は株式、公社債等のため、価格変動リスクや信用リスク、流動性リスク、為替変動リスクに晒されておりますが、それらの一部については為替予約、株価指数先物等のデリバティブ取引により、リスクをヘッジしております。なお、為替変動リスクに係るヘッジについてはヘッジ会計（繰延ヘッジ）を適用しております。デリバティブ取引は、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の「重要な会計方針「5 ヘッジ会計の方法」」をご参照下さい。

営業債務である未払金（未払手数料）、未払費用に関しては、すべてが 1 年以内の支払期日であります。未払金（未払手数料）については、債権（未収委託者報酬）を資金回収した後に、販売会社へ当該債務を支払うフローとなっているため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。また未払費用のうち運用再委託先への顧問料支払に係るものについてもほとんどのものが、未払金同様のフローのため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。それ以外の営業費用及び一般管理費に係る未払費用に関しては、流動性リスクに晒されており、一部は外貨建て債務があるため、為替の変動リスクにも晒されております。

上記以外の外貨建ての債権及び債務に関しては、為替変動リスクに晒されておりますが、一部為替予約によりリスクをヘッジしております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、預金の預入れやデリバティブ取引を行う金融機関の選定に関しては、相手方の財政状態及び経営成績、又は必要に応じて格付等を考慮した上で決定しております。また既に取引が行われている相手方に関しても、定期的に継続したモニタリングを行うことで、相手方の財務状況の悪化等による信用リスクを早期に把握することで、リスクの軽減を図っております。

② 市場リスク（為替や価格等の変動リスク）の管理

当社は、原則、有価証券及び投資有価証券以外の為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての営業債権債務について、月次ベースで為替変動リスクを測定し、モニタリングを実施しております。また、有価証券及び投資有価証券に関しては、一部について、為替変動リスクや価格変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。毎月末にそれぞれの時価を算出し、評価損益（ヘッジ対象の有価証券及び投資有価証券は、ヘッジ損益考慮後の評価損益）を把握しております。また、市場の変動等に基づき、今後の一定期間において特定の確率で、金融商品に生じ得る損失額の推計値を把握するため、バリュー・アット・リスクを用いた市場リスク管理を週次ベースで実施しております。さらに、外貨建ての貸付金に関しては、為替変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。

③ 流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、日々資金残高管理を行っております。また、適時に資金繰予定表を作成・更新するとともに、手許流動性（最低限必要な運転資金）を状況に応じて見直し・維持すること等により、流動性リスクを管理しております。

2 金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びレベルごとの内訳等については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

また、金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券 其他有価証券 投資信託	6,238	18,045	—	24,283
資産計	6,238	18,045	—	24,283
デリバティブ取引(*1) 株式関連(*2)	△246	—	—	△246
通貨関連(*3)	—	△352	—	△352
デリバティブ取引計	△246	△352	—	△599

(※1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、△で示しております。

(※2) 株式関連のデリバティブ取引のうち△246百万円は、貸借対照表上流動資産及び流動負債のその他に含まれております。

(※3) 通貨関連のデリバティブ取引の△352百万円は、貸借対照表上流動負債のその他に含まれております。

(2) 時価をもって貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

現金・預金、未収委託者報酬、未収収益、関係会社短期貸付金、未払金及び未払費用は、短期間（1年以内）で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

資 産

有価証券

上場投資信託は、取引所の価格を時価としており、市場の活発性に基づき、レベル1の時価に分類しております。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買取請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限が無い場合には基準価額等を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

株式関連

株式指数先物取引は活発な市場における無調整の相場価格を利用できることから、その時価をレベル1に分類しております。

通貨関連

為替予約の時価は、金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(注2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	16
子会社株式	17,183
関連会社株式	5,183

3 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	42,036			
未収委託者報酬	21,336			
未収収益	589			
有価証券及び投資有価証券				
投資信託	1,025	204	4,520	10
合計	64,987	204	4,520	10

(有価証券関係)

第 63 期(自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)

1 子会社株式及び関連会社株式

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額
子会社株式	17,183
関連会社株式	5,183

(注) 子会社株式及び関連会社株式は市場価格のない株式等であるため、時価を記載しておりません。

2 その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額 が取得原価を超え るもの	投資信託	20,934	17,366	3,568
	小計	20,934	17,366	3,568
貸借対照表計上額 が取得原価を超え ないもの	投資信託	3,188	3,369	△180
	小計	3,188	3,369	△180
合計		24,123	20,735	3,387

(注) 1 減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ 50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%～50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

2 非上場株式等（貸借対照表計上額 16 百万円）については、市場価格のない株式等であることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
投資信託	3,079	253	△132
合計	3,079	253	△132

第 64 期(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

1 子会社株式及び関連会社株式

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額
子会社株式	17,183
関連会社株式	5,183

(注) 子会社株式及び関連会社株式は市場価格のない株式等であるため、時価を記載しておりません。

2 その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額 が取得原価を超え るもの	投資信託	17,219	13,860	3,359
	小計	17,219	13,860	3,359
貸借対照表計上額 が取得原価を超え ないもの	投資信託	7,063	7,459	△395
	小計	7,063	7,459	△395
合計		24,283	21,319	2,963

(注) 1 減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ 50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%～50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

2 非上場株式等（貸借対照表計上額 16 百万円）については、市場価格のない株式等であることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
投資信託	11,194	1,349	△221
合計	11,194	1,349	△221

(デリバティブ取引関係)

第 63 期(2022 年 3 月 31 日)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 株式関連

種類		契約額等 (百万円)	契約額等 のうち 1 年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	株価指数先物取引				
	売建 買建	2,306 -	- -	△ 262 -	△ 262 -
合計		2,306	-	△ 262	△ 262

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益は損益計算書に計上しております。

2 時価の算定方法

金融商品取引所が定める清算指数によっております。

(2) 通貨関連

種類		契約額等 (百万円)	契約額等 のうち 1 年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外 の取引	為替予約取引				
	売建 米ドル	4,708	-	△ 293	△ 293
合計		4,708	-	△ 293	△ 293

(注) 1 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

通貨関連

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等 のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理 方法	為替予約取引 売建	投資有価証券			
	米ドル		5,445	-	△367
	豪ドル		222	-	△20
	香港ドル		1,097	-	△59
	人民元		5,185	-	△324
	ユーロ		35	-	△0
合計			11,986	-	△772

(注) 1 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

第 64 期(2023 年 3 月 31 日)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 株式関連

種類		契約額等 (百万円)	契約額等 のうち 1 年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	株価指数先物取引 売建	10,970	-	△ 246	△ 246
合計		10,970	-	△ 246	△ 246

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益は損益計算書に計上しております。

2 時価の算定方法

金融商品取引所が定める清算指数によっております。

(2) 通貨関連

種類		契約額等 (百万円)	契約額等 のうち 1 年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外 の取引	為替予約取引 売建 シンガポ ールドル	3,275	-	△ 24	△ 24
合計		3,275	-	△ 24	△ 24

(注) 1 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

通貨関連

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等 のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理 方法	為替予約取引 売建	投資有価証券			
	米ドル		6,132	-	△280
	豪ドル		105	-	0
	香港ドル		699	-	△34
	人民元		5,822	-	△1
	ユーロ		234	-	△10
合計			12,994	-	△328

(注) 1 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

(持分法損益等)

第 63 期 (自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)	第 64 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)
関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等 (単位：百万円) (1) 関連会社に対する投資の金額 5,312 (2) 持分法を適用した場合の投資の金額 15,942 (3) 持分法を適用した場合の投資利益の金額 1,964	関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等 (単位：百万円) (1) 関連会社に対する投資の金額 5,326 (2) 持分法を適用した場合の投資の金額 16,722 (3) 持分法を適用した場合の投資利益の金額 2,185

(退職給付関係)

第 63 期(自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)

1 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出型企業年金制度及びキャッシュバランプラン型退職金制度を設けております。

2 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	(百万円)
退職給付債務の期首残高	1,429
勤務費用	143
利息費用	2
数理計算上の差異の発生額	△12
退職給付の支払額	△211
退職給付債務の期末残高	1,352

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,352
未積立退職給付債務	1,352
未認識数理計算上の差異	43
貸借対照表に計上された負債の額	1,395
退職給付引当金	1,395
貸借対照表に計上された負債の額	1,395

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	143
利息費用	2
数理計算上の差異の費用処理額	3
確定給付制度に係る退職給付費用	150

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎
割引率

0.3%

3 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、244 百万円でありました。

第 64 期(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

1 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出型企業年金制度及びキャッシュバランスプラン型退職金制度を設けております。

2 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	(百万円)
退職給付債務の期首残高	1,352
勤務費用	133
利息費用	4
数理計算上の差異の発生額	△16
退職給付の支払額	△107
退職給付債務の期末残高	1,366

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,366
未積立退職給付債務	1,366
未認識数理計算上の差異	58
貸借対照表に計上された負債の額	1,424
退職給付引当金	1,424
貸借対照表に計上された負債の額	1,424

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	133
利息費用	4
数理計算上の差異の費用処理額	△1
確定給付制度に係る退職給付費用	136

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率 0.6%

3 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、247 百万円でありました。

(ストックオプション等関係)

第 63 期(自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)

1 スtockオプション(新株予約権)の内容、規模及びその変動状況

(1) スtockオプション(新株予約権)の内容

	2011 年度ストックオプション(1)	2016 年度ストックオプション(1)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の 取締役・従業員 186 名	当社及び関係会社の 取締役・従業員 16 名
株式の種類別のストックオプション の付与数 (注)	普通株式 6, 101, 700 株	普通株式 4, 437, 000 株
付与日	2011 年 10 月 7 日	2016 年 7 月 15 日
権利確定条件	2013 年 10 月 7 日 (以下「権利行使 可能初日」といいます。)、当該権利 行使可能初日から 1 年経過した日の 翌日、及び当該権利行使可能初日か ら 2 年経過した日の翌日まで原則と して従業員等の地位にあることを要 し、それぞれ保有する新株予約権の 2 分の 1、4 分の 1、4 分の 1 ずつ 権利確定する。ただし、本新株予約 権の行使時において、当社が株式公 開していることを要する。	2018 年 7 月 15 日 (以下「権利行使可 能初日」といいます。)、当該権利行 使可能初日から 1 年経過した日の翌 日、及び当該権利行使可能初日から 2 年経過した日の翌日まで原則とし て従業員等の地位にあることを要 し、それぞれ保有する新株予約権の 3 分の 1、3 分の 1、3 分の 1 ずつ 権利確定する。ただし、本新株予約 権の行使時において、当社が株式公 開していることを要する。
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から 2 年を経過した日まで	付与日から、権利行使可能初日から 2 年を経過した日まで
権利行使期間	2013 年 10 月 7 日から 2021 年 10 月 6 日まで	2018 年 7 月 15 日から 2026 年 7 月 31 日まで

	2016 年度ストックオプション(2)	2017 年度ストックオプション(1)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の 取締役・従業員 31 名	当社及び関係会社の 取締役・従業員 36 名
株式の種類別のストックオプション の付与数 (注)	普通株式 4, 409, 000 株	普通株式 4, 422, 000 株
付与日	2017 年 4 月 27 日	2018 年 4 月 27 日
権利確定条件	2019 年 4 月 27 日 (以下「権利行使 可能初日」といいます。)、当該権利 行使可能初日から 1 年経過した日の 翌日、及び当該権利行使可能初日か ら 2 年経過した日の翌日まで原則と して従業員等の地位にあることを要 し、それぞれ保有する新株予約権の 3 分の 1、3 分の 1、3 分の 1 ずつ 権利確定する。ただし、本新株予約 権の行使時において、当社が株式公 開していることを要する。	2020 年 4 月 27 日 (以下「権利行使 可能初日」といいます。)、当該権利 行使可能初日から 1 年経過した日の 翌日、及び当該権利行使可能初日か ら 2 年経過した日の翌日まで原則と して従業員等の地位にあることを要 し、それぞれ保有する新株予約権の 3 分の 1、3 分の 1、3 分の 1 ずつ 権利確定する。ただし、本新株予約 権の行使時において、当社が株式公 開していることを要する。
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から 2 年を経過した日まで	付与日から、権利行使可能初日から 2 年を経過した日まで
権利行使期間	2019 年 4 月 27 日から 2027 年 4 月 30 日まで	2020 年 4 月 27 日から 2028 年 4 月 30 日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストックオプション(新株予約権)の規模及びその変動状況

① ストックオプション(新株予約権)の数

	2011 年度ストックオプション(1)	2016 年度ストックオプション(1)
付与日	2011 年 10 月 7 日	2016 年 7 月 15 日
権利確定前(株)		
期首	432,300	1,016,000
付与	0	0
失効	432,300	928,000
権利確定	0	0
権利未確定残	—	88,000
権利確定後(株)		
期首	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
権利未行使残	—	—

	2016 年度ストックオプション(2)	2017 年度ストックオプション(1)
付与日	2017 年 4 月 27 日	2018 年 4 月 27 日
権利確定前(株)		
期首	1,772,000	2,607,000
付与	0	0
失効	956,000	1,071,000
権利確定	0	0
権利未確定残	816,000	1,536,000
権利確定後(株)		
期首	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
権利未行使残	—	—

(注) 株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	2011 年度ストックオプション(1)	2016 年度ストックオプション(1)
付与日	2011 年 10 月 7 日	2016 年 7 月 15 日
権利行使価格(円)	737(注) 3	558
付与日における公正な評価単価 (円) (注) 1	0	0

	2016 年度ストックオプション(2)	2017 年度ストックオプション(1)
付与日	2017 年 4 月 27 日	2018 年 4 月 27 日
権利行使価格(円)	553	694
付与日における公正な評価単価 (円) (注) 1	0	0

- (注) 1 公正な評価単価に代え、本源的価値（評価額と行使価格との差額）の見積りによっております。
- 2 スtockオプションの単位当たりの本源的価値による算定を行った場合の本源的価値の合計額
当事業年度末における本源的価値の合計額 1,222 百万円
- 3 株式公開価格が 737 円（割当日後、株式の分割又は併合が行われたときは、当該金額は、当該株式の分割又は併合の内容を適切に反映するように調整される。）を上回る金額に定められた場合には、株式公開日において、権利行使価格は株式公開価格と同一の金額に調整されます。

第 64 期(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

1 ストックオプション(新株予約権)の内容、規模及びその変動状況

(1) ストックオプション(新株予約権)の内容

	2016 年度ストックオプション(1)	2016 年度ストックオプション(2)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の 取締役・従業員 16 名	当社及び関係会社の 取締役・従業員 31 名
株式の種類別のストックオプション の付与数 (注)	普通株式 4,437,000 株	普通株式 4,409,000 株
付与日	2016 年 7 月 15 日	2017 年 4 月 27 日
権利確定条件	2018 年 7 月 15 日 (以下「権利行使 可能初日」といいます。)、当該権利 行使可能初日から 1 年経過した日の 翌日、及び当該権利行使可能初日か ら 2 年経過した日の翌日まで原則と して従業員等の地位にあることを要 し、それぞれ保有する新株予約権の 3 分の 1、3 分の 1、3 分の 1 ずつ 権利確定する。ただし、本新株予約 権の行使時において、当社が株式公 開していることを要する。	2019 年 4 月 27 日 (以下「権利行使可 能初日」といいます。)、当該権利行 使可能初日から 1 年経過した日の翌 日、及び当該権利行使可能初日から 2 年経過した日の翌日まで原則とし て従業員等の地位にあることを要 し、それぞれ保有する新株予約権の 3 分の 1、3 分の 1、3 分の 1 ずつ 権利確定する。ただし、本新株予約 権の行使時において、当社が株式公 開していることを要する。
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から 2 年を経過した日まで	付与日から、権利行使可能初日から 2 年を経過した日まで
権利行使期間	2018 年 7 月 15 日から 2026 年 7 月 31 日まで	2019 年 4 月 27 日から 2027 年 4 月 30 日まで

	2017 年度ストックオプション(1)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の 取締役・従業員 36 名
株式の種類別のストックオプション の付与数 (注)	普通株式 4,422,000 株
付与日	2018 年 4 月 27 日
権利確定条件	2020 年 4 月 27 日 (以下「権利行使 可能初日」といいます。)、当該権利 行使可能初日から 1 年経過した日の 翌日、及び当該権利行使可能初日か ら 2 年経過した日の翌日まで原則と して従業員等の地位にあることを要 し、それぞれ保有する新株予約権の 3 分の 1、3 分の 1、3 分の 1 ずつ 権利確定する。ただし、本新株予約 権の行使時において、当社が株式公 開していることを要する。
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から 2 年を経過した日まで
権利行使期間	2020 年 4 月 27 日から 2028 年 4 月 30 日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストックオプション(新株予約権)の規模及びその変動状況

① ストックオプション(新株予約権)の数

	2016 年度ストックオプション(1)	2016 年度ストックオプション(2)
付与日	2016 年 7 月 15 日	2017 年 4 月 27 日
権利確定前(株)		
期首	88,000	816,000
付与	0	0
失効	88,000	539,000
権利確定	0	0
権利未確定残	—	217,000
権利確定後(株)		
期首	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
権利未行使残	—	—

	2017 年度ストックオプション(1)
付与日	2018 年 4 月 27 日
権利確定前(株)	
期首	1,536,000
付与	0
失効	784,000
権利確定	0
権利未確定残	752,000
権利確定後(株)	
期首	—
権利確定	—
権利行使	—
失効	—
権利未行使残	—

(注) 株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	2016 年度ストックオプション(1)	2016 年度ストックオプション(2)
付与日	2016 年 7 月 15 日	2017 年 4 月 27 日
権利行使価格(円)	558	553
付与日における公正な評価単価 (円) (注) 1	0	0

	2017 年度ストックオプション(1)
付与日	2018 年 4 月 27 日
権利行使価格(円)	694
付与日における公正な評価単価 (円) (注) 1	0

(注) 1 公正な評価単価に代え、本源的価値（評価額と行使価格との差額）の見積りによっております。

2 ストックオプションの単位当たりの本源的価値による算定を行った場合の本源的価値の合計額
当事業年度末における本源的価値の合計額 344 百万円

(税効果会計関係)

第 63 期 (2022 年 3 月 31 日)		第 64 期 (2023 年 3 月 31 日)	
1	繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳 (単位：百万円)	1	繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳 (単位：百万円)
	繰延税金資産		繰延税金資産
	賞与引当金		賞与引当金
	投資有価証券評価損		投資有価証券評価損
	関係会社株式評価損		関係会社株式評価損
	退職給付引当金		退職給付引当金
	固定資産減価償却費		固定資産減価償却費
	繰延ヘッジ損益		繰延ヘッジ損益
	訴訟損失引当金		その他
	その他		繰延税金資産小計
	繰延税金資産小計		評価性引当金
	評価性引当金(注)		繰延税金資産合計
	繰延税金資産合計		
			繰延税金負債
	繰延税金負債		その他有価証券評価差額金
	その他有価証券評価差額金		その他
	その他		繰延税金負債合計
	繰延税金負債合計		繰延税金資産の純額
	繰延税金資産の純額		
(注) 関係会社株式評価損に係る繰延税金資産から控除した評価性引当金が、在外子会社の減資により 1,377 百万円減少しております。			
2	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	2	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳
	法定実効税率		法定実効税率
	(調整)		(調整)
	交際費等永久に損金に算入されない項目		交際費等永久に損金に算入されない項目
	受取配当金等永久に益金に算入されない項目		受取配当金等永久に益金に算入されない項目
	評価性引当金の減少		その他
	その他		税効果会計適用後の法人税等の負担率
	税効果会計適用後の法人税等の負担率		

(関連当事者情報)

第 63 期(自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)

1 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社

重要な該当事項はありません。

(イ) 財務諸表提出会社の子会社

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金 又は 出資金	事業 の内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連 当事者 との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	Nikko Asset Management International Limited	シンガ ポール 国	232,369 (SGD 千)	アセット マネジメン ト業	直接 100.00	—	資金の貸付 (米国ドル 貨建) (注 1)	—	関係会社 短期 貸付金	2,019 (USD 16,500 千)
							貸付金利息 (米国ドル 貨建) (注 1)	44 (USD 397 千)	未収収益	10 (USD 86 千)
							資金の返済 (円貨建) (注 1)	577	関係会社 短期 貸付金	—
							貸付金利息 (円貨建) (注 1)	3	未収収益	—
							資金の貸付 (シンガポール ドル貨建) (注 1)	2,788 (SGD 33,000 千)	関係会社 短期 貸付金	2,985 (SGD 33,000 千)
							貸付金利息 (シンガポール ドル貨建) (注 1)	23 (SGD 266 千)	未収収益	23 (SGD 266 千)
							減資 (注 2)	9,149 (SGD 110,000 千)	—	—
子会社	Nikko AM Americas Holding Co., Inc.	米国	131,079 (USD 千) (注 3)	アセット マネジメン ト業	直接 100.00	—	配当の受取	3,788 (USD 34,000 千)	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- 融資枠 5,300 百万円 (若しくは 5,300 百万円相当額の外国通貨)、返済期間 1 年間のリボルビング・ローンで、金利は市場金利を勘案して決定しております。
- Nikko Asset Management International Limited の行った 110,000 千株の減資により、当社は資金の払戻を受けております。
- Nikko AM Americas Holding Co., Inc. の資本金は、資本金及び資本剰余金の合計額を記載しております。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社（東京証券取引所等に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

当事業年度において、重要な関連会社は融通(ロントン)基金管理有限公司であり、その要約財務情報は以下のとおりであります。なお、下記数値は 2021 年 12 月 31 日に終了した年度の財務諸表を当日の直物為替相場で円貨に換算したものであります。

資産合計	34,450 百万円
負債合計	6,257 百万円
純資産合計	28,192 百万円

営業収益	18,176 百万円
税引前当期純利益	5,587 百万円
当期純利益	3,956 百万円

第 64 期(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

1 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社

重要な該当事項はありません。

(イ) 財務諸表提出会社の子会社

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金 又は 出資金	事業 の内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連 当事者 との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	Nikko Asset Management International Limited	シンガ ポール 国	232,369 (SGD 千)	アセット マネジメン ト業	直接 100.00	—	資金の貸付 (シンガポールド ル貨建) (注 1)	—	関係会社 短期 貸付金	3,318 (SGD 33,000 千)
							貸付金利息 (シンガポールド ル貨建) (注 1)	103 (SGD 1,043 千)	未収収益	55 (SGD 551 千)
							資金の返済 (米国ドル貨建) (注 2)	2,019 (USD 16,500 千)	関係会社 短期 貸付金	—
							貸付金利息 (米国ドル貨建) (注 2)	3 (USD 26 千)	未収収益	—
子会社	Nikko AM Americas Holding Co., Inc.	米国	131,079 (USD 千) (注 3)	アセット マネジメン ト業	直接 100.00	—	配当の受取	7,795 (USD 58,000 千)	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 融資枠 55 百万シンガポールドル、返済期間 1 年間のリボルビング・ローンで、金利は市場金利を勘案して決定しております。
2. 融資枠 5,300 百万円（若しくは 5,300 百万円相当額の外国通貨）、返済期間 1 年間のリボルビング・ローンで、金利は市場金利を勘案して決定しておりました（決定方針等を 2022 年 8 月 26 日付にて上記 1 に変更しております）。
3. Nikko AM Americas Holding Co., Inc. の資本金は、資本金及び資本剰余金の合計額を記載しております。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社（東京証券取引所等に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

当事業年度において、重要な関連会社は融通(ロントン)基金管理有限公司であり、その要約財務情報は以下のとおりであります。なお、下記数値は 2022 年 12 月 31 日に終了した年度の財務諸表を当日の直物為替相場で円貨に換算したものであります。

資産合計	34,828 百万円
負債合計	5,655 百万円
純資産合計	29,173 百万円

営業収益	15,864 百万円
税引前当期純利益	4,191 百万円
当期純利益	3,159 百万円

(セグメント情報等)

セグメント情報

第 63 期(自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

第 64 期(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

関連情報

第 63 期(自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)

1 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスはアセットマネジメント業として単一であるため、記載しておりません。

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の 90%超であるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

国外に所在している有形固定資産が無いため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

営業収益の 10%以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載しておりません。

第 64 期(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

1 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスはアセットマネジメント業として単一であるため、記載しておりません。

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の 90%超であるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

国外に所在している有形固定資産が無いため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

営業収益の 10%以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載しておりません。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

第 63 期(自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

第 64 期(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

第 63 期(自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

第 64 期(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

第 63 期(自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

第 64 期(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

(収益認識関係)

第 63 期(自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)

1 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

2 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針) 4 収益の計上基準」に記載のとおりです。

3 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報
重要性が乏しいため記載を省略しております。

第 64 期(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

1 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

2 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針) 4 収益の計上基準」に記載のとおりです。

3 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報
重要性が乏しいため記載を省略しております。

(1株当たり情報)

項目	第 63 期 (自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)	第 64 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)
1 株当たり純資産額	468 円 88 銭	522 円 22 銭
1 株当たり当期純利益金額	62 円 50 銭	91 円 81 銭

(注) 1 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式が非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、希薄化効果を算定できないため記載しておりません。

2 1 株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第 63 期 (自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)	第 64 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)
当期純利益 (百万円)	12,136	17,826
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—
普通株式に係る当期純利益 (百万円)	12,136	17,826
普通株式の期中平均株式数 (千株)	194,152	194,152
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	2016 年度ストックオプション (1) 88,000 株、2016 年度ストックオプション (2) 816,000 株、2017 年度ストックオプション (1) 1,536,000 株	2016 年度ストックオプション (2) 217,000 株、2017 年度ストックオプション (1) 752,000 株

3 1 株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第 63 期 (2022 年 3 月 31 日)	第 64 期 (2023 年 3 月 31 日)
純資産の部の合計額 (百万円)	91,035	101,391
純資産の部の合計額から控除する金額 (百万円)	—	—
普通株式に係る期末の純資産額 (百万円)	91,035	101,391
1 株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数 (千株)	194,152	194,152

(重要な後発事象)

当社は 2022 年 12 月 21 日付け株式売買契約書に基づき、星州子会社の日興アセットマネジメントインターナショナルが保有する関連会社 AHAM アセットマネジメント Berhad の 20%の株式を、2023 年 4 月 19 日に 13,412 百万円で取得しました。

中間財務諸表等
(1) 中間貸借対照表

(単位：百万円)

第 65 期中間会計期間
(2023 年 9 月 30 日)

資産の部		
流動資産		
現金・預金		31,751
金銭の信託		2,500
有価証券		78
未収委託者報酬		16,602
未収収益		940
その他	※ 2	3,797
流動資産合計		55,670
固定資産		
有形固定資産	※ 1	330
無形固定資産		389
投資その他の資産		
投資有価証券		24,116
関係会社株式		37,647
長期差入保証金		338
繰延税金資産		240
投資その他の資産合計		62,343
固定資産合計		63,063
資産合計		118,734

(単位：百万円)

第 65 期中間会計期間
(2023 年 9 月 30 日)

負債の部

流動負債

未払金	8,446
未払費用	3,085
未払法人税等	1,334
未払消費税等	※ 3 575
賞与引当金	1,383
役員賞与引当金	162
その他	1,230
流動負債合計	16,218

固定負債

退職給付引当金	1,458
賞与引当金	397
役員賞与引当金	40
その他	170
固定負債合計	2,067

負債合計

18,286

純資産の部

株主資本

資本金	17,363
資本剰余金	
資本準備金	5,220
資本剰余金合計	5,220

利益剰余金

その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	77,549
利益剰余金合計	77,549

自己株式	△2,067
------	--------

株主資本合計	98,066
--------	--------

評価・換算差額等

その他有価証券評価差額金	3,457
繰延ヘッジ損益	△1,075
評価・換算差額等合計	2,381

純資産合計

100,447

負債純資産合計

118,734

(2) 中間損益計算書

(単位：百万円)

第 65 期中間会計期間 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日)		
営業収益		
委託者報酬		37,779
その他営業収益		1,652
営業収益合計		39,431
営業費用及び一般管理費	※ 1	35,014
営業利益		4,416
営業外収益	※ 2	1,245
営業外費用	※ 3	1,458
経常利益		4,203
特別利益	※ 4	501
特別損失	※ 5	99
税引前中間純利益		4,605
法人税等	※ 6	1,270
中間純利益		3,335

(3) 中間株主資本等変動計算書

第 65 期中間会計期間（自 2023 年 4 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本 合計
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
				繰越利益 剰余金			
当期首残高	17,363	5,220	5,220	79,307	79,307	△ 2,067	99,823
当中間期変動額							
剰余金の配当				△ 5,092	△ 5,092		△ 5,092
中間純利益				3,335	3,335		3,335
株主資本以外の項目の 当中間期変動額 (純額)							
当中間期変動額合計	－	－	－	△ 1,757	△ 1,757	－	△ 1,757
当中間期末残高	17,363	5,220	5,220	77,549	77,549	△ 2,067	98,066

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	2,056	△ 488	1,567	101,391
当中間期変動額				
剰余金の配当				△ 5,092
中間純利益				3,335
株主資本以外の項目の 当中間期変動額 (純額)	1,400	△ 587	813	813
当中間期変動額合計	1,400	△ 587	813	△ 943
当中間期末残高	3,457	△ 1,075	2,381	100,447

注記事項
(重要な会計方針)

項目	第 65 期中間会計期間 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日)
1 資産の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券 ①子会社株式及び関連会社株式 総平均法による原価法 ②その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定) 市場価格のない株式等 総平均法による原価法 (2) 金銭の信託 時価法 (3) デリバティブ 時価法
2 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法により償却しております。ただし、2016 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。 (2) 無形固定資産 定額法により償却しております。なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5 年)に基づく定額法によっております。
3 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき当中間会計期間負担額を計上しております。 (2) 役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき当中間会計期間負担額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 ① 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 ② 数理計算上の差異の費用処理方法 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10 年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。
4 収益の計上基準	当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行业務の内容及び当該履行业務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。 (1) 投資信託委託業務 当社は、投資信託契約に基づき投資信託商品に関する投信委託サービスを提供し、商品の運用資産残高(以下「AUM」)に応じて手数料を受領しております。サービスの提供を通じて得られる投資信託報酬は、各ファンドの AUM に固定料率を乗じて毎日計算さ

	れ、日次で収益を認識しております。 (2) 投資顧問業務 当社は、投資顧問契約に基づき機関投資家に投資顧問サービスを提供し、ファンドの AUM に応じて手数料を受領しております。サービスの提供を通じて得られる投資顧問報酬は、一般的に各ファンドの AUM に投資顧問契約で定められた固定料率を乗じて毎月計算され、月次で収益を認識しております。 (3) 成功報酬 当社がファンドの運用成果に応じて受領する成功報酬は、投資信託契約または投資顧問契約のもと、報酬を受領することが確実であり、将来返還する可能性が無いことが判明した時点で収益を認識しております。
5 ヘッジ会計の方法	(1) ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。 (2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段は為替予約、ヘッジ対象は投資有価証券であります。 (3) ヘッジ方針 ヘッジ取引細則等に基づき、ヘッジ対象に係る為替変動リスクをヘッジしております。 (4) ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間における相場変動によるヘッジ手段及びヘッジ対象資産に係る損益の累計を比較し有効性を評価しております。
6 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1) 資産に係る控除対象外消費税等の会計処理 資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は当中間会計期間の費用として処理しております。 (2) 税金費用の計算方法 税金費用については、当中間会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前中間純利益に、当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(中間貸借対照表関係)

第 65 期中間会計期間 (2023 年 9 月 30 日)	
※ 1	有形固定資産の減価償却累計額 2,354 百万円
※ 2	信託資産 流動資産のその他のうち 2 百万円は、「直販顧客分別金信託契約」により、野村信託銀行株式会社に信託しております。
※ 3	消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。
※ 4	保証債務 ティンダルエクイティーズ・オーストラリア・ピーティーワイ・リミテッド（旧社名「日興AMエクイティーズ・オーストラリア・ピーティーワイ・リミテッド」）が発行する買戻し条件付株式の買戻請求に関する債務について、ヤラ・キャピタル・マネジメント・リミテッドは最大 480 百万円（5 百万豪ドル）を提供する義務を負っています。当社はヤラ・キャピタル・マネジメント・リミテッドが負う当該資金提供義務を保証しております。

(中間損益計算書関係)

第 65 期中間会計期間 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日)	
※ 1	減価償却実施額 有形固定資産 46 百万円 無形固定資産 50 百万円
※ 2	営業外収益のうち主要なもの 受取利息 16 百万円 受取配当金 1,205 百万円
※ 3	営業外費用のうち主要なもの 支払利息 255 百万円 為替差損 184 百万円 デリバティブ費用 1,017 百万円
※ 4	特別利益のうち主要なもの 投資有価証券売却益 501 百万円
※ 5	特別損失のうち主要なもの 投資有価証券売却損 97 百万円
※ 6	中間会計期間における税金費用につきましては、簡便法により計算しているため、法人税等調整額は「法人税等」に含めて表示しております。

(中間株主資本等変動計算書関係)

第 65 期中間会計期間 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当中間会計期間増加	当中間会計期間減少	当中間会計期間末
普通株式 (株)	197,012,500	—	—	197,012,500

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当中間会計期間増加	当中間会計期間減少	当中間会計期間末
普通株式 (株)	2,860,000	—	—	2,860,000

3 新株予約権等に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当中間会 計期間末 残高 (百万円)
		当事業 年度期首	当中間 会計期間 増加	当中間 会計期間 減少	当中間 会計期間末	
2016 年度 ストックオプション (2)	普通株式	217,000	—	96,000	121,000	—
2017 年度 ストックオプション (1)	普通株式	752,000	—	406,000	346,000	—
合計		969,000	—	502,000	467,000	—

(注) 1 当中間会計期間の減少は、新株予約権の失効等によるものであります。

2 2016 年度ストックオプション(2)121,000 株及び 2017 年度ストックオプション(1)346,000 株は、当中間会計期間末現在、権利行使期間の初日が到来しておりますが、他の条件が満たされていないため新株予約権を行使することができません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額 (百万円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023 年 5 月 26 日 取締役会	普通株式	5,092	26.23	2023 年 3 月 31 日	2023 年 6 月 27 日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間末後となるもの
該当事項はありません。

(リース取引関係)

第 65 期中間会計期間 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日)	
オペレーティング・リース取引	
解約不能のものに係る未経過リース料	
1 年内	911 百万円
1 年超	3,049 百万円
合計	3,961 百万円

(金融商品関係)

第 65 期中間会計期間(2023 年 9 月 30 日)

金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びレベルごとの内訳等については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

また、金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下 3 つのレベルに分類しております。

レベル 1 の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル 2 の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル 1 のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル 3 の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって中間貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

	中間貸借対照表計上額			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
金銭の信託	—	2,500	—	2,500
有価証券				
其他有価証券				
投資信託	6,821	17,357	—	24,178
資産計	6,821	19,857	—	26,678
デリバティブ取引(※ 1、2)				
株式関連	242	—	—	242
通貨関連	—	△685	—	△685
デリバティブ取引計	242	△685	—	△442

(※ 1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、△で示しております。

(※ 2) 株式関連のデリバティブ取引のうち 242 百万円は、中間貸借対照表上流動資産のその他に含まれております。また通貨関連のデリバティブ取引のうち 685 百万円は、流動負債のその他に含まれております。

(2) 時価をもって中間貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

現金・預金、未収委託者報酬、未収収益、未払金及び未払費用は、短期間（１年以内）で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注１) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

資 産

金銭の信託

金銭の信託の信託財産のうち、銀行勘定貸については取引先金融機関から提供された価格により算定しており、当該価格は活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル２の時価に分類しております。

有価証券

上場投資信託は、取引所の価格を時価としており、市場の活発性に基づき、レベル１の時価に分類しております。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買取請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限が無い場合には基準価額等を時価としており、レベル２の時価に分類しております。

デリバティブ取引

株式関連

株式指数先物取引は活発な市場における無調整の相場価格を利用できることから、その時価をレベル１に分類しております。

通貨関連

為替予約の時価は、金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

(注２) 市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	中間貸借対照表計上額
非上場株式	16
子会社株式	19,011
関連会社株式	18,635

(有価証券関係)

第 65 期中間会計期間(2023 年 9 月 30 日)

1 子会社株式及び関連会社株式

(注)子会社株式及び関連会社株式は市場価格のない株式等であり、(金融商品関係)金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項(注2)に記載のとおりであります。

2 その他有価証券

(単位:百万円)

	種類	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	投資信託	22,320	17,117	5,202
	小計	22,320	17,117	5,202
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	投資信託	1,858	2,078	△220
	小計	1,858	2,078	△220
合計		24,178	19,195	4,982

(注)1 減損処理にあたっては、中間期末における時価が取得原価に比べ 50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%~50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。当中間会計期間については、該当ございません。

2 非上場株式(中間貸借対照表計上額 16 百万円)については、市場価格のない株式等であることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

(デリバティブ取引関係)

第 65 期中間会計期間(2023 年 9 月 30 日)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

株式関連

種類		契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	株価指数先物取引				
	売建	13,289	-	242	242
合計		13,289	-	242	242

(注)1 上記取引については時価評価を行い、評価損益は損益計算書に計上しております。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

通貨関連

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的 処理方法	為替予約取引	投資有価証券			
	売建				
	米ドル		6,055	—	△528
	豪ドル		124	—	△2
	ユーロ		344	—	△7
	香港ドル		527	—	△53
	人民元	2,876	—	△93	
合計			9,928	—	△685

(持分法損益等)

第 65 期中間会計期間 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日)	
関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等	
(1) 関連会社に対する投資の金額	5,339 百万円
(2) 持分法を適用した場合の投資の金額	16,494 百万円
(3) 持分法を適用した場合の投資利益の金額	1,148 百万円

(収益認識関係)

第 65 期中間会計期間(2023 年 9 月 30 日)

1 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

2 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針 4. 収益の計上基準」に記載の通りです。

3 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(ストックオプション等関係)

第 65 期中間会計期間(自 2023 年 4 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

第 65 期中間会計期間(自 2023 年 4 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日)

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

[関連情報]

第 65 期中間会計期間(自 2023 年 4 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日)

1 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスはアセットマネジメント業として単一であるため、記載しておりません。

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の 90%超であるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

国外に所在している有形固定資産が無いため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

営業収益の 10%以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載しておりません。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

第 65 期中間会計期間(自 2023 年 4 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日)
該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

第 65 期中間会計期間(自 2023 年 4 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日)
該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

第 65 期中間会計期間(自 2023 年 4 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日)
該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

項目	第 65 期中間会計期間 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日)
1 株当たり純資産額	517 円 36 銭
1 株当たり中間純利益金額	17 円 17 銭

(注) 1 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額については、新株予約権等の残高はありますが、当社株式が非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、希薄化効果を算定できないため記載しておりません。

2 1 株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第 65 期中間会計期間 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日)
中間純利益 (百万円)	3,335
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—
普通株式に係る中間純利益 (百万円)	3,335
普通株式の期中平均株式数 (千株)	194,152
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	2016 年度ストックオプション(2)121,000 株、 2017 年度ストックオプション(1)346,000 株

3 1 株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第 65 期中間会計期間 (2023 年 9 月 30 日)
中間貸借対照表の純資産の部の合計額 (百万円)	100,447
純資産の部の合計額から控除する金額 (百万円)	—
普通株式に係る中間会計期間末の純資産額 (百万円)	100,447
1 株当たり純資産額の算定に用いられた中間会計期間末の普通株式の数 (千株)	194,152

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（４）、（５）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5) 上記（３）、（４）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

- (1) 定款の変更
委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項
委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

<約 款>

＜追加型証券投資信託 バランスポートフォリオ＞

運 用 の 基 本 方 針

約款第15条に基づき、委託者が別に定める運用の基本方針は次のものとします。

基 本 方 針

この投資信託は、信託財産の長期的成長と安定した収益の確保をはかることを目指して運用を行ないます。

運 用 方 法

(1)投資対象

インデックス東証株式マザーファンド受益証券および内外の公社債を主要投資対象とします。

(2)投資態度

インデックス東証株式マザーファンド受益証券に投資することにより売買益を追求し、内外の公社債に投資することにより利息等収益の確保につとめます。

株式以外の資産への実質投資割合（マザーファンドの信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした割合を含みます。）は、原則として、信託財産の総額の75%以下とします。

ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

運 用 制 限

- (1) インデックス東証株式マザーファンド受益証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の70%未満とします。
- (2) 同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条の3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- (3) 外貨建資産への投資は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。
- (4) 有価証券先物取引等は、約款第17条の範囲で行ないます。
- (5) スワップ取引は、約款第17条の2の範囲で行ないます。
- (6) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

収 益 分 配 方 針

毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行なう方針です。

①分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

②分配対象額についての分配方針

利子・配当等収益を中心に安定的に分配を行ないますが、分配金額は委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行なわないこともあります。

③留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行ないます。

追加型証券投資信託 バランスポートフォリオ 約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は証券投資信託であり、日興アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

(信託事務の委託)

第1条の2 受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、この信託に関する信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

(信託の目的、金額および追加信託の限度額)

第2条 委託者は、金2,378万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者は、これを引き受けま

す。

② 委託者は、受託者と合意の上、金2,000億円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意の上、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第42条、第43条第1項、第44条第1項および第46条第2項の規定による解約の日までとします。

(受益権の取得申込の勧誘の種類)

第3条の2 この信託に係る受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

(当初の受益者)

第4条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第5条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第5条 委託者は、第2条第1項による受益権については2,378万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第6条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議の上、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第6条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。））、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③ 第21条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

(信託日時異なる受益権の内容)

第7条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第8条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社振法の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消さ

れた場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第5条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

④ 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在のすべての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行なわれたもので、当該一部解約に係る一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。振替受入簿に記載または記録された受益権に係る受益証券は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する第一種金融商品取引業者（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）に当該申請の手続きを委任することができます。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第9条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

（受益権の申込単位および価額）

第10条 委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、第5条第1項の規定により分割される受益権を、別に定める自動けいぞく投資契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に対し、1口の整数倍をもって取得の申込に応ずることができます。

② 前項の取得申込者は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、当該取得申込の代金（第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

③ 第1項の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る売却価額は、1口につき1円とします。

④ 前項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第30条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑤ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付を中止することおよび既に受け付けた取得申込の受付を取消することができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第10条の2 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第10条の3 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(受益証券の再交付)

第11条 (削 除)

(毀損した場合等の再交付)

第12条 (削 除)

(受益証券の再交付の費用)

第13条 (削 除)

(投資の対象とする資産の種類)

第13条の2 この信託において投資の対象とする資産の種類（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条各号で定める特定資産の種類をいいます。）は、次に掲げるものとします。

1. 有価証券

2. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、第17条および第17条の2に定めるものに限ります。）

3. 金銭債権

4. 約束手形

② この信託においては、前項各号に掲げる資産のほか、次に掲げる資産を投資の対象とします。

1. 為替手形

(運用の指図範囲および株式への投資制限等)

第14条 委託者は、信託金を、主として日興アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結された証券投資信託 インデックス東証株式マザーファンド（その受益権を他の証券投資信託の信託財産に取得させることを目的とした証券投資信託であり、以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国債証券

2. 地方債証券

3. 特別の法律により法人の発行する債券

4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。新株予約権付社債については、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条の3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）に限ります。）

5. 特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

6. コマーシャル・ペーパー

7. 外国または外国の者の発行する証券で、前各号の証券の性質を有するもの

8. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下本号において同じ。）または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）で投資法人債券に類する証券

9. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

10. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

11. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

12. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

13. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号から第5号までの証券ならびに第8号の証券ならびに第7号の証券のうち第1号から第5号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

② 前項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きま

す。)

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

- ③ 委託者は、信託財産に属する証券投資信託インデックス東証株式マザーファンドの受益証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の70以上となる投資の指図をしません。

(受託者の自己または利害関係人等との取引)

第14条の2 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条および第22条において同じ。）、第22条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第13条の2ならびに第14条第1項および第2項に定める資産への投資を行なうことができます。

- ② 前項の取扱いは、第17条から第19条まで、第21条および第26条から第27条の2までにおける委託者の指図による取引についても同様とします。

(運用の基本方針)

第15条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行ないます。

(投資する公社債の範囲)

第16条 (削 除)

(先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第17条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）、および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第14条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

- ② 委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

- ③ 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引

と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第14条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されるものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第14条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額（以下本号において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

（スワップ取引の運用指図・目的・範囲）

第17条の2 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンド（インデックス東証株式マザーファンドをいいます。以下本条において同じ。）の信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ 前項においてマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。
- ⑥ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（同一銘柄の転換社債等への投資制限）

第18条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

（有価証券の貸付の指図および範囲）

第18条の2 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を第2項に定める範囲内で貸付の指図をすることができます。

- ② 前項の公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- ③ 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ④ 委託者は、公社債の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(外貨建資産への投資制限)

第19条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上り等により100分の30を超えることとなった場合には、すみやかにこれを調整します。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第20条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約の指図)

第21条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

(海外金融先物市場における先物取引および先物オプション取引の目的・範囲)

第21条の2 (削 除)

(デリバティブ取引等に係る投資制限)

第21条の3 デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

(信託業務の委託等)

第22条 受託者は、委託者と協議の上、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条において同じ。))を含みます。)を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 信託財産の保管等を委託する場合においては、当該財産の分別管理を行なう体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務(裁量性のないものに限り、)を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存に係る業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(有価証券の保管)

第22条の2 (削 除)

(混蔵寄託)

第23条 金融機関または金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託することができるものとします。

(一括登録)

第24条 (削 除)

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第25条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する

旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

（一部解約の請求および有価証券の売却に関する指図）

第26条 委託者は、信託財産に属するマザー信託の受益証券に係る信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却に関して一切の指図ができます。

（再投資の指図）

第27条 委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等ならびにその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第27条の2 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

- ② 前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
1. 一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内
 2. 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内
 3. 借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%以内

- ③ 一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。

- ④ 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。

- ⑤ 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

（損益の帰属）

第28条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第29条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は、資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第30条 この信託の計算期間は、毎年11月8日から翌年11月7日までとします。ただし、初年度の計算期間は1987年11月27日から1988年11月7日までとします。

- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

（信託財産に関する報告）

第31条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

（信託事務等の諸費用）

第32条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息、信託財産の財務諸表の監査に要する費用ならびに当該費用に係る消費税および地方消費税相当額（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

（信託報酬等の額および支弁の方法）

第33条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第30条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の52の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該終了日が休業日の場合はその翌営業日とします。）および毎計算期末、または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁の時に信託財産中から支弁します。

（収益分配）

第34条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。ただし、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。ただし、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② （削 除）

③ 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

（追加信託金および一部解約金の計算処理）

第35条 （削 除）

（収益分配金の再投資等）

第36条 受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する第一種金融商品取引業者に交付されます。

② 委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、別に定める契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込に応じたものとします。当該取得により増加した受益権は、第8条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 第41条第3項により信託の一部解約が行なわれた場合および第40条第1項により委託者の指定する第一種金融商品取引業者が受益権を買取った場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、前項の規定にかかわらず、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益者に支払います。

④ 収益分配金に係る収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（記名式受益証券への変更ならびに受益証券の返還請求の取扱い）

第36条の2 （削 除）

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第37条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第38条第1項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第38条第2項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（償還金および一部解約金等の支払い）

第38条 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する第一種金融商品取引業者の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と

同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。

- ② 一部解約金は、第41条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として4営業日目から当該受益者に支払います。
- ③ 前2項に規定する償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者の営業所において行なうものとし、
- ④ 第36条第3項に規定する信託の一部解約に係る受益権に帰属する収益分配金および委託者の指定する第一種金融商品取引業者が受益権を買取った場合の当該受益権に帰属する収益分配金は、原則として、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から委託者の指定する第一種金融商品取引業者の営業所において受益者に支払います。
- ⑤ 償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、

(償還金の時効)

第39条 受益者が、償還金について前条第1項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(受益権の買取り)

第40条 委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、受益者の請求があるときは、1口単位をもってその受益権を買取ります。

- ② 受益権の買取価額は、買取約定日の基準価額から、当該買取りに関して当該買取りを行なう委託者の指定する第一種金融商品取引業者にかかる源泉徴収税額に相当する金額を控除した価額とします。
- ③ 受益者は、平成19年1月4日以降の第1項の請求をするときは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者に対し、振替受益権をもって行なうものとし、ただし、平成19年1月4日以降に買取りの代金が受益者に支払われることとなる第1項の請求で、平成19年1月4日以前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとし、
- ④ 委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者との協議に基づいて第1項による受益権の買取りを中止することおよび既に受け付けた受益権の買取りの約定を取消することができます。
- ⑤ 前項により受益権の買取りが中止された場合には、受益者は買取中止当日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取価額は、買取中止を解除した後の最初の基準価額の計算日を買取約定日として、第2項の規定に準じて算定された価額とします。

(一部解約)

第41条 受益者（前条の委託者の指定する第一種金融商品取引業者を含みます。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者に対し、振替受益権をもって行なうものとし、ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日以前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとし、
- ③ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
- ④ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の基準価額とします。
- ⑤ 委託者は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取消することができます。
- ⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日を一部解

約の実行の請求日として、第4項の規定に準じて算定した価額とします。

(質権口記載または記録の受益権の取り扱い)

第41条の2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

(信託契約の解約)

第42条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出るものとします。

② 委託者は、前項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合は、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、第1項の信託契約の解約を行いません。

⑤ 委託者は、この信託契約の解約を行わないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑥ 前3項の規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行なうことが困難な場合は、適用しないものとします。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第43条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第47条の規定に従うものとします。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第44条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社を引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第47条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第45条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第46条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第47条の規定に従い新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第47条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託約款を変更することができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出るものとします。

② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる

受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、第1項の信託約款の変更を行いません。
- ⑤ 委託者は、前項の規定により信託約款の変更を行わないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第47条の2 第42条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行なう場合において、第42条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(公告)

第48条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(運用報告書の交付省略)

第48条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項で定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書を次のアドレスに掲載するものとします。

www.nikkoam.com/

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第49条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

附 則

- 第1条 変更後の第10条の各規定は、平成12年4月3日以降の取得申込より適用します。
- 第2条 (削 除)
- 第3条 変更後の第30条の規定は、第9計算期間の翌期初より適用するものとします。
- 第4条 変更後の第32条の規定は、平成11年7月1日より適用します。
- 第5条 変更後の第6条第1項の規定は、平成12年4月4日以降行なわれる追加信託について適用するものとします。
- ② 変更後の第6条第2項の規定は、平成11年9月28日以降の純資産総額の計算に適用するものとします。
- 第6条 変更後の第33条第1項の規定は、平成11年12月1日以降計上される信託報酬より適用します。
- ② 変更後の第33条第3項の規定は、平成9年4月1日以降計上される信託報酬より適用します。
- 第7条 第36条第4項および第38条第5項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。なお、平成12年3月31日以前の取得申込に係る受益権の信託時の受益証券の価額は、委託者が計算する平成12年3月31日の平均信託金（信託金総額を受益権総口数で除して得た額）とみなすものとします。
- 第8条 変更後の第40条の各規定は、平成12年4月3日以降の買取請求より適用します。
- 第9条 平成18年12月29日現在の信託約款第8条、第9条、第11条から第13条までおよび第36条の2の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。
- 第10条 この約款において、「自動けいぞく投資契約」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者の指定する第一種金融商品取引業者が締結する「自動けいぞく投資契約」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、「自動けいぞく投資契約」は当該別の名称に読み替えるものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 1987年11月27日

東京都港区赤坂九丁目7番1号
委託者 日興アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
受託者 三菱UFJ信託銀行株式会社

